#### がいこくじん む **(外国人向け)**

<u>ハイヤー・タクシー運転者をめざす人のための</u>

がくしゅうよう

# 学習用テキスト

#### もく **目 次**

だい しょうほうれい
第 1 章 法 令 ・・・・・・・・・・・・・・・1
1. 1講習の目的 ・・・・・・・・・・・・・・・・2
とうろうんそうほう まも けいさい 1. 2 道路運送法(主なものを掲載)・・・・・・・・・・・3
もくてき だい じょう ぜんぶん 1.目的(第1条)(全文) ・・・・・・・・・・・・・・・ 3
ていぎ だい じょう ばっすい へんしゅう 2.定義(第2条)(抜粋を編集)・・・・・・・・・・・・・・・ 3
しゅるい だい じょう ぜんぶん へんしゅう 3.種類(第3条)(全文を編集)・・・・・・・・・・・・・・4
いっぱんりょかくじどうしゃうんそうじぎょう きょか だい じょう ばっすい へんしゅう 4.一般旅客自動車運送事業の許可(第4条)(抜粋を編集)・・・・・・5
いっぱんじょうょうりょかくじどうしゃうんそうじぎょう うんちんおよ りょうきん だい じょう ち. 一般乗用旅客自動車運送事業の運賃及び料金(第9条の3)
ばっすい へんしゅう (抜粋を編集)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・6
うんちんまた りょうきん わりもど きんし だい じょう ぜんぶん へんしゅう 6. 運賃又は料金の割戻しの禁止(第10条)(全文を編集)・・・・・・6
うんそうやっかん だい じょう ばっすい へんしゅう 7.運送約款(第11条)(抜粋を編集)・・・・・・・・・・・・・・・ 6
うんそうひきうけぎ む だい じょう ぜんぶん へんしゅう 8.運送引受義務(第13条)(全文を編集)・・・・・・・・・・・・ 7
うんそう じゅんじょ だい じょう ぜんぶん へんしゅう 9. 運送の順序(第14条)(全文を編集)・・・・・・・・・・・・8
きんしこうい だい じょう ぜんぶん 10. 禁止行為(第20 条 )(全文)・・・・・・・・・・・・ 8
のりあいりょかく うんそう だい じょう ぜんぶん へんしゅう 11. 乗合旅客の運送(第21条)(全文を編 集)・・・・・・・・・ 10
うんてんしゃ せいげん だい じょう ぜんぶん へんしゅう

1		こうしゅう りべん そがい こうい きんしとう 公衆の利便を阻害する行為の禁止等		 11
1.	3	りょかくじどうしゃうんそうじぎょううんゆきそく おも 旅客自動車運送事業運輸規則(主な =		 13

もくてき だい じょう ぜんぶん 1.目的(第1条)(全文)・・・・・・・・・・・・・・・・13
いっぱんじゅんそく だい じょう ぜんぶん 2.一般 準 則 (第2 条 )(全文)・・・・・・・・・・・・・13
くじょうしょり だい じょう ぜんぶん 3.苦情処理(第3条)(全文)・・・・・・・・・・・・・・13
りょうしゅうしょう だい じょう ぱっすい 4. 領 収 証 (第10条)(抜粋)・・・・・・・・・・・・・14
うんそう ひきう およ けいぞく きょぜつ だい じょう ばっすい へんしゅう 5.運送の引受け及び継続の拒絶(第13条)(抜粋を編集)・・・・・15
じ こ
じ こ ししょうしゃ かん しょち だい じょう ぜんぶん へんしゅう 7.事故による死傷者に関する処置(第19条)(全文を編集)・・・・・16
いじょうきしょう じなど そちだい じょう ぜんぶん へんしゅう 8. 異常気象時等における措置(第20条)(全文を編集)・・・・・・16
かろうぼうしとう だい じょう ばっすい へんしゅう 9.過労防止等(第21 条)(抜粋を編 集)・・・・・・・・・・・16
じょうむきょり さいこうげんどとう だい じょう ばっすい へんしゅう 1 0.乗務距離の最高限度等(第22条)(抜粋を編集)・・・・・・17
てんことう だい じょう ぱっすい へんしゅう 1 1. 点呼等(第24条)(抜粋を編集)・・・・・・・・・・・18
じょうむきろく だい じょう ぱっすい へんしゅう 1 2. 乗務記録(第25 条)(抜粋を編 集)・・・・・・・・・・・・19
ち ず
うんてんしゃ せんにん だい じょう ぜんぶん へんしゅう 1 4.運転者の選任(第36条)(全文を編集)・・・・・・・・・・21
あんぜんおょ ふくむ きりっ だい じょう ぜんぶん 15. 安全及び服務のための規律(第41条)(全文)・・・・・・・・23
じぎょうようじどうしゃない けいじ だい じょう ばっすい へんしゅう 1 6.事業用自動車内の掲示(第42条)(抜粋を編集)・・・・・・・25
おうきゅうよう き ぐ な ど ・ そなえつけ だい じょう ぜんぶん へんしゅう 1 7. 応 急 用器具等の 備 付 (第43 条 )(全文を 編 集)・・・・・・・ 24
じぎょうょうじどうしゃ せいけつほ じ だい じょう ぜんぶん へんしゅう 18 事業用白動車の清潔保持(第44条)(全文を編集)・・・・・・25

じょうむいん きんしじこう だい じょうだい こう ぜんぶん へんしゅう 19.乗務員の禁止事項(第49条第2項)(全文を編集)・・・・・・・25
うんてんしゃ じゅんしゅじこう だい じょうだい こう ぜんぶん へんしゅう 20.運転者の遵守事項(第50条第1項)(全文を編集)・・・・・・20
かいそうばん けいしゅつ だい じょうだい こう ぜんぶん 21.回送板の掲出(第50条第6項)(全文)・・・・・・・・・・・・27
かいそうばん けいしゅつ きんし だい じょうだい こう ぜんぶん へんしゅう 22.回送板の掲出の禁止(第50条第7項)(全文を編集)・・・・・28
じょうむきょり さいこうげんど だい じょうだい こう ぜんぶん へんしゅう 23. 乗務距離の最高限度(第50条第8項)(全文を編集)・・・・・・28
ぶっぴん もちこみせいげん だい じょう ばっすい へんしゅう 24.物品の持込制限(第52条)(抜粋を編集)・・・・・・・・・・29
ままうむてきせいかとくべつそちほう まも けいさい 1.4 タクシー業務適正化特別措置法(主なものを掲載)・・・・・・・36
もくてき だい じょう ぜんぶん 1.目的(第1条)(全文)・・・・・・・・・・・・・・・36
ていぎ だい じょう ぜんぶん へんしゅう 2. 定義(第2条)(全文を編集)・・・・・・・・・・・・37
していちいき してい だい じょう だい こう ぜんぶん 3.指定地域の指定(第2条の2第1項)(全文)・・・・・・・・・・41
とくていしていちいき してい だい じょう だい こう ぜんぶん 4. 特定指定地域の指定(第2条の3第1項)(全文)・・・・・・・41
とうろくうんてんしゃ じょうむ だい じょうだい こう ぜんぶん 5.登録運転者の乗務(第3条第1項)(全文)・・・・・・・・・・41
げんぽ だい じょう ぜんぶん 6.原簿(第4条)(全文)・・・・・・・・・・・・・・・42
とうろく しんせい だい じょう ぜんぶん へんしゅう 7. 登録の申請(第5条)(全文を編集)・・・・・・・・・・・・・・42
とうろく きょひ だい じょう ぜんぶん へんしゅう 8.登録の拒否(第7条)(全文を編集)・・・・・・・・・・・・・・43
とうろくじこう へんこうなど とどけで だい じょう ばっすい へんしゅう 9.登録事項の変更等の届出(第8条)(抜粋を編集)・・・・・・・・45
とうろく とりけ とう だいじょう ぜんぶん へんしゅう 10.登録の取消し等(第9条)(全文を編集)・・・・・・・・・・・・46
とうろく しょうじょ だい じょう ばっすい へんしゅう 11.登録の消除(第10条)(抜粋を編集)・・・・・・・・・・・・48

12.	げんぼ とうほんなど だい じょう ぜんぶん . <b>原簿の謄本等(第12 条)(全文)・・・・・・・・・・・・49</b>
13.	うんてんしゃしょう ひょうじ だい じょう ぜんぶん へんしゅう . 運転者 証 の表示(第13 条)(全文を編 集)・・・・・・・・・・50
14	うんてんしゃしょう こうふ だい じょう ぜんぶん . 運転者 証 の交付(第14条)(全文)・・・・・・・・・・・51
1 5	うんてんしゃしょう きさいじこう ていせい だい じょう ぜんぶん . 運転者 証 の記載事項の訂正(第15 条)(全文)・・・・・・・・51
16.	うんてんしゃしょう へんのうとう だい じょう ぜんぶん へんしゅう . 運転者 証 の返納等(第16 条)(全文を編 集)・・・・・・・・・51
17	うんてんしゃしょう さいこうふ だい じょう ぜんぶん . 運転者 証 の再交付(第17 条)(全文)・・・・・・・・・・・53
18	うんてんしゃしょう じょうとなど きんし だい じょう ぜんぶん . 運転者 証 の譲渡等の禁止(第18条)(全文)・・・・・・・・53
19	こうしゅう めいれい だい じょう ぜんぶん . 講習の命令(第18条の2)(全文)・・・・・・・・・・53
2 0	とうろくうんてんしゃぎょうむけいれきしょうめいしょ こうふ だい じょう ぜんぶん . 登録運転者業務経歴証明書の交付(第18条の3)(全文)・・・・54
2 1	とうろくとう だい じょう ばっすい へんしゅう . 登録等(第19条)(抜粋を編集)・・・・・・・・・・・54
22.	しんさせいきゅう だい じょう ぜんぶん へんしゅう . 審査請求(第32条の2)(全文を編集)・・・・・・・・・・54
2 3	てきせいかじぎょうじっしきかん してい だい じょう ばっすい へんしゅう . 適正化事業実施機関の指定(第34条)(抜粋を編集)・・・・・・55
24.	のりばおよ ・タクシー乗場及びタクシー乗 車禁止地区の指定(第43 条)(全文を
	へんしゅう 編集)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・55
25	ta ひょうじなど だい じょう ぜんぶん へんしゅう . タクシーである旨の表示等(第45 条)(全文を編 集)・・・・・・57
26	ふせいひょうじ きんし だい じょう ぜんぶん へんしゅう . 不正表示の禁止(第47条)(全文を編集)・・・・・・・・・57
27.	ゅそう あんぜんおよ りょうしゃ りべん かくほ かん しけん だい じょう ばっすい 輸送の安全及び利用者の利便の確保に関する試験(第48条)(抜粋を
	へんしゅう 知年(

しけんじ む だいこう だい じょう ばっすい へんしゅう 28. 試験事務の代行(第49条)(抜粋を編集)・・・・・・・・・58
1. 5 道路交通法 (主なものを掲載)・・・・・・・・・・・60
もくてき だい じょう ぜんぶん 1.目的(第1条)(全文)・・・・・・・・・・・・・・・・・60
ょうご いみ だいじょう ぱつずい へんしゅう 2.用語の意味(第2条)(抜粋を編集)・・・・・・・・・・・・・・・60
しんごうき しんごうとう したが ぎ む だい じょう ぜんぶん へんしゅう 3.信号機の信号等に 従 う義務(第7条)(全文を編 集)・・・・・・61
つうこうくぶん だい じょう ばっすい へんしゅう 4.通行区分(第17条)(抜粋を編集)・・・・・・・・・・・・62
ひだりがわょ つうこうとう だい じょう ぜんぶん へんしゅう 5.左側寄り通行等(第18条)(全文を編集)・・・・・・・・・・・62
しゃりょうつうこうたい だい じょう ぜんぶん へんしゅう 6. 車 両通行帯(第20条)(全文を編集)・・・・・・・・・・・・・・63
ろせん とうゆうせんつうこうたい だい じょう ぜんぶん へんしゅう 7.路線バス等優先通行帯(第20条の2)(全文を編集)・・・・・・・64
さいこうそくど だい じょう ばっすい へんしゅう 8.最高速度(第22条)(抜粋を編集)・・・・・・・・・・・・・・・65
きゅう きゅう きんし だい じょう ぜんぶん へんしゅう 9. 急 ブレーキの禁止(第24 条 )(全文を編 集)・・・・・・・・・・65
どうろがい で ばぁぃ ほうほう だい じょう ぜんぶん へんしゅう 10.道路外に出る場合の方法(第25 条)(全文を編 集)・・・・・・65
ぉラだんとぅ きんし だい じょぅ ぜんぶん へんしゅう 11.横断等の禁止(第25条の2)(全文を編集)・・・・・・・・・66
しゃかんきょり ほ じ だい じょう ぜんぶん へんしゅう 12.車間距離の保持(第26 条)(全文を編 集)・・・・・・・・・・・・67
しんる へんこう きんし だい じょう ぜんぶん へんしゅう 13.進路の変更の禁止(第26 条 の 2)(全文を編 集)・・・・・・・・67
ぉぃこ ほうほう だい じょう ぜんぶん へんしゅう 14.追越しの方法(第28 条)(全文を編 集)・・・・・・・・・・・・・69
ぉぃニ きんし ぱぁぃ だぃ じょう ぜんぶん へんしゅう 15.追越しを禁止する場合(第29 条)(全文を編 集)・・・・・・・70
ぉぃこ きんし ぱしょ だい じょう ぜんぶん へんしゅう 16.追越しを禁止する場所(第30条)(全文を編集)・・・・・・・70

	のりあいじどうしゃ はっしん ほご だい じょう ぜんぶん へんしゅう 乗合自動車の発進の保護(第31 条 の 2)(全文を編 集)・・・・・ 71
18.	<sup>ふみきり</sup> つうか だい じょう ぜんぶん へんしゅう 踏切の通過(第33 条)(全文を編 集)・・・・・・・・・72
19.	こうきてん きせつまた うせつ ほうほう だい じょう ばっすい へんしゅう 交差点における左折又は右折の方法(第34条)(抜粋を編 集)・・73
20.	こうきてん た しゃりょうなど かんけいとう だい じょう ぜんぶん へんしゅう 交差点における他の車 両 等 との関係等(第36 条)(全文を 編 集)・74
2 1.	おうだんほどうとう ほこうしゃとう ゆうせん だい じょう ぜんぶん へんしゅう 横断歩道等における歩行者等の優先(第38 条)(全文を編 集)・・76
22.	まうだんほどうとう こうさてん ほこうしゃとう ゆうせん だい じょう 横断歩道等のない交差点における歩行者等の優先(第38条の 2)
	(全文)・・・・・・・・・・・・・・・78
23.	じょこう ばしょ だい じょう ぜんぶん へんしゅう 徐行すべき場所(第42条)(全文を編集)・・・・・・・・78
24.	していばしょ いちじていし だい じょう ぜんぶん へんしゅう 指定場所における一時停止(第43 条)(全文を編 集)・・・・・78
25.	ていしゃおよ ちゅうしゃ きんし ばしょ だい じょう ぜんぶん へんしゅう 停車及び駐車を禁止する場所(第44条)(全文を編集)・・・・・79
26.	ちゅうしゃ きんし ばしょ だい じょう ぜんぶん へんしゅう 駐 車を禁止する場所(第45 条)(全文を編 集)・・・・・・・80
27.	ていしゃまた ちゅうしゃ ほうほう だい じょう ぜんぶん へんしゅう 停車又は駐車の方法(第47条)(全文を編集)・・・・・・・82
28.	こうさてんとう しんにゅうきんし だい じょう ぜんぶん へんしゅう 交差点等への進入禁止(第50条)(全文を編集)・・・・・・82
29.	しゃりょうなど とうか だい じょう ぜんぶん へんしゅう 車両等の灯火(第52条)(全文を編集)・・・・・・・・83
30.	あいず だい じょう ぜんぶん へんしゅう 合図(第53 条)(全文を編 集)・・・・・・・・・・・84
	せいびふりょうしゃりょう うんてん きんし だい じょう ぜんぶん へんしゅう 整備不良車両の運転の禁止(第62条)(全文を編集)・・・・・84
	うんこうきろくけい きろくとう だい じょう ぱっすい へんしゅう 運行記録計による記録等(第63 条 の 2)(抜粋を編 集)・・・・・85
33.	しゅきぉ ラルႠルとラ きんし だい じょラ ぱっすい へんしゅう 酒気帯び運転等の禁止(第65 条)(抜粋を編 集)・・・・・・85

3 4.	<sup>かろううんてんとう</sup> 過労運転等の	きんし だい 禁止(第	66条)	ぜんぶん (全文を	^んしゅう <b>編集</b> )					- 86
35.	あんぜんうんてん ぎ 安全運転の義	t だい 務(第70	<sup>じょう</sup> ぜん 条)(全	いぶん <b>(文)・・</b>						- 86
36.	うんてんしゃ じゅんし 運転者の遵令	ゅじこう だ <b>子事項(第</b>	ぃ じょう <b>Ŕ71 条</b> )	<sub>ばっすい</sub> (抜粋を	^んしゅう <b>編集</b> )					- 86
37.	ふつうじどうしゃなど <b>普通自動車等</b>	<sup>うんてんしゃ</sup> <b>の運転者</b>	<sup>じゅんしゅ</sup> の遵守	じこう だい <b>事項(第</b>	, じょう 第71 条(	D 3)	ぜんぶん ( <b>全文</b>	, 〜, :を緘	。 <b>集</b> )	. 89
38.	初心運転者標	<sup>うしきとう</sup> ひ <b>識 等 の</b> 表	ょうじ ぎ む <b>長示義務</b>	だい じょ ( <b>第71 名</b>	<sup>ょう</sup> その 5)	ばっす ( <b>抜</b> 料	い ^/ <b>忰を編</b>	ルゆう <b>集</b> )	)	• 91
39.	こうつうじ こ ぱる 交通事故の場	<sup>ぁぃ そち</sup> <b>:合の措置</b>	だい じ (第72 g	ょう ばっ 条)(抜	<sub>すい へん</sub> 粋を編	<sup>Lゅう</sup> 集)				• 91
40.	こうそくどうる だい 高速道路(第	<sub>じょう</sub> 75 条 の 2	2の3~~ 3~	ぃ じょう <b>有75 条 <i>0</i></b>	<b>D</b> 11) (	ばっすい ( <b>抜粋</b> ?	へんし <b>を編り</b>	。 <b>集)</b> •		- 92
4 1.	だいに しゅめんきょ <b>第二種免許</b> (	だい じょう 第86 条)	<sub>ばっすい</sub> (抜粋さ	~~んしゅう <b>·編集</b> )						- 93
42.	<sup>こうしん</sup> う 更新を受けよ	うとする	<sup>もの</sup> ぎ む 者の義務	だい <b>第10</b> 1	じょう I 条 の	3) (‡	<sub>たすい</sub> 友粋を	^んしr ·編り	<sup>♪う</sup> <b>集)・</b>	- 93
43.	<sup>さいいじょう</sup> もの 70歳以上の者	の特例(	だい じょう <b>第101 条</b>	ි <b>ග</b> 4) (	ばっすい (抜粋を	^んしゅう ·編集	)			- 93
1. 6	どうろうんそうしゃりょ 道路運送車で	<sup>うほう おも</sup> <b>万法(主</b> か	なものを	<sub>けいさい</sub> 掲載)・						- 96
<b>1</b> . E	(でき だい じょう   <b>的(第1 条</b> )	ぜんぶん (全文) •								- 96
2. <b>定</b>	u ぎ だい じょう 三義(第2条)	<sub>ばっすい へ</sub> (抜粋を糸	<sup>んしゅう</sup> 編 <b>集)・</b>							- 96
3. É	どうしゃとうろくばんごう  動車登録番号	<sup>ひょう ふうい</sup> 標 の封印	んとう だい <b>门等(第</b>	<sub>じょう</sub>  1条)(	<sub>ばっすい</sub> (抜粋を	^んしゅう <b>編集</b>	, ) • •			- 98
4. <b>É</b>	どうしゃとうろくばんごう  動車登録番号	<sup>ひょう</sup> ひょう 標 の表え	u ぎ む が <b>表務</b> (	ざい じょう 第19 条)	ぜんぶん )(全文	。 へんし <b>を編</b>	.ゅぅ 集)•			- 98
ت 5. <b>É</b>	<sub>どうしゃ こうぞうおよ</sub>  動車の構造及	<sub>そうち</sub> び装置(	だい じょう 第40 条	だい じょ ・第41 名	<sup>ょう ばっ</sup> <b>そ</b> )(抜	。 すい 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、	んしゅう <b>編 集</b> )			- 98
6. E	まじょうてんけんせいび 引常点検整備	tiv じょう (第47条	の 2) (i	<sub>ばっすい へん</sub> <b>抜粋を編</b>	。 [集)•					- 98
7. <b>定</b>	ぃ <sub>きてんけんせいび</sub> E期点検整備(	だい じょう 第48 条)	ばっすい (抜粋さ	~んしゅう <b>- 編 集</b> )						- 99

じどうしゃ けんさおよ じどうしゃけんさしょう だい じょう ばっすい へんしゅう 8. 自動車の検査及び自動車検査 証 (第58条)(抜粋を編 集)・・・・・100
じどうしゃけんさしょう ゆうこうきかん だい じょう ばっすい へんしゅう 9.自動車検査 証 の有効期間(第61 条)(抜粋を編 集)・・・・・・・100
じどうしゃけんさしょう そなえつ とう だい じょう ばっすい へんしゅう 10.自動車検査 証 の備付け等(第66 条)(抜粋を編 集)・・・・・・100
いっぱんじょうょうりょかくじどうしゃうんそうじぎょうひょうじゅんうんそうやっかん ぜんぶん 1.7 一般乗用旅客自動車運送事業標準運送約款(全文)・・・・・105
てきょうはんい だい じょう 1. 適用範囲(第1 条)・・・・・・・・・・・・・・・・・105
かかりいん し じ だい じょう 2.係 員 の指示(第2 条 )・・・・・・・・・・・・・・・105
うんそう ひきう だい じょう 3.運送の引受け(第3 条 )・・・・・・・・・・・・・・・105
うんそう ひきう およ けいぞく きょぜつ だい じょう 4.運送の引受け及び継続の拒絶(第4条)・・・・・・・・・・・105
うんちんおよ りょうきん だい じょう 5.運賃及び料 金 (第5 条)・・・・・・・・・・・・・・108
うんちんおよ りょうきん しゅうじゅ だい じょう 6.運賃及び料金の収受(第6条)・・・・・・・・・・・・108
りょかく たい せきにん だい じょう 7.旅客に対する責任(第7条)・・・・・・・・・・・・・108
そんがいばいしょうせきにん だい じょう 8.損害賠償責任(第8条)・・・・・・・・・・・・・・109
てんさいなど そんがいばいしょう だい じょう 9. 天災等の損害賠償(第9条)・・・・・・・・・・・・・109
りょかく せきにん だい じょう 10.旅客の責任(第10条)・・・・・・・・・・・・・・109
だい しょう あん ぜん 第2章 安全・・・・・・・・・・・・・・・・・・110
<sub>あんぜんへん もくてき</sub> 2.1 安全編の目的・・・・・・・・・・・・・・・・111
こうつう じ こ ぼうし うんてんしゃ しめい 2 2 交通事故防止とタクシ―運転者の使命・・・・・・・・・・112

1.	あんぜん 安全・						•	•		•	•			•	•		•	-	•	•	•	• 1	12
2.	プロ(	<sup>うんて</sup> <b>の運</b>	であしゃ <b>広者</b>	とし	ての	<sub>ほこ</sub> 誇り	ع ر	tt き 責	にん <b>任・</b>		•	•					-					• 1	12
2. 3	3 タ ?	クシ-	-の <sup>!</sup>	!<しゅ <sup>.</sup> 持殊 <sup>!</sup>	世、 性、	<sup>こうつ</sup> <b>交近</b>	うじ <b>直事</b>	· 故	<sub>はっせ</sub> 発生	いじょ <b>と 岁</b>	: うき <b>; ;</b>	ょう 況:	を な な	ま	えか	<sub>う,</sub> こ退	んてん <b>匡転</b>	,とう <b>等</b>	の	ぎσ 技	能	<sub>およ</sub> 及(	Ĵ
	<sub>ちしき</sub> 知識						•				•	•		•	•		•					• 1	13
1.	<sup>こうつうほ</sup> 交通				-							•		•								• 1	13
2.	<sup>うんこうま</sup> 運行						•															• 1	13
3.	ただ 正しし	うんで <b>ハ運</b> 輔	たしせ <b>公姿</b>	ู้ง <b>勢・</b>			•															• 1	15
4.	シー	トベノ	レト	った か着	<sup>くょう</sup> 用				•													• 1	16
5.	うんてん <b>運転</b> 日						•															• 1	17
6.	ಕ್ಟು 安全7						•															• 1	21
7.	こうさて <b>交差</b> )	<sup>ん</sup> 点での	りゅう <b>か留</b> え	ういじる <b>意事</b>	:ぅ <b>項・</b>		•															• 1	23
8.	こうそく 2 <b>高速</b> )						•															• 1	26
2. 4	1 タ:	クシ-	うんで 一 <b>運</b>	thle <b>転者</b>	とし	て特	<べる <b>持別</b>	)   こ	<sub>ちゅう</sub> 注意	ぃ ます	べ	き!	じこ ? <b>事項</b>	į -			•					• 1	28
1.	てんこ <b>点呼(</b>	<sub>じゅう</sub> <b>の重</b>	se jeti 要 <b>性</b>	, [ • •	• 1									•								• 1	28
2.	うんゆあ <b>運輸</b> 3	んぜん <b>安全</b> マ	マネミ	ジメ:	ント	によ	:る	ゅそ <b>輸</b>	் 送 <i>σ</i>	<sub>あん</sub> 安	ぜん! <b>全</b> !	<sub>せい</sub> 性(	こう D 向	じょ: ] <b>上</b>	· ^	のI	· 取り	、 J 組	] <i></i>	ֈ•		• 1	28
3.	えいぎょう	くいき <b>区域</b>	。 の 切	ょうたい	の把	ぁ〈 ¦握 ▪	•															• 1	29
4.	ち り 地理 <b>・</b>						•															• 1	30
5.	きゃく お客	<sub>さま</sub> 様の	<sub>あんぜん</sub> 安全	たかくに <b>確</b> 傷	ŧ •									•								• 1	30

6	. 5	かぜん <b>安全</b>	な	じょう <b>乗</b>	こう <b>降</b>	ばし 場	, 所	の :	選	び	かた <b>方</b>	ع	۲	・ア	か <b>7</b> 関	いへ <b>月</b> 月	月時	; 寺 <i>0</i>	し <b>り</b> 居	ゅう <b>引 迂</b>	เ <b>ยิ^</b>	<b>√</b> 0.	<sup>は</sup> 西	.り. <b>己</b> 慮		•	•		•			131
7	. 3	うしゃ <b>空車</b>	じ 時	は、	. <b>居</b>	ゅう <b>引</b> 使	ι <b>! σ</b> .	· › <u>I</u> (	るま <b>車</b>	な	ٹے	に	ちゅ <b>注</b>	i 定	,\ - •		•	•	•													131
8	. F	ぁ 明け	ばん <b>番</b>	やな	i うき 公化	<sub>ゆう</sub> 木 E	ช <b>3 (</b> ว	_ ( ;	: <b>‡ 3</b>	ゅう <b>た</b> :	ಸ್ಗ <b>分</b>	な	きら <b>付</b>	<sup>かう。</sup>	ょう <b>美</b>	ح	<sub>すい</sub> 睡	みん <b>眠</b>														132
2.	5	z う <b>交</b>	っう <b>通</b> :	じ 事 書	- 女 <i>0</i>	。 []	: ぅ <b>方</b> 山	ւ <b>Է</b> ,	事	。 事古	i は <b>女务</b>	っせ <b>と</b> と	:い 生E	じ <b>持</b> (	の	たい <b>対</b>	<sub>おう</sub> 応															133
1		:jɔj	じ 事	_ 故(	っ かfi	· († ) <b>己</b> [6	んょ <b>全予</b>	そ <b>ラ</b> 源	اا ح د	か <b></b> [	可退	ひ <b>注</b>			•																	133
2		:jɔj <b>交通</b>										•	•	•				•	•			•	•				•			•		143
3		:jɔj	じ 事	_ 故(	の ナ	<sup>ぎあ</sup> <b>男と</b>	ι } σ	) }	たし <b>具</b> 存	、て <b>本白</b>	き 句な	ナスタ	j 対∫	<sub>おう</sub> 心	•																	145
2.	6	か 過	<sup>5 う</sup>	<sup>うんて</sup> 運	た <b>気</b> の	) []	うし <b>方山</b>	, な <b>上</b> 等	ど <b>た</b> 、	侵	んこ <b>建月</b>	うか <b>を</b> 管	ァん <b>管</b> 3	理	に	<sub>かん</sub> 関	す	る	ちり 知	ァき 識												147
1	. 1	んしん <b>心身</b>	の <sup>'</sup>	<sub>けんこ</sub> 健原	:うじ 東 <b>丬</b>	ょう <b>犬</b> [	たい態	の	世	。〈 握				•	•								•									147
2.	. <b>E</b>	) どう) <b>自動</b>	しゃ : <b>車</b>	うんて <b>運車</b>	っし <b>伝</b> 者	* 首 <i>0</i>	っ う う ヴ	うど <b>分値</b>	うじ <b>か</b> 民	かり	んと・ <b>引等</b>	ة <b>آ</b>	D E	\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\	<sub>ぎん</sub> 善	の	た	め	の	きじ <b>基</b>	<sub>ゆん</sub> <b>準</b>	(	~い· 平	#U) <b>成</b> :	がん <sup>が</sup> 元:	<sub>ねん</sub> 年	<sup>ろう。</sup> 労	どう 働	しょ   <b>省</b>	ぅ こ <b>ì 芒</b>	〈 <b>子</b> 万	じだい <b>下第</b>
	7	ごう ' <b>号・</b>											•		•		•					•			•			•				149
3.		ぅぽ. <b>労防</b>		127	つし	,17	· -																									155
2.	7	nん <b>飲</b>	酒	うんて <b>運</b> 車	た <b>医</b> に	。 こ 厚	ん <b>月す</b>	トる	5 5 5	口譜	き 戦•	•																				157
1		アル	□.	— J	レた	<sup>う</sup>	んて. <b>里車</b>	٠ <u>۲</u> ۱:	ぉ こ <b>万</b>	ょ <b>と</b> に	ぎす	<sup>え</sup>	が影	響	<u> </u>				•													157
2	. <b>1</b>	いしゅ <b>깘酒</b>	うん <b>運</b>	<sub>てん</sub> 転の	か <u>扉</u>	*ん! <b>技言</b>	ずつけ	か <b>と</b> ・				•																				159
3	. <b>1</b>	いしゅ <b>깘酒</b>	か	ら	うんて <b>軍車</b>	ر الح	まて	<b>:</b> 0	ت <b>۵</b> ر	か. <b>寺</b> 間	ん <b>引・</b>		•																			161
4	<del>-</del>	アル	· 🗇 ·	ر — ر			しょ <b>子近</b>			こし	17	_																				163

だし	۸,	し	ょう	t	っ	ぐ	う																									
第	3	3	章	ŧ	妾	追	<u>馬</u>	•	-	-	•	•	•	•	•	•	•	-	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	• 1	68
3		1	to 接	<sub>ぐう</sub> へ 遇和	、ん 編 <b>の</b>	ŧ⟨· 目	ce 的	•			•		•	•	•				•						•	•	•		•		• 1	69
3		2	to 接	きゃく	(ICT	こし	いて	ς σ.	* )基	ほん <b>本</b>	てき <b>的</b>	]な	= = [](:	3 <b>ار</b>																	• 1	70
	1.	-	ことば <b>言葉</b>	づフ	5\ <b>\</b> \	や	たい態	v ど <b>度</b>								•												•			• 1	170
	2.	j	s ( そう 服装	ٳٙ	ゥ 身だ	L	なる	み		•						•					•							•			• 1	72
	3.		クル	マ(	<sub>せい</sub> の清	<sub>そう</sub> 掃													•	•	•	•		•							• 1	173
3		3	to 接	ぐう <b>遇</b> (	<sub>かん</sub> こ関	す	る	* 基	<sub>そ</sub> を 礎	ちし <b>知</b>	き 哉					•			•	•	•	•		•					•		• 1	174
	1.		あい	さっ	っと	じょ <sup>・</sup> 乗	<sup>うし4</sup> 車	· Σ <b>σ</b> ,	でし <b>)手</b>	こゆ A 三順	į •	•		•			•	•		•			•						•		• 1	74
	2.		メー	タ-	-の	あつが 扱	かし	١.			•		•		•			•	•	•							•				• 1	78
	3.		ラジ	才、	ェ	ア	⊐ ;	ン(	の	あつか <b>扱</b>	้เ	٠.																			• 1	81
	4.	1	oyte <b>釣銭</b>	Ļ	りょうし <b>領 」</b>	<sub>ゆう</sub>	しょう <b>証</b>	ō <b>σ</b> .	<sub>あつ</sub> )打	ɔか <b>及し</b>	L١																				• 1	82
	5.		ドア	の	<sub>うつか</sub> 扱し	٠ ١,																									• 1	82
	6.	•	タク	シ-	っん 一 <b>運</b>	<sub>てん</sub> に 転	しゃ <b>者(</b>	の <sup>i</sup>	まいに <b>毎</b>	こち 日(	<sub>-</sub> つ	:こz	゚ゕ゙	ゖ	-チ	- -	. ツ	ク	IJ	ス	. ト	. •									• 1	83
3		4	タ	ク:	シー	うん: <b>運</b> !	<sub>てんし</sub> 転	lゃ <b>者</b>	ح	L.	て さ	- ⟨ 持(	ΞĴ	<sub>み</sub> <b>身</b> (	z·	つI	۲-	T i	おき	き	たし	۱۹	ちし <b>知</b> 言	き 能							• 1	85
	1.		じょうし <b>乗 車</b>	ゃき	ഄ <sup>᠐</sup> 否(		٦L'	17	- •	•						•											•		•		• 1	85
	2.		てにも 手荷	,。 物 ?	・ を持	つ	て	L١.	るる	お	**· 客	te i 様	· ^	· Ø	たし <b>対</b>	いお : <b>  応</b>	5 - •			•					•			•			• 1	90
	3.		タク	シ-	ーで	の ?	<sub>わす</sub> 忘ん	れ:	<sub>もの</sub> 物(	のI	<sub>と</sub>	り	あつか <b>扱</b>	`L۱	٠.			•	•			•							•		• 1	91
	4.	;	ちり 地理	に言	っ 詳し	< :	なり	い	ばぁ <b>場</b> つ	ぃ 合(	カ <sup>†</sup>	<sub>こい</sub> は 対り	<sub>3う</sub> 心																		• 1	192

5.	ク	レシ	ブツ	<b>F</b> :	カー	- F	<b>こ</b> た	ا ک	" <b>巧</b>	ve/ <b>1金</b>	6 い <b>ミ</b> 比	が ( <b>人夕</b>	۲ <b>۰</b>	か:	t は 支	払	い	^	の	たし <b>対</b>	<sup>おう</sup>	•						•			192
6.	お	きゃく <b>客</b> ?	<sub>さま</sub> 様 た	<sup>ねt</sup> <b>バ眠</b>	; つ	た	ځ	き	か う	tiva 対J	<sup>おう</sup>			•	•																193
7.	ク	ルマ	715	ょわ <b>弱し</b>	ハま	<sup>きへ</sup> <b>2</b>	؞ ⋜ <mark>⋠</mark>	ta <b>读</b> ·	<b>~</b> (	ァ :	<sub>きい</sub> は 対ル	<sub>おう</sub>																			194
8.	お	きゃく <b>客</b> ?	きま <b>様</b> と	との	) <b> </b>	ラ	ブ	ル	の	加:	埋			•	•	•	•	•	•				•	•	•		•	•		•	194
9.	お	きゃく <b>客</b> ?	<sup>さま</sup> 様 た	から	t 無	9 理:	を	i 言:	われ	h:	t=	ع	き			•	-		-	-	•		•	•	•		•	•		•	195
1 0		きゅう <b>急</b>	びょう <b>病</b>	にん <b>人(</b>	の耳	: 又り	ぁ. リ ‡	<sub>つか</sub> 及	い					•				•				•					•		•	•	195
1 1		<sup>うんそ</sup> 運ご	ぅ きを	こと# <b>断</b>	့ ဝ	なり	(۱)	<i>t</i> =	め	。 の	: = : 心:	<sup>ろえ</sup> 得		-		•		•	•			•	•		•		•				196
1 2		とちゅ <b>途</b> に	ぅ Þで	こうし <b>降</b>	車を	ŧ. <b>字才</b>	<u>د</u> کالا	りる	ひ: <b>必</b>	っょ・ <b>学</b>	ة <b>أ</b> لك	₹ŧ	ある	<b>3</b> :	<sub>ず あ</sub>	か合														•	196
1 3		こしょ <b>故</b> [5	ぅ 章し	た。	とき	<u>ξ</u> σ.	た( ) 文	いお <b>寸応</b>	<del>أ</del> .				•	•																•	196
1 4		じ : 事は	<u>-</u> 女が	<sup>お</sup> 起	き <i>t</i> :	ば <b>こ場</b>	ぁし <b>景仁</b>	` • σ.	た( ) <b>対</b>	. is i	<u> </u>		•	•																•	196
1 5		<sup>ゆうり</sup> <b>有</b> :	ょうど 料 道	うる <b>ف路</b>	を	<sup>つか</sup> 使	うり	<sub>ずあ</sub> 場(	い合	•	•	•	•	•	•			•	•		•	•	•		•	•	•				197
1 6	•	Uゟ	z —	ンき	きんし <b>禁止</b>	_ _な	ع:	<b>.</b> σ.	ば )場	」。 所	<i>්</i>	た( <b>)</b> 文	いお <b>す</b>	<u>خ</u> د																	197
1 7		こうで <b>交え</b>	きてん <b>É点</b>	な	どの	ち う <u>馬</u>	ゅう <sup>・</sup> <b>主 作</b>	<sub>てい</sub> 亭 [	L # ?	きん 禁.	, L <b>止</b> (	の	ばる 場	<sub>あし</sub> 合	ì																197
18		ょ <b>酔</b> つ	o <i>t</i> c	お	**< 客	<sup>さま</sup> 様(	<b>ග</b> :	ば あ 場	合					•																	198
1 9		えいぎ <b>営</b>	ょうく <b>業</b> [2	: w き <b>区均</b>	たの	たいa 対J	<sub>おう</sub> 応					•		•																	198
2 0		<sub>はんざ</sub> <b>犯</b> 員	いぼ <sup>:</sup> <b>尾防</b>	うし <b>止</b> (	こだ	; 可け	トて	-				•				•			•												198
2 1		カ-	ーナ	ビ	ゲー	-シ	⁄ ≣	ョン	<b>,</b> σ.	か <sup>か</sup> )記	っょ・ <b>5月</b>	う <b>]</b> •		•																•	199

3.	5	バリアフリー対応・・・・・・・・・・・・・・・・	200
	1.	こうれいしゃ しょうがいしゃ しゃかいさんか 高齢者や障 害者などの社会参加とタクシー・・・・・・・・・・・・	200
	2.	こうれいしゃ しょうがいしゃ とくせい あんぜん うんそう 高齢者や障害者の特性と安全な運送・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	202
;	3.	かいじょ ひつよう こうれいしゃ しょうがいしゃ せっ かた 介助を必要とする高齢者や障 害者などとの接し方・・・・・・・・・	208
	4 .	こうれいしゃ しょうがいしゃ 高齢者や障害者などについて想定される主な特性と接遇介助・・・・½	210
ļ	5.	くるま とりあつか ほうほう 車 イスの取 扱い方法・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	216
(	6.	ゕぃごしゃ くるま りょうしゃ 介護者のいない 車 イス利用者のタクシーへの乗せ方、降ろし方・・・2	224
-	7.	***くさま たいちょう か お客 様の体 調が変わったときの対応・・・・・・・・・・・・・・・	226
	8.	<sub>しょうがいしゃわりびき</sub> 障害者割引について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	227
,	9.	た はいりょ ひつよう きゃくさま たいおう その他の配慮が必要なお客様への対応・・・・・・・・・・・・・	229

## だい しょう ほう れい 第1章 法 令

#### こうしゅう もくてき 1. 1 講習の目的

タクシー事業は、利用者ニーズの多様化及び高度化に的確に対応したサービスが求められています。そのため、タクシー運転者は、運転関係法令を正しく

9かい ひつよう 理解する必要があります。

### どうろうんそうほう おも けいさい 1. 2 道路運送法(主なものを掲載)

(主なものを抜粋して掲載している。また、条文の横に、その条文が全文の はいさい ばっすい けいさい めいき 掲載か、抜粋の掲載かを明記している。さらに条文を編集して掲載しているものについては編集と明記している。)

## もくてき だい じょう ぜんぶん 1. 目的(第1条)(全文)

この法律は、貨物自動車運送事業法(平成元年法律第83号)と相まって、道路 うんそうじぎょう うんえい てきせい ごうりてき 運送事業の運営を適正かつ合理的なものとし、並びに道路運送の分野における りょうしゃ じゅよう たょうかおよ こうどか てきかく たいおう 利用者の需要の多様化及び高度化に的確に対応したサービスの円滑かつ確実な 提供を促進することにより、輸送の安全を確保し、道路運送の利用者の利益の保護及びその利便の増進を図るとともに、道路運送の総合的な発達を図り、もってうきょう ふくし ぞうしん はか とし、道路運送の総合的な発達を図り、もって公共の福祉を増進することを目的とする。

#### ていぎ だい じょう ばっすい へんしゅう 2. 定義(第2条)(抜粋を編集)

この法律で「道路運送事業」とは、次のものをいいます。

- りょかくじどうしゃうんそうじぎょう (1) 旅客自動車運送事業
- かもつじどうしゃうんそうじぎょう (2) **貨物自動車運送事業**
- じどうしゃどうじぎょう (3) 自動車道事業

- りょかくじどうしゃうんそうじぎょう たにん じゅよう おう ゆうしょう じどうしゃ ※(1)の「旅客自動車運送事業」とは、他人の需要に応じ、有 償 で、自動車 しょう りょかく うんそう じぎょう い を使用して旅客を運送する事業を言います。
- しゅるい だい じょう ぜんぶん へんしゅう 3. 種類(第3条)(全文を編集)

りょかくじどうしゃうんそうじぎょう しゅるい つぎ かか 「旅客自動車運送事業」の種類は、次に掲げるものをいいます。

- いっぱんりょかくじどう しゃうんそうじぎょう (1) 一般旅客自動車運送事業
- いっぱんのりあいりょかくじ どう しゃうんそうじぎょう ① 一般乗合旅客自動車運送事業
- いっぱんかしきりりょかくじどう しゃうんそうじぎょう ② 一般貸切旅客自動車運送事業
- いっぱんじょうようりょかくじ どう しゃうんそうじぎょう ③ 一般乗用旅客自動車運送事業
  - とくていりょかくじどうしゃうんそうじぎょう(2)特定旅客自動車運送事業

- いっぱんのりあいりょかくじどうしゃうんそうじぎょう のりあいりょかく うんそう いっぱんりょかくじどうしゃ (1) 「一般乗合旅客自動車運送事業」とは、乗合旅客を運送する一般旅客自動車 うんそうじぎょう い 運送事業を言います。
- ②「一般貸切旅客自動車運送事業」とは、1個の契約により乗車定員11人以上 じょうしゃていいん にんいじょう でとうしゃ か き うんそう いっぱんりょかくじどうしゃうんそうじぎょう い の自動車を貸し切って運送する一般旅客自動車運送事業を言います。
- ③ 「一般乗用旅客自動車運送事業」とは、1個の契約により乗車定員10 にんいか じどうしゃ か き りょかく うんそう いっぱんりょかくじどうしゃうんそうじぎょう 人以下の自動車を貸し切って旅客を運送する一般旅客自動車運送事業、いわゆるハイヤー・タクシー事業を言います。
- ※法令では、一般乗合、一般貸切及び一般乗用旅客自動車運送事業に共通して適用される条文は、「一般旅客自動車運送事業」と表現し、一般乗用旅客自動車運送事業に共発を含まる。 して適用される条文は、「一般旅客自動車運送事業」と表現し、一般乗用 はないといっぱんじょうよう しょうぶん にどうしゃうんそうじぎょう かっぱんじょうよう にょうぶん にっぱんじょうようりょかくじどうしゃ 旅客自動車運送事業にしか適用されない条文は、「一般乗用旅客自動車
- いっぱんりょかくじどうしゃうんそうじぎょう きょか だい じょう ばっすい へんしゅう 4. 一般旅客自動車運送事業の許可(第4条)(抜粋を編集)
- いっぱんりょかくじどうしゃうんそうじぎょう けいえい もの こくどこうつうだいじん きょか う 一般旅客自動車運送事業を経営しようとする者は、国土交通大臣の許可を受けなければなりません。

いわゆる「白タク」行為(無許可営業)は、禁止されており、本条に違反し もの とうろうんそうほうだい じょう もと しょばつ ねんいか ちょうえき も た者は、道路運送法第96条に基づく処罰 (3年以下の懲役若しくは 300 まんえんいか ばっきん また へいか たいしょう 万円以下の罰金、又は併科)の対象となります。

うんてんしゃ にんか う うんちんおよ りょうきん しゅうじゅ 運転者は、認可を受けた運賃及び料金を収受しなければなりません。

- うんちんまた りょうきん わりもど きんし だい じょう ぜんぶん へんしゅう 6. 運賃又は料金の割戻しの禁止(第10条)(全文を編集)
- いっぱんりょかくじどうしゃうんそうじぎょうしゃ りょかく たい しゅうじゅ うんちんまた りょうきん わりもど 一般旅客自動車運送事業者が、旅客に対し、収受した運賃又は料金の割戻し きん をすることを禁じています。

- うんそうやっかん だい じょう ばっすい へんしゅう 7. 運送約款(第11条)(抜粋を編集)
- 一般旅客自動車運送事業者は、運送約款を定め、国土交通大臣の認可を受けなければなりません。これを変更しようとするときも同様です。なお、国土交通大臣があらかじめ定めて公示した標準運送約款を採用する場合に、認可を受けたけたものとみなされます。

- ① タクシーの運送約款は、タクシーを利用する際の、タクシー事業者と
  りょうしゃ あいだ うんそう かん けんりぎ む と き うんそうけいやく 利用者との間の、運送サービスに関する権利義務を取り決めた運送契約です。
- \*\*\* ひょうじゅんうんそうやっかん さいよう ② 多くのタクシー事業者は、標準運送約款を採用しています。
- ひょうじゅんうんそうやっかん ほうれい さんしょう ※ 標 準 運送約款 (法令P105) を参 照してください。
- 3んそうひきうけぎ む だい じょう ぜんぶん へんしゅう 8. 運送引受義務(第13条)(全文を編集)
- いっぱんりょかくじどうしゃうんそうじぎょうしゃ いっぱんかしきりりょかくじどうしゃうんそうじぎょうしゃ のぞ つぎ 一般旅客自動車運送事業者(一般貸切旅客自動車運送事業者を除く。)は、次 ぱぁぃ のぞ うんそう ひきう きょぜつ の場合を除いては、運送の引受けを拒絶してはなりません。
- とうがいうんそう もう こ うんそうやっかん (1) 当該運送の申し込みが、運送約款によらないものであるとき。
- (2) 当該運送に適する設備がないとき。
- とうがいうんそう かん もうしこみしゃ とくべつ ふたん もと (3) 当該運送に関し申込者から特別の負担を求められたとき。
- とうがいうんそう ほうれい きていまた おおやけ ちつじょ ぜんりょう ふうぞく はん (4) 当該運送が法令の規定又は 公 の秩序もしくは善良の風俗に反するもの であるとき。
- てんさい た え じゅう うんそうじょう ししょう (5) 天災その他やむを得ない事由による運送 上 の支障があるとき。
- たこくどこうつうしょうれい さだ せいとう じゅう (6) その他国土交通省令で定める正当な事由があるとき。

- ① 公共輸送機関であるタクシー事業においては、正当な理由がない限り、 うんそう もう こ こと 運送の申し込みを断わることはできません。
- ② 運送の引受け及び継続の拒絶については、旅客自動車運送事業運輸規則第

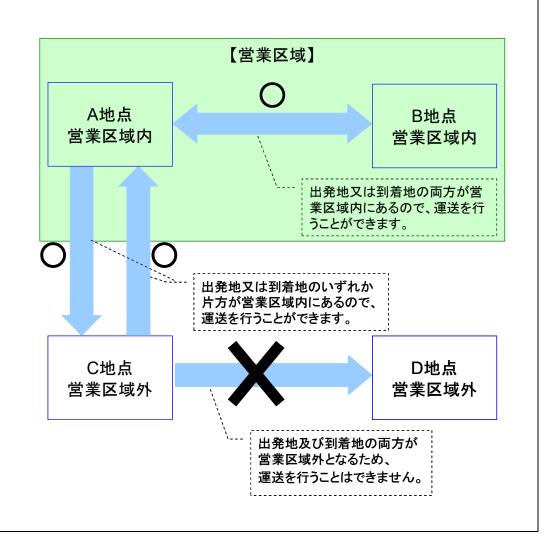
  「しょう」 ほうれい およ だい しょうせっきゃく しょうしゃきょひ せつぐう 13条 (法令P7)及び、第3章接客の「乗車拒否」(接遇P185)に、詳し

  「ものめい くがい というけいで、参照してください。
- 9. 運送の順序 (第14条) (全文を編集)
- 一般旅客自動車運送事業者(一般貸切旅客自動車運送事業者を除く。)は、運送の申し込みを受けた順序により、旅客の運送をしなければなりません。ただし、まゆうびょうにん うんそう はあい たせいとう じゅう あんそう あんそう おもい たせいとう じゅう おもい ある場合は、この限りではありません。

うんてんしゃ もう こ う じゅんばん りょかくうんそう 運転者は、申し込みを受けた順番で、旅客運送をしなければなりません。

きんしこうい だい じょう ぜんぶん 10.禁止行為(第20条)(全文)

- ① タクシー事業は、路線を定めて 行 うものではないため、事業計画に「営業 くいき きだ 区域」を定めることとされています。
- ② 「出発地」と「到着地」の両方が営業区域外となる旅客運送をすることはできません。よって、少なくとも「出発地」又は「到着地」のどちらかたほう かなら えいぎょうくいきない かけ方は必ず営業区域内でなければなりません。
- る なお、営業区域外の「客待ち」はトラブル発生の原因になるため、控えましょう。



のりあいりょかく うんそう だい じょう ぜんぶん へんしゅう 11.乗合旅客の運送(第21条)(全文を編集)

いっぱんじょうょうりょかくじどうしゃうんそうじぎょう いっしゃかしきり うんそうけいたい さいがいじなど 一般乗用旅客自動車運送事業は、一車貸切による運送形態のため、災害時等

ので のりあいりょかく うんそう を除いて、乗合旅客の運送をしてはならない。

うんてんしゃ さいがいじなど のぞ のりあいりょかく うんそう 運転者は、災害時等を除いて、乗合旅客の運送をしないこと。

うんてんしゃ せいげん だい じょう ぜんぶん へんしゅう 12. 運転者の制限(第25条)(全文を編集)

しっぱんりょかくじどうしゃうんそうじぎょうしゃ ねんれい うんてん けいれき たせいれい さだ いってい 一般旅客自動車運送事業者は、年齢、運転の経歴その他政令で定める一定の まうけん そな まの できょうようじどうしゃ うんてん 要件を備える者でなければ、その事業用自動車の運転をさせてはならないこと になっています。ただし、当該運行が旅客の運送を目的としない場合は、この限りではありません。

りょかくじどうしゃうんそうじぎょうようじどうしゃ うんてんしゃ ようけん かん せいれい ばっすい ■ 旅客自動車運送事業用自動車の運転者の要件に関する政令(抜粋)

うんてんしゃ かき ょうけん すべ がいとう ひつょう 運転者になるには、下記の要件に全て該当することが必要です。

- ふつうじどうしゃなど うんてんけいけん つうさん ねんいじょう (2) 普通自動車等の運転経験が、通算して3年以上あること。

りょかくじどうしゃ うんてんしゃいがい じょうむいん ねんいじょう けいけん (ただし、旅客自動車の運転者以外の乗務員として、2年以上の経験がある

など とくべつ じゅう もの ねんいじょう 等の特別の事由のある者は、1年以上。)

うんてん じぎょうょうじどうしゃ しゅるい かかわ だいにしゅうんてんめんきょ う<br/>
③ 運転する事業用自動車の種類に係る、第二種運転免許を受け、かつ、そ

の効力が停止されていないこと。

## ■ タクシー業務適正化特別措置法

第3条 タクシー事業者は、タクシーには、当該タクシーを配置する営業所を設けている単位地域に係る原簿に登録を受けている者以外の者を運転者として乗務させてはならない。ただし、その運行が旅客の運送を目的としない場合は、この限りではない。

単位地域内の営業所に配置されるタクシーに乗務する運転者については、道路運送法による運転者の制限以外に、本法第3条の規定の制限が加わることとなりますが、詳細は、タクシー業務適正化特別措置法の説明

- こうしゅう りべん そがい こうい きんしとう だい じょう ぜんぶん へんしゅう 13.公衆の利便を阻害する行為の禁止等(第30条)(全文を編集)
- いっぱんりょかくじどうしゃうんそうじぎょうしゃ りょかく たい ふとう うんそうじょうけん (1) 一般旅客自動車運送事業者は、旅客に対し、不当な運送条件によること もと たこうしゅう りべん そがい こうい を求め、その他公衆の利便を阻害する行為をしてはならない。
- いっぱんりょかくじどうしゃうんそうじぎょうしゃ いっぱんりょかくじどうしゃうんそうじぎょう けんぜん はったっ(2) 一般旅客自動車運送事業者は、一般旅客自動車運送事業の健全な発達を そがい けっか しょう きょうそう 阻害する結果を生ずるような競争をしてはならない。
- いっぱんりょかくじどうしゃうんそうじぎょうしゃ とくてい りょかく たい ふとう さべってきとりあっか (3) 一般旅客自動車運送事業者は、特定の旅客に対し、不当な差別的取扱い をしてはならない。
- こくどこうつうだいじん ぜん こう きてい こうい いっぱんりょかくじどうしゃ (4)国土交通大臣は、前3項に規定する行為があるときは、一般旅客自動車

うんそうじぎょうしゃ たい とうがいこうい ていしまた へんこう めい 運送事業者に対し、当該行為の停止又は変更を命ずることができる。

うんてんしゃ りょかく たい とおまわ じょうしゃきょひ ふとう うんちんせいきゅう 運転者は、旅客に対して、わざと遠回りをしたり、乗 車拒否、不当な運賃請 求

とくてい りょかく たい さべってき とりあつか などをしないこと。また特定の旅客に対する差別的な取扱いをしないこと。

- りょかくじどうしゃうんそうじぎょううんゆきそく おも けいさい 1.3 旅客自動車運送事業運輸規則(主なものを掲載)
- もくてき だい じょう ぜんぶん 1. 目的(第1条)(全文)

しょうれい りょかくじどうしゃうんそうじぎょう てきせい うんえい かくほ の 名 令 は、旅客自動車運送事業の適正な運営を確保することにより、輸送 あんぜんおよ りょかく りべん はか もくてき の安全及び旅客の利便を図ることを目的とする。

- いっぱんじゅんそく だい じょう ぜんぶん 2. 一般 準 則 (第2条)(全文)
- りょかくじどうしゃうんそうじぎょうしゃ りょかくじどうしゃうんそうじぎょう けいえい もの いかおな (1)旅客自動車運送事業者(旅客自動車運送事業を経営する者をいう。以下同 あんぜん かくじつ じんそく うんゆ すいこう つと じ。)は、安全、確実かつ迅速に運輸を遂行するように努めなければならない。
- りょかくじどうしゃうんそうじぎょうしゃ りょかくまた こうしゅう たい こうへい こんせつ とりあつか (2)旅客自動車運送事業者は、旅客又は公衆に対して、公平かつ懇切な取扱いをしなければならない。
- (3) 旅客自動車運送事業者は、従業員に対し、輸送の安全及び旅客の利便を かくほ せいじつ しょくむ すいこう 確保するため誠実に職務を遂行するように指導監督するとともに、当該 上どうかんとく こうかてき てきせつ おこな ひつよう そち こう 指導監督を効果的かつ適切に行うため、必要な措置を講じなければならない。
- りょかくじどうしゃうんそうじぎょうしゃ じゅうぎょういん しょくむ じゅうじ ばあい ゆそう (4)旅客自動車運送事業者の従業員は、その職務に従事する場合は、輸送の あんぜんおよ りょかく りべん かくほ 安全及び旅客の利便を確保することに努めなければならない。

うんてんしゃ ゆそう あんぜんかくほ りょかく りべんせいこうじょう む どりょく 運転者は、輸送の安全確保、旅客の利便性向上に向け努力すること。

くじょうしょり だいじょう ぜんぶん 3. 苦情処理(第3条)(全文)

- (1) 旅客自動車運送事業者は、旅客に対する取扱いその他運輸に関して苦情 もう で もの たい ちたい で もの たい ちたい で もの しとりあった で もの たい ちたい で もの たい ちたい を申し出た者に対して、遅滞なく、弁明しなければならない。ただし、氏名 なび住所を明らかにしない者に対しては、この限りではない。
- (2) 旅客自動車運送事業者は、前項の苦情の申出を受け付けた場合には、次に かか じこう えいぎょうしょ きるく 掲げる事項を営業所ごとに記録し、かつ、その記録を整理して1年間保存 しなければならない。
- くじょう ないよう ① 苦情の内容
- (3) 苦情に対する弁明の内容
- かいぜん そ ち **④ 改善措置**
- くじょうしょり たんとう もの **(5) 苦情処理を担当した者**

うんてんしゃ りょかく くじょう う ばぁい すみ じぎょうしゃ ほうこく じかい 運転者は、旅客から苦情を受けた場合には、速やかに事業者に報告し、次回 いこう じょうむ はんせいてん ふ てきせつ たいおう 以降の乗務において、反省点を踏まえ適切に対応してください。

- 4. 領収証 (第10条) (抜粋)
- いっぱんじょうようりょかくじどうしゃうんそうじぎょうしゃ うんちんまた りょうきん しゅうじゅ ぱぁぃ 一般乗用旅客自動車運送事業者は、運賃又は料金を収受した場合であってりょかく もと にゅうじゅ うんちんまた りょうきん がく きさい りょうしゅうしょう 旅客の求めがあったときは、収受した運賃又は料金の額を記載した領収証 を発行しなければならない。

りょうしゅうしょう りょかく もと ばあい うんてんしゃみずか はっこう 領 収 証 は旅客の求めがない場合であっても、なるべく運転者 自 ら発行す

るようにしましょう。

- うんそう ひきう およ けいぞく きょぜつ だい じょう ばっすい へんしゅう 5. 運送の引受け及び継続の拒絶(第13条)(抜粋を編集)
  - いっぱんのりあいりょかくじどうしゃうんそうじぎょうしゃまた いっぱんじょうようりょかくじどうしゃうんそうじぎょうしゃ 一般乗合旅客自動車運送事業者又は、一般乗用旅客自動車運送事業者は、

いってい ぱぁぃ うんそう ひきう けいぞく きょぜつ 一定の場合には運送の引受けまたは継続を拒絶することができます。

ぐたいてき じれい じょうしゃきょひ せつぐう さんしょう 具体的な事例については、乗車拒否(接遇P185)を参照してください。

じ こ ばあい しょち だい じょう ぜんぶん へんしゅう 6. 事故の場合の処置 (第18条) (全文を編集)

りょかくじどうしゃうんそうじぎょうしゃ じぎょうようじどうしゃ うんこう ちゅうだん たま 旅客自動車運送事業者は、事業用自動車の運行を中断したときは、当該 じどうしゃ じょうしゃ りょかく 自動車に乗車している旅客のために、次の各号に掲げる事項に関して適切な しょち 処置をしなければならない。

- りょかく うんそう けいぞく (1)旅客の運送を継続すること
- りょかく しゅっぱつち そうかん
  (2) 旅客を出発地まで送還すること
- (3) 旅客を保護すること

うんでんしゃ じこ はっせい ばあい にょうきゃく ようぼう ふ じょうきょう はんだん 運転者は、事故が発生した場合には、乗 客の要望を踏まえ、状 況 を判断 し、適切な対応をしなければなりません。なお、交通事故の場合の措置要 領 については、第2章 (安全P143) に詳しく説明してありますので、参 照してください。

でこ ししょうしゃ かん しょち だい じょう ぜんぶん へんしゅう 7. 事故による死傷者に関する処置(第19条)(全文を編集)

りょかくじどうしゃうんそうじぎょうしゃ てんさい た じ こ りょかく しぼう また ふしょう 旅客自動車運送事業者は、天災その他の事故により、旅客が死亡し、又は負傷 うんてんしゃ つぎ かくごう かか じこう じっし したときは、運転者とともに次の各号に掲げる事項を、実施しなければならない。

- ししょうしゃ たい おうきゅう て あ た ひつよう そ ち (1) 死傷者に対する応急手当て、その他の必要な措置
- ししゃ じゅうしょうしゃ かぞく つうち (2) 死者、重傷者の家族へのすみやかな通知
- いりゅうひん ほかん (3) 遺留品の保管
- (4) 死傷者の保護

うんてんしゃ じょうきゃく てんさい た じ こ ししょう ばあい じょうきょう 運転者は、乗客が天災その他の事故により死傷した場合には、状況を

はんだん てきせつ たいおう 判断し、適切な対応をしなければなりません。

8. 異常気象時等における措置(第20条)(全文を編集)

りょかくじどうしゃうんそうじぎょうしゃ てんさい た りゅう ゆそう あんぜん かくほ ししょう 旅客自動車運送事業者は、天災その他の理由により輸送の安全の確保に支障 が生じる恐れがあるときは、事業用自動車の乗務員に対する必要な指示、その たゅそう あんぜん でき こう 他輸送の安全のための措置を講じなければなりません。

すんてんしゃ てんさい た りゅう ゅそう あんぜん かくほ ししょう しょう 運転者は、天災その他の理由により輸送の安全の確保に支障が生 じるおそれ があるときは、管理者の判断を仰ぎましょう。

かろうぼうしとう だい じょう ぱっすい へんしゅう 9.過労防止等(第21条)(抜粋を編集)

- りょかくじどうしゃうんそうじぎょうしゃ かろう ぼうし じゅうぶんこうりょ こくどこうつうだいじん (1) 旅客自動車運送事業者は、過労の防止を十分考慮して、国土交通大臣が こくじ さだ きじゅん したが じぎょうようじどうしゃ うんてんしゃ きんむじかんおよ じょうむ 告示で定める基準に従って、事業用自動車の運転者の勤務時間及び乗務 じかん さだ 時間を定めなければならない。
- りょかくじどうしゃうんそうじぎょうしゃ うんてんしゃ けんこうじょうたい はあく つと いんしゅ しっぺい (2)旅客自動車運送事業者は、運転者の健康状態の把握に努め、飲酒、疾病、 ひろう すいみんぶそく た りゅう あんぜん うんてん 疲労、睡眠不足その他の理由により安全な運転をすることができないおそ うんてんしゃ じぎょうようじどうしゃ じょうむ れがある運転者を、事業用自動車に乗務させてはならない。

すんゆきそくだい じょうだい こうだい ごう ほうれい 運輸規則第50条第1項第3号(法令P26)において、運転者は、飲酒、疾病、ひろう すいみんぶそく た りゅう あんぜんうんてん 疲労、睡眠不足その他の理由により安全運転をすることができないおそれがあるときは、その旨を申し出ることになっています。法令遵守を徹底してください。

じょうむきょり さいこうげんどとう だい じょう ばっすい へんしゅう 10. 乗務距離の最高限度等(第22条)(抜粋を編集)

交通の状況を考慮して地方運輸局長が指定する地域内に営業所を有する地域内に営業所を有する地域内に営業所を有する地域内に営業所を有する地域内に営業所を有する一般乗用旅客自動車運送事業者は、地方運輸局長の指定する乗務距離のはこうげんどことがいえいぎょうしょで、 うんてんしゃ じぎょうようじどうしゃ じょうむ 最高限度を超えて、当該営業所に属する運転者を事業用自動車に乗務させてはならないことになっています。

乗務距離の最高限度は、資料1-1指定地域等一覧 (法令P34) に掲載の地域の おいしょう みが対象となっています。運輸規則第50条第8項 (法令P28) において、当該 していないきない 指定地域内のタクシーに乗務する運転者は、当該指定地域における乗務距離 の最高限度を超えて乗務してはならないことになっています。

てんことう だい じょう ばっすい へんしゅう 11.点呼等(第24条)(抜粋を編集)

がない。また、 本語では、 またでは、 またでは、 またでは、 またでは、 またでは、 ないでは、 またでは、 ないである。 またが、 次の事項について報告を求め、 事業用自動車の運行の安全を確保する ために必要な指示を与えなければならない。また、 乗務を終了した運転者に対しても、 対面により点呼を行い、 報告を求めなければならない。その結果を またでは、 対面により点呼を行い、 報告を求めなければならない。その結果を またでは、 対面により点呼を行い、 報告を求めなければならない。その結果を またでは、 対面により点呼を行い、 報告を求めなければならない。

- じょうむ うんてんしゃ たい てんこ (1)乗務しようとする運転者に対する点呼
- (1) 日常点検の実施又はその確認
- ② 飲酒、疾病、疲労、睡眠不足その他の理由により、安全な運転をすること ができないおそれの有無
- じょうむ しゅうりょう うんてんしゃ たい てんこ(2)乗務を終了した運転者に対する点呼
- じぎょうようじどうしゃ どうろおよ うんこうじょうきょう

   1 事業用自動車、道路及び運行状況
- しゅきぉ う t ② **酒気帯びの有無**

こうたい うんてんしゃ たい ひっっ 3 交替する運転者に対する引き継ぎ

うんゆきそくだい じょうだい こうだい ごう ほうれい うんてんしゃ じょうむまえ じょうむ 運輸規則第50条第1項第2号(法令P26)において、運転者は、乗務前と乗務 こ てんこ う ひつよう ほうこく 後の点呼をそれぞれ受けるとともに、必要な報告をすることとされています。

- じょうむきろく だい じょう ばっすい へんしゅう 12.乗務記録(第25条)(抜粋を編集)
- いっぱんじょうようりょかくじどうしゃうんそうじぎょうしゃ じょうようじどうしゃ うんてんしゃ じょうむ 一般乗用旅客自動車運送事業者は、事業用自動車の運転者が乗務したときはつぎ じこう うんてんしゃ きろく かつ、その記録を事業用自動車ごとに整理して、1年間保存しなければなりません。
  - うんてんしゃめい (1) 運転者名
  - じょうむ じぎょうようじどうしゃ じどうしゃとうろくばんごうなど とうがいじどうしゃ しきべつ きごう (2)乗務した事業用自動車の自動車登録番号等、当該自動車を識別できる記号、 ばんごう た ひょうじ 番号その他の表示
  - じょうむ かいしおよ しゅうりょう ちてんおよ にちじなら おも けいかちてんおよ じょうむ (3)乗務の開始及び終了の地点及び日時並びに主な経過地点及び乗務した きょり 距離
  - うんてん こうたい ばあい ちてんおよ にちじ(4)運転を交替した場合は、その地点及び日時
  - きゅうけいまた かみん ぱぁぃ ちてんおよ にちじ (5) 休憩又は仮眠をした場合は、その地点及び日時
  - じて いちじる ちぇん たいじょう じょうたい はっせい ばあい がいようおよ (6)事故、著 しい遅延その他異常な状態が発生した場合の概要及びその げんいん 原因
  - じょうむ かいしおよ しゅうりょうじ そうこうきょり せきさん すう (7)乗務の開始及び終了時における走行距離の積算キロ数

うんゆきそくだい じょうだい こうだい ごう ほうれい うんでんしゃ じょうむ じこう 運輸規則第50条第1項第9号(法令P27)において、運転者は、乗務した事項 きるく を記録しなければならないことになっています。

13. 地図の備付け(第29条)(全文)

いっぱんじょうょうりょかくじどうしゃうんそうじぎょうしゃ じぎょうょうじどうしゃ すく えいぎょうくいきない 一般乗用旅客自動車運送事業者は、事業用自動車に少なくとも営業区域内 つぎ じこう めいじ ちず ちほううんゆきょくちょう してい きかく てきごう の次の事項が明示された地図であって地方運輸局 長の指定する規格に適合するものを備えておかなければならない。

- (1) 道路
- (2) 地名
- ちょめい けんぞうぶつ こうえん めいしょおよ きゅうせきなら てつどう えき (3) 著名な建造物、公園、名所及び旧跡並びに鉄道の駅
- た ちほううんゆきょくちょう してい じこう (4) その他、地方運輸 局 長 が指定する事項

れいじ かんとううんゆきょくちょう してい じこう こうじ 例示:関東運輸 局 長 が指定した事項(公示)

- 1. 規格
- しゅくしゃく しゃない りょかく ち ず ていじ もくてきち かくにん おこな (1) 縮 尺は、車内において旅客に地図を提示して目的地の確認を 行うこ じゅうぶんかのう とが十分可能なものであること。
- (2)発行時期等は、備えおく地図の種類に応じ以下のとおりとする。
- ① 電子地図のうち、インターネット等への接続によりアップデートされるものにあっては、アップデートから 1年以上経過していないものである

こと。

- ② ①以外の電子地図及び製本地図にあっては、電子地図のアップデート又は製本地図の発行年月から3年以上経過していないものであること。
- 2. 指定事項
- (1) 営業区域の境界(市町村の境界)
- いっぽうつうこうとう こうつうきせい かん じょうほう
- \*\* こうさてん めいしょう
  (3) 主な交差点の名称
- くうこう りょかくせん はっちゃくじょおよ (4)空港、旅客船の発着所及びバスターミナル等の位置

ラんてんしゃ じょうむ かいし まえ きかく てきごう ちず しゃない そな タクシー運転者は乗務を開始する前に、規格に適合する地図が車内に備え

つけてあるか、確認してください。

- うんてんしゃ せんにん だい じょう ぜんぶん へんしゅう 14. 運転者の選任(第36条)(全文を編集)
- りょかくじどうしゃうんそうじぎょうしゃ こじん じぎょうしゃ のぞ つぎ つぎ (1) 旅客自動車運送事業者 (個人タクシー事業者を除く。) は、次のいずれか がいとう もの じぎょうょうじどうしゃ うんてんしゃ せんにん に該当する者を、事業用自動車の運転者として選任してはならない。
- ① 日々雇い入れられる者
- ② 2月以内の期間を定めて使用される者
- 3 試みの使用期間中の者 (14日を超えて引き続き使用されるに至った者を除く。)
- (4) 14日未満の期間ごとに賃金の支払い(仮払い、前貸しその他の方法による

きんせん じゅじゅ じっしつてき ちんぎん しはら みと こうい ふく う 金銭の授受であって、実質的に賃金の支払いと認められる行為を含む。)を受 もの

本規定は、旅客自動車運送事業の性格上、業務の安定的な確保と運行の安全  $^{5\lambda \zeta L}$  を確保することを目的として、タクシー運転者の選任について定めたものです。

- (2) 一般乗用旅客自動車運送事業者(個人タクシー事業者を除く。)は、新た やと い だまかん しどう かんとくおよ に雇い入れた者について雇い入れ後、少なくとも 10日間の指導・監督及び 特別な指導を 行い、並びに適性診断を受診させた後でなければ、運転者として選任してはならないことになっています。
- 1 主として運行する路線または営業区域の状態及びこれに対処すること
   ができる運転技術、並びに法令に定める自動車の運転に関する事項について
   できる運転技術、第38条第1項)
- - ししゃまた ふしょうしゃ しょう じこ ぉ もの ア. 死者又は負傷者が 生 じた事故を起こした者

- うんてんしゃ あら やと い もの イ. 運転者として新たに雇い入れられた者
- <sup>こうれいしゃ</sup> さいいじょう もの ウ. 高齢者(65歳以上の者)
- ひじょうしんごうょうぐ とりあつか てきせつ しどう だい じょうだい こう 3 非常信号用具の取扱いについての適切な指導(第38条第4項)

ただし、新たに雇い入れた者が、当該一般乗用旅客自動車運送事業者の営業

くいきない
区域内において、雇い入れの日前2年以内に通算90日以上、一般乗用旅客自動車
運送事業の事業用自動車の運転者であったときには、この限りではありません。
また、新たに雇い入れた者が、一般乗用旅客自動車運送事業の事業用自動車
の運転者として選任された経験を有する者の場合は、以下の指導を行えばよい
ことになっています。(第36条第2項)

- 〇 主として運行する路線または営業区域の状態及びこれに対処することが うんてんぎじゅつ なら ほうれい さだ じどうしゃ うんてん かん じこう できる運転技術、並びに法令に定める自動車の運転に関する事項についての できせつ しどう 適切な指導
- これがきょうくいきない ちり かん しどう 営業区域内の地理に関する指導
- あんぜんおよ ふくむ きりっ だい じょう ぜんぶん 15. 安全及び服務のための規律(第41条)(全文)

りょかくじどうしゃうんそうじぎょうしゃ じょうむいん じぎょうようじどうしゃ うんこう あんぜん かくほ 旅客自動車運送事業者は、乗務員が事業用自動車の運行の安全の確保のため

に遵 守すべき事項、及び、乗務員の服務についての規律を定めなければならない。

かくじぎょうしゃ 各事業者においては、乗務員の服務に関する規律を定めています。よく理解

し、規律に 従って勤務するようにしましょ**う**。

じぎょうようじどうしゃない けいじ だい じょう ばっすい へんしゅう 16. 事業用自動車内の掲示(第42条)(抜粋を編集)

りょかくじどうしゃうんそうじぎょうしゃ じぎょうようじどうしゃない とうがいじぎょうしゃ しめいまた めいしょうおよ 旅客自動車運送事業者は、事業用自動車内に、当該事業者の氏名又は名 称及 じょうがいじどうしゃ じどうしゃとうろくばんごう りょかく み び当該自動車の自動車登録番号を旅客に見やすいように表示しなければならないことになっています。

きょうむてきせいかとくべつそちほうだい じょう
■ タクシー業務適正化特別措置法第13条

- おうきゅうようき ぐなど そなえつけ だい じょう ぜんぶん へんしゅう 17. 応急用器具等の備付(第43条)(全文を編集)
- りょかくじどうしゃうんそうじぎょうしゃ おうきゅうしゅうり ひつよう き ぐ およ び ひん そな (1) 旅客自動車運送事業者は、応 急修理のために必要な器具及び備品を備え とうがいじどうしゃ りょかく うんそう よう きょう なければ、当該自動車を旅客の運送の用に供することはできません。

ひじょうしんごうょうぐ そな りょかく うんそう ょう きょう 非常信号用具を備えなければ、旅客の運送の用に 供 することはできません。

タクシー運転者は、乗務を開始する前にこれらの備品が車内に備えつけてあ かくにん るか、確認してください。

じぎょうようじどうしゃ せいけつほじ だい じょう ぜんぶん へんしゅう 18. 事業用自動車の清潔保持(第44条)(全文を編集)

りょかくじどうしゃうんそうじぎょうしゃ じぎょうようじどうしゃ つね せいけつ ほ じ 旅客自動車運送事業者は、事業用自動車を常に清潔に保持しなければならない。

**運転者は、乗車する旅客に不快感を与えないよう、前の乗客の残したゴミ**などはこまめに片付けましょう。自分のゴミを散らかすことは、もってのほかです。

じょうせいん きんしじこう だい じょうだい こう ぜんぶん へんしゅう 19. 乗務員の禁止事項(第49条第2項)(全文を編集)

りょかくじどうしゃうんそうじぎょうしゃ じぎょうようじどうしゃ じょうむいん つぎ かか こうい きん 旅客自動車運送事業者の事業用自動車の乗務員は、次に掲げる行為を禁じられています。

- うんゆきそくだい じょう かくごう かか もちこみせいげんぶっぴん りょかく げんざい じぎょうよう (1)運輸規則第52条の各号に掲げる持込制限物品を旅客の現在する事業用 じどうしゃない も こ 自動車内に持ち込むこと。
- (2) 酒気を帯びて乗務すること。
- りょかく げんざい じぎょうようじどうしゃない きつえん (3) 旅客の現在する事業用自動車内で喫煙すること。

だい じょう かくごう かか もちこみせいげんぶっぴん ほうれい さんしょう 第52条の各号に掲げる持込制限物品は、法令P29を参照してください。ま

いんしゅうんてん あんぜん いこう さんしょう た、飲酒運転については、安全P157以降を参照してください。

うんてんしゃ じゅんしゅじこう だい じょうだい こう ぜんぶん へんしゅう 20.運転者の遵守事項(第50条第1項)(全文を編集)

りょかくじどうしゃうんそうじぎょうしゃ じぎょうようじどうしゃ うんてんしゃ つぎ かか じこう じゅんしゅ 旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転者は、次に掲げる事項を遵守しなければなりません。

- (1) 日常点検をし、又はその確認をすること。
- (2) 乗務をしようとするとき、及び、乗務を終了したときは、事業者が行

  てんこう にちじょうてんけん けっか とうがいじぎょうようじどうしゃ どうろおよ うんこうじょうきょう
  う点呼を受け、日常点検の結果、当該事業用自動車、道路及び運行状況、
  こうたい うんてんしゃ たい おこな つうこくないよう ほうこく 交替した運転者に対して行った通告内容について、報告すること。
- しゅき ま じょうたい せね とうがいりょかくじどうしゃうんそうじぎょうしゃ (3) 酒気を帯びた状態にあるときは、その旨を当該旅客自動車運送事業者に もう で 申し出ること。
- (4)疾病、疲労、睡眠不足、天災その他の理由により、安全な運転をすることができないおそれがあるときは、その旨を当該旅客自動車運送事業者に申し出ること。
- (5)事業用自動車の運行中疾病、疲労、睡眠不足、天災その他の理由により、 あんぜん うんてん けいぞく 安全な運転を継続することができないおそれがあるときは、その旨を当該 りょかくじどうしゃうんそうじぎょうしゃ もう で 旅客自動車運送事業者に申し出ること。
- りょかく げんざい じぎょうようじどうしゃ うんこうちゅう とうがいじどうしゃ じゅうだい こしょう はっけん (6)旅客の現在する事業用自動車の運行中、当該自動車の重大な故障を発見 また じゅうだい じこ はっせい みと ただ うんこう し、又は重大な事故が発生するおそれがあると認めたときは、直ちに運行

を中止すること。

- (8) 踏切を通過するときは、変速装置を操作しないこと
- (9)事業用自動車の故障等により踏切内で運行不能となったときは、速やかに
  りょかく ゆうどう たいひ ねっしゃ たい てきせつ ぼうごそ ち 旅客を誘導して退避させるとともに、列車に対し適切な防護措置をとること。
- じょうむきろく うんてんにっぽう きろく おこな (11) 乗務記録(運転日報)の記録を 行 うこと
- うんてんそうさ えんかつ か ふくそう (12) 運転操作に円滑を欠くおそれがある服装をしないこと。

ラんてんしゃ じょうき すべ じこう じゅんしゅ タクシー運転者は、上記の全ての事項を遵 守しなければなりません。よく りかい てってい 理解し、徹底してください。

- かいそうばん けいしゅっ だい じょうだい こう ぜんぶん 21.回送板の掲出(第50条第6項)(全文)
  - いっぱんじょうょうりょかくじどうしゃうんそうじぎょうしゃ じぎょうようじどうしゃ うんてんしゃ しょくじ も一般 乗 用旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転者は、食事若しくは

上記の理由により運送の引受けができない場合には、必ず回送板を掲出してください。

かいそうばん けいしゅつ きんし だい じょうだい こう ぜんぶん へんしゅう 22.回送板の掲出の禁止(第50条第7項)(全文を編集)

ぜんこう ばぁぃぃがぃ かいそうばん けいしゅっ きん 前項の場合以外には、回送板を掲 出することが、禁じられています。

じょうむきょり さいこうげんど だい じょうだい こう ぜんぶん へんしゅう 23. 乗務距離の最高限度(第50条 第8項)(全文を編集)

うんゆきそくだい じょう していちいきない えいぎょうしょ ぞく うんてんしゃ じょうむ 運輸規則第22条の指定地域内の営業所に属するタクシー運転者は、乗務 きょり さいこうげんど こ じょうむ 距離の最高限度を超えて乗務してはならない。

じょうむきょり さいこうげんど しりょう していちいきとういちらん ほうれい けいさい ちいき 乗務距離の最高限度は、資料1-1指定地域等一覧 (法令P34) に掲載の地域が たいしょう 対象となっています。

ぶっぴん もちこみせいげん だい じょう ばっすい へんしゅう **24. 物品の持込制限(第52条)(抜粋を編集)** 

じょうきゃく つぎ かか ぶっぴん しゃない も こ ひんめい 乗 客 は、次に掲げる物品を車内に持ち込んではなりません。ただし、品名、rうりょう にづくりほうほうとう べっぴょう さだ じょうけん てきごう ばあい かぎ数 量、荷造方法等について、別 表で定める条件に適合する場合は、この限り

数量、荷造方法等について、別表で定める条件に適合する場合は、この限りではありません。

- かゃくるい かゃくるいとりしまりほう かゃくるい はついない じっぽうおよ くうほう (1)火薬類(火薬類取締法の火薬類をいう。ただし、50発以内の実包及び空包 だんたいまた やく そうにゅう であって、弾帯又は薬ごうに挿入してあるものを除く。)
- (2) 100 グラムを超える玩具用煙火
- (3)揮発油、灯油、軽油、アルコール、二硫化炭素その他の引火性液体 (喫煙用 まょ かいろ しょう ライター及び壊炉に使用しているものを除く。)
- (4) 100 グラムをこえるフイルムその他のセルロイド類 (ニトロ・セルローズ きょうせいひん はんせいひんおよ を主材とした生地製品、半製品及びくずをいう。)
- (5) 黄りん、カーバイト、金属ナトリウムその他の発火性物質及びマグネシウ た ばくはつせいぶっしつ ム粉、過酸化水素、過酸化ソーダその他の爆発性物質
- ほうしゃせいぶっしつとう ほうしゃせいどういげんそとう (6)放射性物質等(放射性同位元素等)
- かせい しょうさん りゅうさん えんさん た ふしょくせいぶっしっ (7) 苛性ソーダ、硝酸、硫酸、塩酸その他の腐食性物質
- (8) 高圧ガス(高圧ガス取締法の高圧ガスをいう。ただし、消火器内に封入 たんさん およ いゃくょうさんそ き ふうにゅう さんそ のぞ した炭酸ガス及び医薬用酸素器に封入した酸素ガスを除く。)
- (9) クロル・ピクリン、メチル・クロライド、液体青酸、クロロ・ホルム、ホ

た ゆうどく およ ゆうどく はっせい ぶっしつ ルマリンその他の有毒ガス及び有毒ガスを発生するおそれのある物質

- (10) 刃物
- (11) 500 グラムを超えるマッチ
- でんち かんでんち のぞ (12) **電池(乾電池を除く**。)
- (13) 死体
- (14) 動物(身体障害者補助犬(身体障害者補助犬法の身体障害者補助犬を いう。)及びこれと同等の能力を有すると認められる犬並びに愛玩用の しょうどうぶつので 小動物を除く。)
- じぎょうようじどうしゃ つうろ でいりぐちまた ひじょうぐち (15) 事業用自動車の通路、出入口又は非常口をふさぐおそれのあるもの。
- (16) 前各号に掲げるもののほか、他の旅客の迷惑となるおそれのあるもの又は

  しゃしっ いちじる まそん
  車室を 著 しく汚損するおそれのあるもの。

**運輸規則第13条 (法令P15) において、上記のような持込制限物品を携帯している利用者に対しては、運送の引受けを拒絶することができることとなっているので、事情を丁寧に説明し、理解を得るようにしてください。** 

# こくどこうつうしょうこくじ だいせんよんひゃくろくごう 国土交通省告示 第千四百六号

りょかくじどうしゃうんそうじぎょううんゆきそくだいごじゅうにじょう きてい もと りょかくじどうしゃうんそう 旅客自動車運送事業運輸規則第五十二条の規定に基づき、旅客自動車運送

じぎょうょうじどうしゃ きけんぶつとう うんそうきじゅん さだ こくじ つぎ さだ まだ ま業用自動車による危険物等の運送基準を定める告示を次のように定める。

れいわにねんじゅういちがつにじゅうななにち こくどこうつうだいじん あかばね かずよし 令和二年十一月二十七日 国土交通大臣 赤羽 一嘉

りょかくじどうしゃうんそうじぎょうようじどうしゃ きけんぶつとう うんそうきじゅん さだ こくじ 旅客自動車運送事業用自動車による危険物等の運送基準を定める告示

りょかくじどうしゃうんそうじぎょううんゆきそくだいごじゅうにじょう こくじ さだ じょうけん つぎ 旅客自動車運送事業運輸規則第五十二条の告示で定める条件は、次のとおりとする。

- いち かゃくるい つぎ かくごう かか かか **一 火薬類にあっては、次の各号のいずれかに掲げるもの**
- て りょうじゅうらいかんおよ しんごうらいかん しんどう しょうげきとう イ 300 グラムを超えない 猟 銃 雷管及び信号雷管であって、振動、衝 撃等に よりこれから発火するおそれのない容器に入れてあるもの
- ロ 500 グラムを超えない信号焔管及び信号火せん
- て ハ 100 グラムを超えない競技用紙雷管
- はつ こ きょうぎょう こうしょうこうけい う じゅうようじっぽうおよ 二 800発を超えない競技用の公称口径22のへり打ちのライフル銃用実包及 けんじゅうようじっぽう び拳銃用実包
- ため銃器を所持する者が事業用自動車内に持ち込む場合に限る。)
- に いんかせいえきたい つぎ かくごう かか コード 引火性液体にあっては、次の各号のいずれかに掲げるもの

- イ 0.5 リットルを超えない引火性液体(アルコールを除く。)であって、漏れるおそれのない容器に密閉し、かつ、容器が破損するおそれがないように包装してあるもの
- ロ 2 リットルを超えないアルコールであって、漏れるおそれのないように 保護されたもの
- ハ 10 キログラムを超えない引火のおそれのあるペンキ類であって、金属製 容器に密閉してあるもの
- きん るい つぎ かくごう かか こ セルロイド類にあっては、次の各号のいずれかに掲げるもの
- イ 300 グラムを超えないものであって、紙箱等の電気絶縁物質により包装してあるもの
- ロ 映画用フィルムであって、ファイバ等の不燃性電気絶縁物質製の容器に入れてあるもの(この場合において容器は、振動衝撃等によりふたが開くことがないようにしてあるものであること。)
- ハ 映画用フィルムであって、フィルム用容器に入れ、かつ、帆布製の袋に入れてあるもの(この場合において帆布製の袋は、JES繊維3101の上綿帆布8号若しくは並綿布又はこれらと同等以上の厚さ及び強度を有する帆布を使用したものであって、二重底とし、上 ぶた布又は中ぶた布を付してあり、かつ、金属製品を使用していないものであること。)

### おそれのない容器に密閉してあるもの

- 五 500 グラムを超えない写真撮影用閃光粉であって、これが飛散するおそれのない容器に密閉し、かつ、容器が破損するおそれのないように包装してあるもの

- た りょかく きがい およ 八 刃物であって、他の旅客に危害を及ぼすおそれがないようにこん包してあ るもの
- じゅう どうぶつ いっぱんかしきりりょかくじどうしゃうんそうじぎょうしゃまた いっぱんじょうようりょかくじどうしゃ 十 動物であって、一般貸切旅客自動車運送事業者又は一般乗用旅客自動車

うんそうじぎょうしゃ うんそうけいやく じぎょうようじどうしゃない も こ どうい 運送事業者が運送契約において事業用自動車内に持ち込むことについて同意 したもの

ふそく **附則**  この告示は、令和二年十一月二十七日から施行する。

しりょう うんゆきそくだい じょう じょうむきょり さいこうげんど かかわ していちいきとういちらん 資料1−1運輸規則第22条 (乗務距離の最高限度)に係る指定地域等一覧

<sup>うんゆきょく</sup> 運輸 局	していちいき 指定地域	まも とし 主な都市	じょうむきょり さいこうげんど 乗務距離の最高限度	
			かくきん隔勤	にっきん <b>日勤</b>
まっかいどう 北海道	さっぽろこうつうけん 札幌交通圏		3 7 O km	280km
	またるし <b>小樽市</b>			
	はこだてこうつうけん 函館交通圏			
	あさひかわこうつうけん 旭川交通圏			
	<sub>むろらんし</sub> 室蘭市			
	とまこまいこうつうけん			
	くしろこうつうけん <b>釧路交通圏</b>			
	まびひろこうつうけん 帯広交通圏			
	またみこうつうけん 北見交通圏			
とうほく 東北	世んだいし仙台市		350km	270km
かんとう	とくべつく ぶさんこうつうけん 特別区・武三交通圏		365km	270km
	けいひんこうつうけん 京浜交通圏	横浜市		
	きたたまこうつうけん 北多摩交通圏	<sup>たちかわし</sup> 立川市	365km	270km
	みなみたまこうつうけん 南多摩交通圏	はちおうじし 八王子市		

	にしたまこうつうけん <b>西多摩交通圏</b>	<sub>ສ ງ ຫ</sub> ເ <b>青梅市</b>		
	けんおうこうつうけん かながわ 県央交通圏(神奈川)	<sup>ふじさわし</sup> 藤沢市		
	しょうなんこうつうけん 湘南交通圏	<sub>かまくらし</sub> 鎌倉市		
	けいようこうつうけん 京葉交通圏	いちかわし 市川市		
	けんなんせいぶこうつうけん さいたま 県南西部交通圏 (埼玉)	<sup>かわごえし</sup> 川越市		
北陸	にいがたこうつうけん 新潟交通圏		350km	250km
Lhizo <b>信越</b>				
* <sup>*</sup> * * * * * * * * * * * * * * * * *	ぉぉぇゕしぃきこうつうけん 大阪市域交通圏		350km	275km
	ほくせつこうつうけん 北摂交通圏	いけだし <b>池田市</b>	350km	275km
	かほくこうつうけん河北交通圏	<sup>ひらかたし</sup> 枚方市	3 5 O km	275km
	かなんこうつうけん 河南交通圏	*************************************	350km	275km
	こうべしいきこうつうけん 神戸市域交通圏		350km	275km
	まょうとしいきこうつうけん 京都市域交通圏		350km	275km
ちゅうごく 中国	<sup>ひろしまこうつうけん</sup> 広島交通圏		350km	260km
*************************************	ふくおかこうつうけん 福岡交通圏		360km	270km

ちゅう じょうむきょり さいこうげんど いってい こうそくそうこうぶぶん きょり のぞ (注1)乗務距離の最高限度については、一定の高速走行部分の距離を除くこと

くわ じぎょうしゃ し じ したが ができることとなっているので、詳しくは事業者の指示に 従 ってください。

ちゅう じょうき していちいきない えいぎょうしょ はいち うんこうきろくけい そうちゃく (注2)上記の指定地域内の営業所に配置するタクシーには、運行記録計の装着

<sub>ぎむづ</sub> が義務付けられています。

#### 

本項(59ページまで)文中における「国土交通大臣」の記述は、次のとおりとなります。

うんてんしゃとうろく じ む じっさい とうろくじっしきかん じっし こくどこうつう ※1: 運転者登録事務は、実際には登録実施機関が実施するため、「国土交通

たいじん 大臣(※1)」については「登録実施機関」と読み替えることとなります。

しけんじ む じっさい とうろくじっしきかんまた てきせいかじぎょうじっしきかん じっし ※2:試験事務は、実際には登録実施機関又は適正化事業実施機関が実施する

こくどこうつうだいじん とうろくじっしきかん また てきせいかじぎょうため、「国土交通大臣(※2)」については「登録実施機関」又は「適正化事業

ま施機関」と読み替えることとなります。

## もくてき だい じょう ぜんぶん 1. 目的(第1条)(全文)

この法律は、タクシーの運転者の登録を実施し、指定地域において、輸送の あんぜんおよ りょうしゃ りべん かくほ かん しけん おこな 安全及び利用者の利便の確保に関する試験を行うとともに、特定指定地域において、 いてタクシー業務適正化事業の実施を促進すること等の措置を定めることによ

- ① 公共輸送機関としてのタクシーは、「旅客自動車運送事業運輸規則第2

  しょう いっぱんじゅんそく 条 (一般準則)」に定められているように、乗客に対し安全・確実・迅速

  な運輸を遂行し、乗客への公平かつ懇切な対応が求められています。

  ② このようなタクシーの社会的責任に反するような、乗車拒否や乗客の

  せんべつとう ふてきせい ぎょうむ おこな 選別等の不適正な業務が行われないように、運転者の登録制度や適正化事業

を実施するなど、乗客の利便を確保することを目的として、この法律は制定

ていぎ だいじょう ぜんぶん へんしゅう 2. 定義(第2条)(全文を編集)

されたものです。

- (1) この法律で「タクシー」とは、一般乗用旅客自動車運送事業を経営する もの じぎょう よう きょう じどうしゃ かがい 者が、その事業の用に供する自動車で、ハイヤー以外のものをいう。
- (3) この法律で「タクシー事業」とは、タクシーを使用して 行 う一般乗 用 旅客 じどうしゃうんそうじぎょう 自動車運送事業をいう。

- (4)この法律で「タクシー事業者」とは、タクシー事業を経営する者をいう。
- (5) この法律で「指定地域」とは、次条第一項の規定により指定された地域をいう。(国土交通大臣は、タクシーによる運送の引き受けが 専 ら営業所以外の場所において 行われており、かつ、道路運送法第二十七条第一項のまてい。違反する適切な勤務時間又は乗務時間によらない勤務又は乗務、は当時のでは、第一年の場合に違反する運送の引受けの拒絶その他の輸送の安全なび利用者の利便を確保することが困難となるおそれがある行為の状況に照らして、タクシー事業の業務の適正化を図る必要があると認められるもいましていまいました。 まいまいました かんまん こうじ できせいかん はかる かくほ ない がいまかん かくほ ない が 大き かんせん できせい かんせん できせい かんまん しょうせいかん おまが しょうせい かんまん しょうせい かんまん しょうせい かんせん おおおい できる かんせん できまう かんせん できる かく がく はかる かく はかる かく はかる かく はかる ひっよう かん はかる かんせん して いまり きょうせい かんまん ひっよう かんせん して いまり きょうせい かんまん ひっよう かんせん しょう して いまり きょう できまり ひっよう かんせん ひっよう たんなん ないま かんせん ひっよう して いまり とび 大きせい かんまん ひっよう かんさん ないまん して いまいき とび できる。)
- (6) この法律で「特定指定地域」とは、第二条の三第一項の規定により指定された地域をいう。(国土交通大臣は、指定地域のうち、特に利用者の利便をかくほなる観点からタクシー事業の業務の適正化を図る必要があると認められる地域を、特定指定地域として指定することができる。)(東京地域、横浜ちいきおよりおいき、おおさかちいき地域及び大阪地域)。

■タクシー	-業務適正化特別措置法における指定地域・特定指定地域	
名 称	地域	
札幌地域	北海道の区域のうち、札幌市、江別市、北広島市及び石狩市(厚田区及び浜益区を除く。)の区域	
仙台地域	宮城県の区域のうち、仙台市の区域	
さいたま地域	埼玉県の区域のうち、さいたま市、川口市、鴻巣市、上尾市、蕨市、戸田市、桶川市、北本市及び北足立郡の区域	
千葉地域	千葉県の区域のうち、千葉市、市川市、船橋市、松戸市、野田市、習志野市、柏市、流山市、八千代市、我孫子市、	
十呆地域 	鎌ヶ谷市、浦安市及び四街道市の区域	
東京地域	東京都の区域のうち、特別区、武蔵野市及び三鷹市の区域	
横浜地域	神奈川県の区域のうち、横浜市、川崎市、横須賀市及び三浦市の区域	
夕士長地域	愛知県の区域のうち、名古屋市、瀬戸市、津島市、尾張旭市、豊明市、日進市、愛西市、清須市、北名古屋市、弥	
名古屋地域 	富市、あま市、長久手市、愛知郡、西春日井市郡及び海部郡の区域	
京都地域	京都府の区域のうち、京都市(右京区京北を除く。)、宇治市、城陽市、向日市、長岡京市、八幡市、京田辺市、木	
<b>宋</b>	津川市、乙訓郡、久世郡、綴喜郡及び相楽郡の区域	
大阪地域	大阪府の区域のうち、大阪市、堺市(美原区を除く。)、豊中市、池田市、吹田市、泉大津市、高槻市、守口市、茨木	
八败地域	市、八尾市、和泉市、箕面市、門真市、摂津市、高石市、東大阪市、三島郡及び泉北郡の区域	
神戸地域	兵庫県の区域のうち、神戸市、尼崎市、明石市、西宮市、芦屋市、伊丹市、宝塚市、川西市及び川辺郡の区域	
	広島県の区域のうち、広島市(佐伯区(湯来町及び杉並台に限る。)を除く。)、廿日市市(玖島、永原、峠、友田、	
	河津原、津田、浅原、虫所山、飯山、中道、栗栖、吉和、大野、宮島ロー丁目から四丁目まで、宮島ロ東一丁目か	
	ら三丁目まで、宮島口西一丁目から三丁目まで、宮島口上一丁目及び二丁目、福面一丁目から三丁目まで、対	
<b>广自</b> 协械	巌山一丁目から三丁目まで、深江一丁目から三丁目まで、前空一丁目から六丁目まで、物見東一丁目及び二丁	
広島地域 	目、物見西一丁目から三丁目まで、上の浜一丁目及び二丁目、下の浜、大野一丁目及び二丁目、大野中央一丁	
	目から五丁目まで、大野原一丁目から四丁目まで、梅原一丁目及び二丁目、塩屋一丁目及び二丁目、沖塩屋一	
	丁目から四丁目まで、林が原一丁目及び二丁目、丸石一丁目から五丁目まで、宮浜温泉一丁目から三丁目まで、	
	八坂一丁目及び二丁目並びに宮島町を除く。)及び安芸郡の区域	
北九州地域	福岡県の区域のうち、北九州市、中間市及び遠賀郡の区域	
福岡地域	福岡県の区域のうち、福岡市、筑紫野市、春日市、大野城市、太宰府市、古賀市、糸島市、筑紫郡及び粕屋郡の	
	区域	

# ■ タクシー業務適正化特別措置法における単位地域

	T. 1.15
名称	地域
北海道A	前条第一項に規定する札幌地域
北海道B	北海道の区域のうち、北海道A以外の区域
青森県	青森県全域
岩手県	岩手県全域
宮城県A	前条第一項に規定する仙台地域
宮城県B	宮城県の区域のうち、宮城県A以外の区域
秋田県	秋田県全域
山形県	山形県全域
福島県	福島県全域
茨城県	茨城県全域
栃木県	栃木県全域
群馬県	群馬県全域
埼玉県A	前条第一項に規定するさいたま地域
埼玉県B	埼玉県の区域のうち、埼玉県A以外の区域
千葉県A	前条第一項に規定する千葉地域
千葉県B	千葉県の区域のうち、千葉県A以外の区域
東京都A	前条第一項に規定する東京地域
東京都B	東京都の区域のうち、東京都A以外の区域
神奈川県A	前条第一項に規定する横浜地域
神奈川県B	神奈川県の区域のうち、神奈川県A以外の区域
山梨県	山梨県全域
新潟県	新潟県全域
富山県	富山県全域
石川県	石川県全域
長野県	長野県全域
福井県	福井県全域
岐阜県	岐阜県全域
静岡県	静岡県全域
愛知県A	前条第一項に規定する名古屋地域
愛知県B	愛知県の区域のうち、愛知県A以外の区域
三重県	三重県全域
滋賀県	滋賀県全域
京都府A	前条第一項に規定する京都地域
京都府B	京都府の区域のうち、京都府A以外の区域
大阪府A	前条第一項に規定する大阪地域
大阪府B	大阪府の区域のうち、大阪府A以外の区域
兵庫県A	前条第一項に規定する神戸地域
兵庫県B	兵庫県の区域のうち、兵庫県A以外の区域
奈良県	奈良県全域
和歌山県	和歌山県全域
鳥取県	鳥取県全域
島根県	島根県全域
岡山県	岡山県全域
広島県A	前条第一項に規定する広島地域
広島県B	広島県の区域のうち、広島県A以外の区域
山口県	山口県全域
徳島県	徳島県全域
香川県	香川県全域
愛媛県	愛媛県全域
高知県	高知県全域
福岡県A	前条第一項に規定する北九州地域
福岡県B	前条第一項に規定する福岡地域
福岡県C	福岡県の区域のうち、福岡県A及び福岡県B以外の区域
佐賀県	佐賀県全域
長崎県	長崎県全域
熊本県	熊本県全域
大分県	大分県全域
宮崎県	宮崎県全域
鹿児島県	鹿児島県全域
沖縄県	沖縄県全域
11 까단거로	ログロハエグ

## していちいき してい だい じょう だい こう ぜんぶん 3. 指定地域の指定(第2条の2第1項)(全文)

国土交通大臣は、タクシーによる運送の引受けが専ら営業所以外の場所において行われており、かつ、道路運送法第二十七条第一項の規定に違反するできせつ きんむじかんまた じょうむじかん 道路運送法第二十七条第一項の規定に違反する できせつ きんむじかんまた じょうむじかん 道路運送法第二十七条第一項の規定に違反する できせつ きんむじかんまた じょうむじかん 直接 の 動務又は乗務、同法第十三条の規定に違反する で違反する 運送の引受けの拒絶その他の輸送の安全及び利用者の利便を確保することが困難となるおそれがある行為の状況に照らして、タクシー事業の まった できせいか はか ひつよう ままずこ てきせいか はか ひつよう きょずる こうい できる。

# 4. 特定指定地域の指定(第2条の3第1項)(全文)

国土交通大臣は、指定地域のうち、特に利用者の利便を確保する観点からタク じぎょう ぎょうむ てきせいか はか ひつよう みと ちぃき とくていしていちいき シー事業の業務の適正化を図る必要があると認められる地域を、特定指定地域 として指定することができる。

### とうろくうんてんしゃ じょうむ だい じょうだい こう ぜんぶん 5. 登録運転者の乗務 (第3条第1項) (全文)

タクシー事業者は、タクシーには、当該タクシーを配置する営業所を設けている単位地域(全国の区域を分けてタクシー運転者登録原簿(以下「原簿」という。)を設ける単位となる地域として国土交通大臣が指定する地域をいう。以下 たない かかわ げんぼ とうろく うつうだいじん してい ちいき かかわ げんぼ とうろく う もの いか とうろくうんてんしゃ 同じ。)に係る原簿に登録を受けている者(以下「登録運転者」という。)以外

もの うんてんしゃ じょうむ の者を運転者として乗務させてはならない。ただし、その運行が旅客の運送を t<てき 目的としない場合は、この限りでない。

- げんぼ だい じょう ぜんぶん 6. 原簿(第4条)(全文)
- ばんぼ とうろく いか とうろく (1)原簿への登録(以下「登録」という。)は、国土交通大臣(※1)が行う。
- (2)原簿は、単位地域ごとに設ける。

たんいちいき ばんぼ 単位地域ごとに原簿があるため、別の単位地域に異動するときは、もとの原簿 から登録を消除し、新しく登録を受けることが必要となります。

- 7. 登録の申請(第5条)(全文を編集)
- (1) 登録は、当該登録に係る単位地域内に営業所を有するタクシー事業者に まう まっ もの とうろく じょうけん こよう けいやく ていけつ もの ふく 雇用されている者 (登録を条件として雇用の契約を締結している者を含む。)で、タクシー運転者として選任されており、又は選任されることを予定 されているものの申請により行う。
- (2)登録を申請しようとする者は、次の事項を記載した申請書を国土交通大臣

  (※1) に提出しなければならない。

- これせいしゃ う
   う
   だいにしゅうんてんめんきょ しゅるいなら
   かかわ うんてん

   事請者が受けている第二種運転免許の種類並びにこれに係る運転

   めんきょしょう ばんごうおよ ゆうこうき げん免許証の番号及び有効期限
- 4 申請に係る単位地域
- (3) 前項の申請書を提出する場合には、同項第1号に掲げる事項を証する

  しょめん しんせいしゃ だい じょう
  書面、申請者が第7条(1)~(5)までに該当する者でないことを証す

  しょめんおよ しんせいしゃ しゃしん てんぷ る書面及び申請者の写真を添付し、かつ、申請者が受けている第二種運転

  めんきょ かかわ うんてんめんきょしょう ていじ 免許に係る運転免許証を提示しなければならない。

② 登録の申請は、タクシー運転者になる者が 自ら行います。

とうろく きょひ だい じょう ぜんぶん へんしゅう 8. 登録の拒否(第7条)(全文を編集)

 明らかでないときは、その登録を拒否しなければならない。

をうるく きょひ ちたい りゅう しめ むね しんせいしゃ つうち 登録を拒否したときは、遅滞なく理由を示し、その旨を申請者に通知しなければ ならない。

- りょかくじどうしゃうんそうじぎょうようじどうしゃ うんてんしゃ ようけん どうろうんそうほうだい じょう (1)旅客自動車運送事業用自動車の運転者としての要件(道路運送法第25条 せいれい きだ ようけん そな の政令で定める要件)を備えていないこと。
- りょかくじどうしゃ うんてんしゃ ょうけん ※旅客自動車の運転者としての要件

  - ② 普通自動車等の運転経験が3年以上である等(ただし、旅客自動車の運転者 いがい じょうせいん 以外の乗務員として、2年以上の経験がある等の特別な事由のある者は、1年 いじょう 以上。)
  - まいにしゅうんてんめんきょ う ③ 第二種運転免許を受け、かつ、その効力が停止されていないこと
  - (2) タクシー運転者として選任されることができない者(旅客自動車運送事業) うんゆきそくだい じょうだい こう がいとう もの 運輸規則第36条第1項に該当する者)であること。
  - ① 日々雇い入れられる者
  - ② 2月以内の期間を定めて使用される者
  - しょうきかんちゅう もの にち こ ひ つづ しょう いた もの のぞ (3) 試用期間中の者 (14日を超えて引き続き使用されるに至った者を除く。)
  - 4 14日未満の期間ごとに賃金の支払いを受ける者
- うんてんしゃ ぎょうむ とりあつか かかわ ゆそう あんぜんおよ りょうしゃ りべん(3)タクシーの運転者の業務の取扱いに係る輸送の安全及び利用者の利便

の確保に関する講習として国土交通省令で定めるものを修了していないこと。

- とうろく とりけ しょぶんとう さいとうろくきんしきかん けってい う とうがいさいとうろくきんし (6)登録の取消し処分等により再登録禁止期間の決定を受け、当該再登録禁止 きかんちゅう もの 期間中にある者であること。

とうろく きょひょうけん がいとう かくにん 登録にあたっては、拒否要件に該当しないかどうか、確認してください。

とうろくじこう へんこうなど とどけで だい じょう ばっすい へんしゅう 9. 登録事項の変更等の届出(第8条)(抜粋を編集)

とうろくうんてんしゃ つぎ かか ばあい ただ むね こくどこうつうだいじん 登録運転者は、次に掲げる場合には、直ちにその旨を国土交通大臣(※1)に とど で 届け出なければならない。

- っき じこう へんこう (1)次の事項に変更があったとき
- しめい じゅうしょ 1 氏名、住所
- ② 雇用されているタクシー事業者の氏名又は名 称及び住所 (雇用されている事業者の氏名又は名 称及び住所 (雇用されている事業者が変わったときを含む)

- だいにしゅうんてんめんきょ しゅるい うんてんめんきょしょう ばんごうおよ ゆうこうきげん 第二種運転免許の種類、運転免許証の番号及び有効期限
- (2) 次の事項に該当することとなったとき
- うんてんめんきょ とりけ また こうりょく ていし ① 運転免許の取消し又は効力が停止されたとき。
- ② タクシー運転者として選任されることができなくなったとき。

りょかくじどうしゃうんそうじぎょううんゆきそくだい じょうだい こう(旅客自動車運送事業運輸規則第36条第1項)

たんいちいきない えいぎょうしょ ゆう ③ 単位地域内に営業所を有するタクシー事業者に雇用されている者で、タ

うんてんしゃ クシー運転者として選任されなくなったとき。

うんてんしゃ じ む しょく ばあい (運転者から事務 職 になったような場合など)

うんてんめんきょ こうりょくていし にちみまん ばあい ていしきかん たんしゅく (3)運転免許の効力停止が 40日未満の場合に、その停止期間が短縮されたとき。

ぎょうむてきせいかとくべつそちほうしこうきそくだい じょう (タクシー業務適正化特別措置法施行規則第9条)

ばっそく きそく いはん もの まんえん ばっきん しょ 〔罰則〕この規則に違反した者は、30万円の罰金に処せられます。

ただし、(3) の場合は除かれています。

じょうき がいとう ぱぁぃ ただ とどけで 上記に該当する場合は、直ちに届出をするようしてください。

- とうろく とりけ とう だいじょう ぜんぶん へんしゅう 10. 登録の取消し等(第9条)(全文を編集)
- こくどこうつうだいじん とうろくうんてんしゃ つぎ (1)国土交通大臣は、登録運転者が次のいずれかに該当するとき、又は登録

運転者になる前2年以内に①、③もしくは④に該当していたことが判明した

ときは、その登録を取消すことができる。

① 本法、道路運送法もしくは同法に基づく命令に違反する行為をし、又は、 タクシー運転者として、本法、道路運送法もしくは同法に基づく命令に違反する行為をし、又は、 はいばう どうろうんそうほう どうほう もと めいれい いはん こうい また マクシー運転者として、本法、道路運送法もしくは同法に基づく命令もしくは これらに基づく処分、もしくはこれに付した条件に違反する行為をしたとき。

とうろく とりけ いはんこうい れい [登録の取消しとなる違反行為の例]

\*\*\*うむてきせいかとくべつそちほうかんけい タクシー業務適正化特別措置法関係

うんてんしゃしょう たにん じょうと じょうしゃきんし ち く りょかく じょうしゃ 運転者 証 の他人への譲渡、タクシー乗 車 禁止地区において旅客を乗 車 させ こうい ふせい うんてんしゃしょう ひょうじ る行為、不正な運転者 証 の表示

 どうろうんそうほうかんけい

 **道路運送法関係**

まにんか ふとう うんちん しゅうじゅ うんそうひきうけぎ むいはん えいぎょうくいきがい りょかくうんそう 無認可の不当な運賃の収受、運送引受義務違反、営業区域外となる旅客運送

こうい **行為** 

- だい じょう きてい めいれい かかわ こうしゅう う ② 第18条の2の規定による命令に係る講習を受けないとき。
- どうろうんそうほうだい じょう きていとどけでじゅうだい じょう こくどこうつうしょう③ 道路運送法第29 条 の規定による届出がされた 重 大 な事故 (国土交 通 省れい きだ かぎ つで定めるものに限る。) を引き起こしたとき。
- ④ タクシー運転者の職務に関して、輸送の安全又は利用者の利便を確保する
  ことが困難となるおそれがある 著 しく不適当な行為をしたと認められる

いちじる ふてきとう こうい おも 著 しく不適当な行為の主なもの

こうい たいしょう **() 行為の対象** 

りょかく ものはか、旅客であった者及び旅客となる者をも含みます。

- 〇 行為の内容
- きっじん しょうがい ごうかん きょうせい きょうはくなどけいほうじょう せいめいしんたいじゅう ア. 殺人、傷害、強姦、強制わいせつ、脅迫等刑法上、生命身体自由に たい つみ こうせい こうい かしっ のぞ 対する罪を構成する行為(過失によるものを除く)
- せっとう ごうとう おうりょうなどけいほうじょう ざいさん たい つみ こうせい こういイ. 窃盗、強盗、横領等刑法上、財産に対する罪を構成する行為
- まゃくとりしまりほう ばいしゅんぼうしほう けいはんざいほう つみ こうせい こうい ほかいちじる ウ. 麻薬取締法、売春防止法、軽犯罪法の罪を構成する行為、その他 著

しく迷惑をかける行為

- ⑤ 不正な手段により登録を受けていたとき。
- (3) 国土交通大臣は、登録運転者が上記①から⑤に該当した場合において、そ をりけししょぶん まえ とうろく しょうじょ おこな の取消処分の前に登録の消除が行われたときは、その者について一定の 豊かん ねんいない とうろく おこな けってい 期間(2年以内)登録を行わないことを決定することができる
- とうろく しょうじょ だい じょう ばっすい へんしゅう 1 1. 登録の消除(第10条)(抜粋を編集)
- こくどこうつうだいじん とうろくうんてんしゃ つぎ がいとう (1)国土交通大臣(※1)は、登録運転者が次のいずれかに該当するときは、

とうろく しょうじょ その登録を消除しなければならない。

- ① 前条の規定により登録を取消されたとき。
- ② 次のいずれかに該当することとなったとき。
- だいにしゅうんてんめんきょ とりけ また にちいじょう こうりょく ていし 第二種運転免許の取消し又は40日以上の効力の停止となったとき。
- 道路運送法の規定に基づく国土交通省令の規定(日々雇い入れられる者、 ○ 道路運送法の規定に基づく国土交通省令の規定(日々雇い入れられる者、 ○ 2月以内の期間を定めて使用される者又は 14日未満の期間ごとに賃金の ○ 支払いを受ける者ではないこと〈運輸規則第36条第1項〉)に違反しなけれ ばタクシー運転者として選任することができない者となったとき。
- ③ 次のいずれかに該当するとき
- タクシー事業者に雇用又は運転者として選任されなくなった後2年間を 経過したとき。
- とうろく しょうじょ しんせい O 登録の消除の申請をしたとき。
- (2) 国土交通大臣(※1) は、登録運転者が第二種運転免許の 40日未満の効力

  でいし
  の停止となったときは、その事由を登録し、その事由が存続する期間、登録
  の効力を停止しなければならない。
- けんほ とうほんなど だい じょう ぜんぶん 12. 原簿の謄本等(第12条)(全文)
- とうろくうんてんしゃ こくどこうつうだいじん たい もの かかわ げんぼ とうほん (1)登録運転者は、国土交通大臣(※1)に対し、その者に係る原簿の謄本の

こうふまた えつらん せいきゅう 交付又は閲覧の請 求をすることができる。

とうろくうんてんしゃ じぶん げんぼ とうほん こうふ う げんぼ えつらん 登録運転者は、自分の原簿の謄本の交付を受けたり、原簿の閲覧をすること ができます。

うんてんしゃしょう ひょうじ だい じょう ぜんぶん へんしゅう 13. 運転者証の表示(第13条)(全文を編集)

タクシー事業者は、タクシーに登録運転者を乗務させるときには、登録タクシー運転者証 (以下「運転者証」という)を国土交通省令で定めるところにより、当該タクシーに表示しなければならない。ただし、その運行が旅客の運送をもくてき 目的としない場合は、この限りでない。

**■ タクシー業務適正化特別措置法施行規則第12条** 

**運転者 証 は、タクシーの前面ガラスの内側に、運転者 証 の 表 をタクシーの がいぶ うら ないぶ む** りょうしゃ み **外部に、裏を内部に向け、利用者に見やすいように表示しなければなりません。** 



うんてんしゃしょう こうふ だい じょう ぜんぶん 1 4. 運転者 証 の交付(第14条)(全文)

国土交通大臣(※1)は、タクシーの運転者として登録運転者を雇用している タクシー事業者の申請により、当該登録運転者の登録に係る単位地域ごとに とうがいとうろくうんてんしゃ かか うんてんしゃしょう こうふ 当該登録運転者に係る運転者 証 を交付する。

うんてんしゃとうろく うんてんしゃこ じん しんせいなど てっっ おこな うんてんしゃ 運転者登録については、運転者個人が申請等の手続きを 行 いますが、運転者

しょう じぎょうしゃ しんせい こうふ う こうふ てつづ こうふ は、タクシー事業者が申請して交付を受けるもので、交付の手続きから、

にちじょう かんり へんのう すべ じぎょうしゃ せきにん おこな 日常の管理、返納まで全てタクシー事業者の責任で行われます。

うんてんしゃしょう きさいじこう ていせい だい じょう ぜんぶん 15. 運転者 証 の記載事項の訂正(第15条)(全文)

タクシー事業者は、交付を受けている運転者 証 の記載事項に変更があったと

ただ とうがいうんてんしゃしょう こくどこうつうだいじん ていしゅつ ていせい う
きは、直ちに当該運転者 証 を国土交通大臣(※1)に提出して、訂正を受けなければならない。

うんてんしゃ うんてんしゃしょう へんこう ぱぁぃ ただ じぎょうしゃ もう で 運転者は、運転者証に変更がある場合、直ちに事業者に申し出てください。

とうろくじこう へんこうてつづ ひつよう 登録事項の変更手続きも必要です。

- うんてんしゃしょう へんのうとう だい じょう ぜんぶん へんしゅう 16. 運転者証の返納等(第16条)(全文を編集)
- (1) タクシー事業者は、その雇用する登録運転者について、次の事由があった ただ うんてんしゃしょう こくどこうつうだいじん へんのう ときは、直ちにその運転者 証 を国土交通大臣(※1)に返納しなければならない。
  - つっき ① 次**のい**ずれかに該当することとなったことを知ったとき。

- 道路運送法の規定に基づく国土交通省令の規定(日々雇い入れられる者、 ○ 道路運送法の規定に基づく国土交通省令の規定(日々雇い入れられる者、 ○ 2月以内の期間を定めて使用される者又は 14日未満の期間ごとに賃金の ○ 支払いを受ける者ではないこと〈運輸規則第36条第1項〉)に違反しなけれ ばタクシー運転者として選任することができない者となったとき。
- ② 退職したとき。
- とうがいとうろくうんてんしゃ とうろく かかわ たんいちいきない えいぎょうしょ はいち 当該登録運転者の登録に係る単位地域内の営業所に配置するタクシー うんてんしゃ せんにん 運転者として選任することをやめたとき。
- とううく とりけししょぶん ともな とうろく しょうじょ こくどこうつうだいじん 登録の取消処分に 伴 い登録の消除がなされ、国土交通大臣(※1)から もね つうち う その旨の通知を受けたとき。
- (2) タクシー事業者は、その雇用する登録運転者について、第二種運転免許40

  「はみまん」こうりょく ていし りょかくじどうしゃうんそうじぎょうようじどうしゃ うんてんしゃ 日未満の効力の停止により、旅客自動車運送事業用自動車の運転者としての要件(法令P10の「旅客自動車運送事業用自動車の運転者の要件に関する要件(法令P10の「旅客自動車運送事業用自動車の運転者の要件に関する要件に対い さんしょう そな 政令」参照)を備えていないことを知ったときは、直ちに運転者証を国土で通大臣(※1)に提出しなければならない。
- (3) 国土交通大臣(※1) は、上記(2) により提出された運転者証につい だいにしゅうんてんめんきょ にちみまん こうりょく ていしきかんちゅう とうがいうんてんしゃしょう りょうち て、第二種運転免許の40日未満の効力の停止期間中、当該運転者証を領置 するものとする。

うんてんしゃしょう さいこうふ だい じょう ぜんぶん 17. 運転者 証 の再交付(第17条)(全文)

タクシー事業者は、運転者 証 をよごし、損じ、又は 失 ったときは、その再交付 を受けることができる。

うんてんしゃしょう じょうとなど きんし だい じょう ぜんぶん 18. 運転者証の譲渡等の禁止(第18条)(全文)

じぎょうしゃ うんてんしゃしょう たにん ゆず わた また たいょ タクシー事業者は、運転者 証 を他人に譲り渡し、又は貸与してはならない。

うんてんしゃ じぶん うんてんしゃしょう たにん ゆず わた たいょ 運転者も、自分の運転者 証 を他人に譲り渡したり、貸与してはいけません。

こうしゅう めいれい だい じょう ぜんぶん 19. 講習の命令(第18条の2)(全文)

国土交通大臣は、タクシー事業者に対し、その雇用する登録運転者で特にその ぎょうむ とりあつか かいぜん はか ひつよう みと 認められるものに、輸送の安全及び 業務の取扱いの改善を図る必要があると認められるものに、輸送の安全及び りょうしゃ りべん かくほ かん こうしゅう とくどこうつうしょうれい きだ 利用者の利便の確保に関する講習として国土交通省令で定めるものを受けさ

事業者から指示があった場合、運転者は講習を受講しなければなりません。 じゅこう ばあい とうろく とりけ しょぶん なお、受講しなかった場合には、登録の取消し処分となります。

- とうろくうんてんしゃぎょうむけいれきしょうめいしょ
   こうふ だい じょう

   20. 登録運転者業務経歴証明書の交付(第18条の3)(全文)
- (1)登録運転者は、国土交通大臣(※1)に対し、第9条第1項第3号に規定する量大な事故の有無その他の当該登録運転者の業務の取扱いに関する
  けいれき かかっ こくどこうつうしょうれい きだ とう きさい とうろくうんてんしゃぎょうむ 経歴に係る国土交通省令で定める事項を記載した書面(「登録運転者業務
  けいれきしょうめいしょ 経歴証明書」という。)の交付を申請することができる。
- (2)前項の規定による申請を受けた国土交通大臣(※1)は、国土交通省令で

  はたい とうろくうんてんしゃぎょうむけいれきしょうめいしょ こうふ 定めるところにより、登録運転者業務経歴証明書を交付するものとする。

とうろくうんてんしゃ とうろくうんてんしゃぎょうむけいれきしょうめいしょ こうふ しんせい 登録運転者は、登録運転者業務経歴証明書の交付を申請できます。

とうろくとう だい じょう ばっすい へんしゅう 21.登録等(第19条)(抜粋を編集)

国土交通大臣は、申請により、単位地域ごとにその登録を受けた者(以下「登録 じっしきかん 実施機関」という。)に、当該単位地域に係る次に掲げる国土交通大臣の事務

実際には、全ての単位地域において、その登録事務は各登録実施機関が 行 うことになっています。

しんさせいきゅう だい じょう ぜんぶん へんしゅう 22.審査請 求 (第32条の2)(全文を編集)

とうろくじっしきかん とうろくじむなど かかわ しょぶん ふふく もの こくどこうつう 登録実施機関がした、登録事務等に 係 る処分に不服がある者は、国土交通 だいじん たい ぎょうせいふふくしんさほう しんさせいきゅう 大臣に対し、行政不服審査法による審査請求をすることができる。

てきせいかじぎょうじっしきかん してい だい じょう ばっすい へんしゅう 23. 適正化事業実施機関の指定(第34条)(抜粋を編集)

- うんてんしゃ どうろうんそうほう いはん うんそう ひきう きょぜつ たどうほう (1)タクシー運転者の道路運送法に違反する運送の引受けの拒絶、その他同法 また ほうりつ いはん こうい ぼうしおよ ぜせい はか しどう 又はこの法律に違反する行為の防止及び是正を図るための指導
- うんてんしゃ ぎょうむ とりあつか てきせいか はか けんしゅう (2)タクシー運転者の業務の取扱いの適正化を図るための研修
- (3) タクシー事業の利用者からの苦情の処理
- (4) タクシー乗場、その他タクシー事業の利用者のための共 同施設の設置及 うんえい び運営
- のりばおよ じょうしゃきんし ち く してい だい じょう ぜんぶん へんしゅう 24.タクシー乗場及びタクシー乗車禁止地区の指定(第43条)(全文を編集)
- (1) 国土交通大臣は、特定指定地域内の駅前、繁華街等におけるタクシーにようんそう ひきう てきせいか はか る運送の引受けの適正化を図るため、特に必要があると認めるときは、タクシー乗場を指定し、かつ、旅客のタクシーへの乗車を禁止する地区及び 時間を指定することができる。
- じぎょうしゃ ぜんこう してい ちく じょうしゃきんし ちく およ じかん(2)タクシー事業者は、前項の指定をされた地区(乗車禁止地区)及び時間

においては、同項の指定をされたタクシー乗場以外の場所で、タクシーに りょかく じょうしゃ 旅客を乗車させてはならない。

- (3) 国土交通大臣は、第1項の指定をするときは、当該指定をする地区に係 とどうふけんこうあんいいんかいおよ どうろほう とうる かんりしゃ きょうぎ る都道府県公安委員会及び道路法による道路の管理者に協議しなければならない。
- (4) 国土交通大臣は、第1項の指定をするときは、その旨を官報で公示するとともに、国土交通省令で定めるところにより、同項の指定に係るタクシーのりばおよ きんし しめ ひつよう ひょうしき せっち 乗場及び禁止を示すための必要な標識を設置しなければならない。
- ① タクシー乗場及びタクシー乗 車禁止地区の指定は、特定指定地域のみが かんけい 関係しています。
- ② 本条は、輸送需要が集中的に発生することにより、乗車拒否などの 本条は、輸送需要が集中的に発生することにより、乗車拒否などの 違反行為が、頻繁に行われる可能性がある地区及び時間帯について、国土 交通大臣が、運送引受けの適正化を図り、輸送秩序を維持するために、タクシー乗場を指定し、かつ、乗車禁止地区や時間帯を指定することができることとしているものです。
- ③ タクシー乗場及び乗 車禁止指定地区は、官報で公示されるとともに、「タクシー乗場及び乗 車禁止指定地区は、官報で公示されるとともに、「タクシー乗場」、「タクシー乗 車禁止」の標 識が設置されています。タクシー乗 車禁止区域においては、タクシー乗場以外で運送の引受けをすることができないので、注意してください。

- ta ひょうじなど だい じょう ぜんぶん へんしゅう 25. タクシーである旨の表示等(第45条)(全文を編 集)
- (1) 一般乗用旅客自動車運送事業を経営する者は、その事業の用に供する

  にどうしゃ していちいきない えいぎょうしょ はいち 自動車で指定地域内の営業所に配置するものに、国土交通省令で定める

  ところにより、タクシー又はハイヤーである旨の表示、その他の一般乗用

  りょかくじどうしゃうんそうじぎょう ぎょうむ できせいか 旅客自動車運送事業の業務の適正化のために必要と認められる国土

  で通省令で定める表示事項又は装置を表示し、又は装着しなければならない。
- ぜんこう きてい ひょうじ また そうちゃく ばあいおよ こくどこうつうしょうれい さだ (2)前項の規定により表示し、又は装着する場合及び国土交通省令で定める ばあい のぞ じどうしゃ どうこう ひょうじじこう そうちまた るいじ 場合を除き、自動車に同項の表示事項もしくは装置又はこれらに類似する ひょうじ また そうちゃく ものを表示し、又は装着してはならない。
- 3 せいひょうじ
   きんし
   だい
   じょう
   ぜんぶん
   へんしゅう

   2 6. 不正表示の禁止(第47条)(全文を編集)

ぱっそく きてい いはん もの まんえんいか ぱっきん しょ 〔罰則〕この規定に違反した者は、30万円以下の罰金に処せられます。 本法第13条により、運転者証の表示が義務づけられ、違反すると罰金に処せられることとなっていますが、本条は、登録運転者以外の者が、運転者証 なび類似のものを表示することを禁じており、違反者は罰金に処せられることとなっています。

\*輸送の安全及び利用者の利便の確保に関する試験は、指定地域のみが関係しています。

しけんじ む だいこう だい じょう ばっすい へんしゅう 28. 試験事務の代行(第49条)(抜粋を編集)

国土交通大臣は、申請により、指定地域(特定指定地域を除く。)にあっては とうがいしていちいき かかわ とうろくじっしきかん とくていしていきかん とうがいとくていしていちいき 当該指定地域に係る登録実施機関に、特定指定機関あっては当該特定指定地域 かかわ とうろくじっしきかんまた てきせいかじぎょうじっしきかん ぜんじょう しけんじ む おこなに係る登録実施機関又は適正化事業実施機関に、前条の試験事務を行わせることができる。

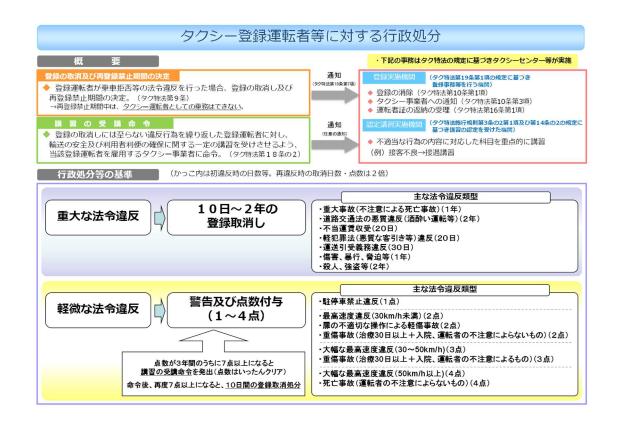
ゅそう あんぜんおよ りょうしゃ りべん かくほ かん しけん していちいき かんけい ※輸送の安全及び利用者の利便の確保に関する試験は、指定地域のみが関係 しています。

### とうろくうんてんしゃ たい ぎょうせいしょぶん 登録運転者に対する行政処分

法令違反行為や 著 しく不適当な行為したときなど (運送引受義務違反 法令違反行為や 著 しく不適当な行為したときなど (運送引受義務違反 にょうしゃきょひ うんちん ふせいしゅうじゅ あくしつ きゃくひ など およ いってい じゅうだいじ こ ししょう (乗 車拒否)、運賃の不正収受、悪質な客引き等)及び一定の重 大事故 (死傷 事故等)を引き起こしたときは、運転者登録は取消しとなります。運転者の登録 とりけ とう ぎょうせいしょぶん がいょう いか 取消し等の行政処分の概要は以下のとおりとなっています。

登録の取消し等により、登録原簿から抹消された場合、再登録禁止期間が せってい きんしきかんちゅう うんてんしゃ じょうむ 設定され、禁止期間中はタクシー運転者として乗務できないことになります。 さいとうろくきんしきかんまんりょう こ ふたた うんてんしゃ じょうむ ばぁい ぁらた 再登録禁止期間満了後に再びタクシー運転者として乗務する場合、改めて

しんきとうろく てつづ ひつよう 新規登録の手続きが必要となります。



- どう ろこうつうほう はも けいさい 1.5 道路交通法(主なものを掲載)
- t くてき だい じょう ぜんぶん 1. 目的(第1条)(全文)

この法律は、道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図り、及 とうろ こうつう きいん しょうがい ぼうし し もくてき び道路の交通に起因する 障害の防止に資することを目的とする。

ょうご い み だいじょう ばっすい へんしゅう 2. 用語の意味(第2条)(抜粋を編集)

どうろこうつうほうじょう ょうご いみ きだ 道路交通法 上の用語の意味が定められています。特に関係が深いものを抜粋 します。

#### しゃりょう (1) 車両

じどうしゃ げんどうきつきじてんしゃ けいしゃりょうおよ 自動車、原動機付自転車、軽車両及びトロリーバスを言います。

□ 毎 等 という場合には、路面電車を含みます。

### (2)駐車

客待ち、荷待ち、貨物の積卸し、故障その他の理由により、継続的に停止することを言います。ただし、貨物の積卸しで5分を超えない時間内のもの及び、人の乗降のための停止は除外されます。しかし、いくら短時間でも、運転者が車両等を離れて、直ちに運転することができない状態にある場合は、駐車となります。

してい の ぱ していだいすう こ きゃくま のりばいがい どうろ指定タクシー乗り場で、指定台数を超えて客待ちをしたり、乗場以外の道路

上で客待ちをすることは、停車ではなく駐車と見なされ、そこが駐車禁止 
はしょ 
場所であれば、駐車違反となります。

### (3) 徐行

車両等が直ちに停止することができるような速度で進行することをいいます。

たん そくど げんしょう なに ふそく じたい ただ ていし 単に、速度を減 少することではなく、何か不測の事態があれば、直ちに停止できるような速度で進行することを言います。

しんごうき しんごうとう したが ぎ む だい じょう ぜんぶん へんしゅう 3. 信号機の信号等に 従 う義務 (第7条) (全文を編 集)

どうる つうこう ほこうしゃまた しゃりょうなど しんごうき ひょうじ しんごうまた けいさつかんとう 道路を通行する歩行者又は、車両等は、信号機の表示する信号又は警察官等 てしんごうとう したが の手信号等に 従 わねばなりません。

## きいる とうか ひょうじ いみ 黄色の灯火の表示の意味

- ① 歩行者は、道路の横断を始めてはならず、また道路を横断している歩行者は、連やかにその横断を終わるか、または横断をやめて引き返さなければなりません。
- ② 車両等は、停止位置をこえて進行してはなりません。ただし、黄色の灯火 の信号が表示された時において当該停止位置に近接しているため安全に 停止することができない場合を除きます。

しんごうき あおしんごう こうさてん きゅう あんぜん かくにん しんこう ※なお、信号機が青信号であっても、交差点の左右の安全を確認して進行

するようにしましょう。

- つうこうくぶん だい じょう ばっすい へんしゅう 4.通行区分(第17条)(抜粋を編集)
- (1)車両は、歩道又は路側帯と車道の区別のある道路においては、車道を通行しなければならない。ただし、道路外の施設又は場所に出入りするためやむを得ない場合において歩道等を横断するとき、もしくは駐車するため必要な限度において歩道等を通行するときは、この限りでない。この場合において、車両は、歩道等に入る直前で一時停止したうえ、歩行者の通行を妨げないようにしなければならない。
- しゃりょう どうろ ちゅうおう ひだり ぶぶん つうこう (2) 車両は、道路の中央から左の部分を通行しなければならない。
- ひだりがわょ つうこうとう だい じょう ぜんぶん へんしゅう 5. 左側寄り通行等 (第18条) (全文を編集)
- しゃりょうつうこうたい どうろ (1) 車両通行帯のない道路

### (2)歩道、車道の区別のない道路

車両は、歩道と車道の区別のない道路を通行する場合に、歩行者の側方 っきか を通過するときは、歩行者との間に安全な間隔を保ち、又は徐行しなければならない。

# しゃりょうつうこうたい だい じょう ぜんぶん へんしゅう 6. 車両通行帯 (第20条) (全文を編集)

#### つうこうくぶん (1) **通行区分**

車両は、車両通行帯の設けられた道路においては、通路の左はしから数えて1番目の車両通行帯を通行しなければならない。ただし、自動車は、当該道路の左側部分に3以上の車両通行帯が設けられているときは、その最もの車両通行帯を「追い越し車線」としてあけておき、それ以外の車両通行帯を、その速度に応じて通行することができる。

#### つうこうくぶん してい (2) **通行区分の指定**

### (3)通行の例外

っき ばあい ぜんき 次の場合は、前記 (1)、(2) によらない通行をすることができる。

① 追越しをするとき。

- ※この場合において、追越しをするときは、その通行している 車 両 通行帯の ちょっきん みぎがわ しゃりょうつうこうたい つうこう 直 近の右側の車 両通行帯を通行しなければならない。
- ② 右折又は左折をするとき。
- どう ろひょうしきとう こうさてん しんこうほうこう くぶん してい 3 道路標識等によって交差点で進行方向の区分が指定されているとき。
- (4) 進路変更を禁止する道路標示があるため、そのまま進行しなければならないとき。
- まんきゅうじどうしゃ しんろ ⑤ 緊急自動車に進路をゆずるとき。

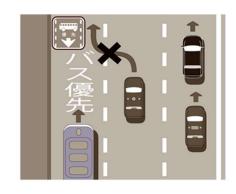


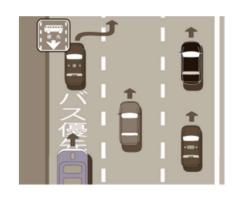


7. 路線バス等優先通行帯(第20条の2)(全文を編集)

路線バス等の優先通行帯を確保するため優先通行帯が設けられている道路では、自動車は、路線バス等が後方から接近してきた場合に、交通の混雑のため像先通行帯から出ることができないこととなるときは、優先通行帯を通行してはならず、また、優先通行帯を通行している場合において、後方から路線バス等が接近してきたときは、その正常な運行に支障を及ぼさないため、すみやかにゆうせんつうこうたいできない。ただし、この法律の他の規定により通行

しなければならないとされている道路の部分がその車両通行帯であるとき、又 とうう。 じょうきょう た じじょう は道路の状況 その他の事情によりやむを得ないときは、この限りでない。





#### きいこうそくど だい じょう ばっすい へんしゅう 8. 最高速度(第22条)(抜粋を編集)

車両は、道路標識等によりその最高速度が指定されている道路においては をいこうそくど たい とうる まいこうそくど その最高速度を、その他の道路においては政令で定める最高速度をこえる速度 で進行してはならない。

# きゅう きんし だい じょう ぜんぶん へんしゅう 9. 急 ブレーキの禁止(第24条)(全文を編 集)

車両等の運転者は、危険を防止するためやむを得ない場合を除いて、車両等 きゅう ていし また そくど きゅうげき げん を 急 に停止させ、又は速度を 急 激 に減ずることとなるような 急 ブレーキをか けてはならない。

- どうろがい で ばぁい ほうほう だい じょう ぜんぶん へんしゅう 10. 道路外に出る場合の方法(第25条)(全文を編集)
- (1) 左折するとき

車 両 は、道路外に出るため左折するときは、あらかじめその前からできる限

じょう ひだり よ じょこう り道路の 左 はしに寄り、かつ、徐行しなければならない。

### (2) 右折するとき

車両は、道路外に出るため右折するときは、あらかじめその前からできる
かぎ どうろ ちゅうおう いっぽうつうこう 限り道路の中央 (その道路が一方通行となっているときは、当該道路の右は
し)に寄り、かつ、徐行しなければならない。

#### tet うせっ うせっ あいず こうほう しゃりょう (3) 左折、右折の合図と後方の車 両

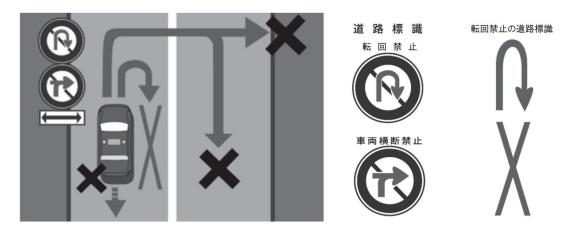
道路外に出るため左折又は右折をしようとする車両が、それぞれ道路の左はし、中央又は右はしに寄ろうとして手又は方向指示器による合図をした場合においては、その後方にある車両は、その速度又は方向を急に変更しなければならないこととなる場合を除き、当該合図をした車両の道路の変更をまたがではならない。(危険防止などのため速度や方向を急に変更しなければならない場合を除く。)

- おうだんとう きんし だい じょう ぜんぶん へんしゅう 1 1. 横断等の禁止(第25条の2)(全文を編集)
- (1) 道路外の施設等への出入

車両は、歩行者又は他の車両等の正常な交通を妨害するおそれがあると きは、道路外の施設もしくは場所に出入りするために左折もしくは右折をし、 横断し、転回し、又は後退してはならない。

### どうろひょうしき きんし (2) 道路標識による禁止

きゅうのひょうしきとう まうだん てんかい こうたい きんし ところ きんし 道路標識等によって横断、転回、後退が禁止されている所では、その禁止 こうい された行為をしてはならない。



 12. 車間距離の保持(第26条)(全文を編集)

車両等は、同一の進路を進行している他の車両等の直後を進行するときは、 をの直前の車両等が急に停止したとしてもこれに追突することがないよう

ないよう きょり たも 必要な距離を、保たなければならない。

そくど ていしきょり かんけい あんぜん さんしょう

速度と停止距離の関係については、安全P121を参照のこと。

- しんろ へんこう きんし だい じょう ぜんぶん へんしゅう 13.進路の変更の禁止(第26条の2)(全文を編集)
- しんろへんこうきんし (1) みだりな進路変更禁止

しゃりょう しんろ へんこう 車両は、みだりに進路を変更してはならない。

### こうぞくしゃ しんろぼうがいきんし(2)後続車の進路妨害禁止

車両は、進路を変更した場合にその変更した後の進路と同一の進路を後方

しんこう しゃりょうなど そくどまた ほうこう きゅう へんこう から進行してくる車両等の速度又は方向を急に変更させることとなるおそれがあるときは、進路を変更してはならない。

#### しんろへんこうきんし どうろひょうじ (3) 進路変更禁止の道路標示

車両は、道路標示によって進路の変更が禁止されている車両通行帯を通行 しているときは、次の場合を除いてその道路標示を超えてその進路を変更してはならない。

- ① 緊急自動車が接近してきた場合に道路の左側か右側に寄るとき、または とうる そんかい どうるこうじ しょうがい つうこう しゃりょうつうこうたい つうこう 道路の損壊や道路工事などの障害のため、通行している車両通行帯を通行できないとき。
- きんきゅうじどうしゃ つうかご しょうがいぶつとう そくほうつうか ごほんらい つうこうたい ② 緊急自動車の通過後や障害物等の側方通過後本来の通行帯にもどるとき。



ず し しゃりょうつうこうたい つうこう しゃりょう しゃりょうつうこうたい つうこう 図示のAの車両通行帯を通行する車両がBの車両通行帯を通行すること、

しゃりょうつうこうたい つうこう しゃりょう しゃりょうつうこうたい つうこう およびBの車 両通行帯を通行する車 両がAの車 両通行帯を通行することを まんし まんし 禁止することを示す。



ず し しゃりょうつうこうたい つうこう しゃりょう しゃりょうつうこうたい つうこう 図示のBの車 両通行帯を通行する車 両がAの車 両通行帯を通行すること きんし ため まんし きんし を禁止することを示す。

- まいこ ほうほう だい じょう ぜんぶん へんしゅう 14.追越しの方法(第28条)(全文を編集)
- #wle みぎがわつうこう (1) 前車の右側通行

車 両 は、他の 車 両 を追い越そうとするときは、原則としてその追い越そう

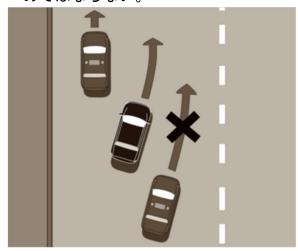
しゃりょう みぎがわ つうこう
とする 車 両 の右側を通行しなければならない。

ぜんしゃ ひだりがわ つうこう ぱぁぃ (2)前車の左側を通行する場合

車両は、他の車両を追い越そうとする場合に、前車が右折するため道路の ちゅうおうまた みぎ よ つうこう 中央又は右はしに寄って通行しているときは、前車の左側を通行しなければ ならない。

車両が、路面電車を追い越すときは、路面電車の左側を通行しなければならない。ただし、軌道が道路の左はしに寄って設けられているときは、このがきりでない。追越しをしようとするときは、反対の方向又は後方からの交通及び前車又は路面電車の前方の交通にも十分に注意し、かつ、前車又は路面電車の前方の交通にも十分に注意し、かつ、前車又は路面電車の速度や進路、道路の状況に応じて、できる限り安全な速度と方法で進行しなければならない。

が他の自動車又はトロリーバスを追越そうとしているときは、追越しを始めてはならない。



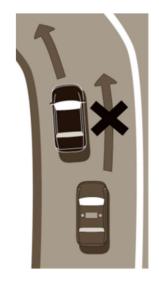
まいこ きんし ぱしょ だい じょう ぜんぶん へんしゅう 16. 追越しを禁止する場所(第30条)(全文を編集)

車両は、道路標識等によって追越しが禁止されている道路の部分及び次のはします。 では、 はしょ はしょりょう のぞ ほか しゃりょう お こ ような場所では、軽車両を除く他の車両を追い越すため、進路を変更し、又 ばんしゃ そくほう つうか は前車の側方を通過してはならない。

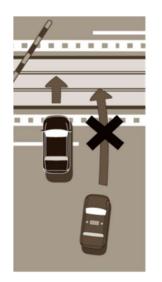
- どうろ (1) 道路のまがりかど附近、上り坂の頂 上 附近又は勾配の 急 な下り坂
- (2) トンネル(車両通行帯の設けられていない道路に限る。)
- こうさてん ゆうせんどうろ つうこう ばあい ゆうせんどうろ こうさてん のぞ (3)交差点(優先道路を通行している場合その優先道路にある交差点を除く。)、

<sup>なみきり おうだんほどう じてんしゃおうだんたい でまえ まえ</sup> 踏切、横断歩道または自転車横断帯およびこれらの手前のはしから前に 30

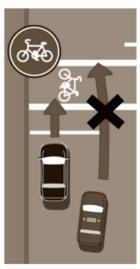
メートル以内の部分













# のりあいじどうしゃ はっしん ほご だい じょう ぜんぶん へんしゅう 17. 乗合自動車の発進の保護(第31条の2)(全文を編集)

でいりゅうじょ じょうきゃく じょうこう ていしゃちゅう のりあいじどうしゃ はっしん 停留所において乗客の乗降のため停車中の乗合自動車が発進するため、

しんろ へんこう てまた ほうこうし じき あいず ばあい 進路を変更しようとして手又は方向指示器により合図をした場合においては、

その後方にある車両は、その速度又は方向を急に変更しなければならないこととなる場合を除いて、その合図をした乗合自動車の進路変更の妨害をしてはならない。

- 3. 踏切の通過(第33条)(全文を編集)
- (2) 車両等は、踏切を通過しようとする場合は、踏切の遮断機が閉じようとし、もしくは閉じている間又は踏切の警報機が鳴っている間は、その踏切に入ってはならない。
- (3) 車両等の運転者は、故障その他の理由により、踏切において車両等を 
  うんてん 
  運転することができなくなったときは、直ちに非常信号を 行うなど、踏切 
  に停止している車両等があることを、鉄道係 員又は警察官に知らせると 
  ともに、車両等を踏切外に移動させるために必要な措置を講じなければな 
  らない。

でょうきゃく ゆそう まいだい しゅい じょうきゃく 乗 客 を輸送するタクシーにあっては、安全こそが最大の使命であり、乗 客 まけん こうい ぜったい きを危険にさらす行為は、絶対に避けなければなりません。

- りょかくじどうしゃうんそうじぎょううんゆきそくだい じょう うんてんしゃ じゅんしゅじこう ■旅客自動車運送事業運輸規則第50条(運転者の遵守事項)
- ふみきり つうか へんそくそうち そうさ・踏切を通過するときは、変速装置を操作しないこと。
- ・故障などにより踏切内で運行不能となったときは、速やかに旅客を誘導して

たいひ れっしゃ たい てきせつ ぼうごそ ち 退避させるとともに、列車に対して適切な防護措置をとること。

- こうさてん させつまた うせつ ほうほう だい じょう ばっすい へんしゅう 19. 交差点における左折又は右折の方法(第34条)(抜粋を編集)
- (1) 車両は左折するときは、あらかじめその前からできる限り道路の左はしに寄り、かつ、できる限り道路の左はしに沿って徐行しなければならない。
  ただし、道路標識等により通行すべき部分が指定されているときは、その
  指定された部分を通行することになる。
- (2) 自動車が、右折するときは、あらかじめその前からできる限り通路の中央に寄り、かつ、交差点の中心の直近の内側を、徐行しなければならないこととなっている。ただし、道路標識等により通行すべき部分が指定されているときは、その指定された部分を通行する。



(3) 左折又は右折しようとする車両が、道路の左はし、中央又は右はしに 素ろうとして手又は方向指示器による合図をした場合においては、その きゅうにある車両は、その速度又は方向を急に変更しなければならないこととなる場合を除き、当該合図をした車両の進路の変更を妨げてはなら ない。

左折・右折をするときは、その 30 メートル手前で方向指示器による合図をし、 もよくしんちゅう ひだりほうこう しんろ へんこう つんこう でょうまえ し、 直 進 中に 左方向あるいは右方向に進路を変更するときは、3 秒 前に 方向指示器で合図をすることが、義務づけられています。しかし、タクシー 営業の特性上、進路変更の機会が比較的多いことから、少し早めに、そして確実に右・左折及び進路変更の合図を行うことにより、事故の危険を回避しましょう。

- こうさてん た しゃりょうなど かんけいとう だい じょう ぜんぶん へんしゅう 20. 交差点における他の車両等との関係等(第36条)(全文を編集)
- きほう しんこうしゃりょう しんろぼうがいきんし(1) 左方からの進行車 両の進路妨害禁止

車両等は、交通整理の行われていない交差点においては、次項の規定が できょう ぱぁぃ のぞ つぎ かくごう かか くぶん したが とうがいかくごう かか 適用される場合を除き、次の各号に掲げる区分に従い、当該各号に掲げる しゃりょうなど しんこうぼうがい 車両等の進行妨害をしてはならない。

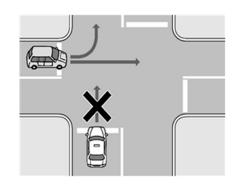
① 車両である場合

その通行している道路と交差する道路 (以下「交差道路」という。)を左方 から進行してくる車両

 3 めんでんしゃ
 ばあい

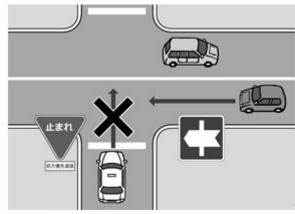
 ② 路面電車である場合

こうさどうろ きほう しんこう ろめんでんしゃ 交差道路を左方から進行してくる路面電車



## ゆうせんどうろ つうこう しゃりょう しんろぼうがいきんし(2)優先道路を通行する車両の進路妨害禁止

車両等は、交通整理の行われていない交差点においては、その通行している道路が優先道路である場合を除き、交差道路が優先道路であるとき、又はその通行している道路の幅員よりも交差道路の幅員が明らかに広いものであるときは、交差道路を通行する車両等の進行妨害をしてはならない。



優先道路を通行する車両の優先∉

#### ゅうせんどうっ じょこう (3)優先道路と徐行

車両等(優先道路を通行している車両等を除く。)は、交通整理の行われていない交差点に入ろうとする場合において、交差道路が優先道路であるとき、また スはその通行している道路の幅員よりも交差道路の幅員が明らかに広いものであるときは、徐行しなければならない。

#### こうさてんない あんぜんうんてん (4) 交差点内の安全運転

 きて右折する車両等及びその交差点又はその直近で道路を横断する歩行者 とく ちゅうい かぎ あんぜん そくど ほうほう しんこう に特に注意し、かつ、できる限り安全な速度と方法で進行しなければならない。

- まうだんほどうとう ほこうしゃとう ゆうせん だい じょう ぜんぶん へんしゅう 2 1. 横断歩道等における歩行者等の優先(第38条)(全文を編集)
- おうだんほどうとう ちょくぜん ていし そくど(1)横断歩道等の直前で停止できる速度

車両等は、横断歩道または自転車横断帯(以下「横断歩道等」という。)にせっきん 横断歩道または自転車横断帯(以下「横断歩道等」という。)にせっきん 接近する場合は、その横断歩道等を通過する際に進路の前方を横断する歩行者または自転車(以下「歩行者等」という。)のないことが明らかな場合を除いて、その横断歩道等の直前(停止線が設けられているときはその停止線のもよくぜん でいしています で停止することができるような速度で進行しなければならない。この はあいおうだんほどうとう よって車両の進路の前方を横断し、又は横断しようとする場合横断歩道等によって車両の進路の前方を横断し、又は横断しようとする まうたんほどうとう 歩行者等があるときは、その横断歩道等の直前で一時停止して、その通行を また が げないようにしなければならない。

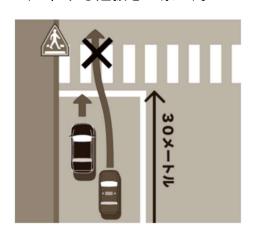


## ていししゃりょう ぱぁぃ ぃちじていし(2)停止車両のある場合の一時停止



## 3) 30 メートル以内の追越し追抜き禁止

横断歩道等及びその手前のはしから前に 30 メートル以内の道路の部分では、 しゃりょうなど けいしゃりょう のぞ まいこ また そくほう つうか ぜんぼう で 車 両 等 (軽車 両 を除く。)を追越し又は側方を通過して前方に出てはならない (いわゆる追抜きの禁止)。



- 2 2. 横断歩道等のない交差点における歩行者等の優先 (第38 条 の 2) (全文)

  しゃりょうなど こうさてんまた すよっきん おうだんほどう もう はしょ 車 両 等 は、交差点又はその 直 近 で横断歩道の設けられていない場所におい

  ほこうしゃ どうろ おうだん
  て歩行者が道路を横断しているときは、その歩行者の通行を 妨 げてはならない。
- 23. 徐行すべき場所(第42条)(全文を編集)

しゃりょうなど つぎ かか ばあい じょこう 車両等は、次に掲げる場合において徐行しなければならない。

- (す) 道路標識等によって徐行すべきことが指定されている部分を通行する 場合。
- ② 左右の見とおしがきかない交差点に入ろうとし、又は交差点内で左右の見とおしがきかない交差点に入ろうとし、又は交差点内で左右の見とおしがきかない場所を通行するとき。
- していばしょ いちじていし だい じょう ぜんぶん へんしゅう 24. 指定場所における一時停止(第43条)(全文を編集)

車両等は、交通整理の行われていない交差点又はその手前の直近において、

「はないようしきとう はないしましていし ないないできるとが指定されているときは、道路標識等

による停止線の直前(道路標識等による停止線のないところでは、交差点の

「いしせん ちょくぜん どうろひょうしきとう による停止線のないところでは、交差点の

「ないしせん ちょくぜん だっろひょうしきとう でいしせん ないところでは、交差点の

「ないしせん ちょくぜん だっろひょうしきとう でいしせん ないところでは、交差点の

「ないしせん ちょくぜん だっろひょうしきとう でいしせん ならでは、交差点の

「ないしせん ちょくぜん だっろびょうしきとう による停止線のないところでは、交差点の

「ないしせん ちょくぜん いちじていし ないはならない。この場合においてその車両は交差道路

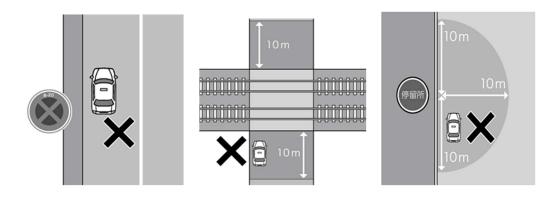
「ないっうこう しゃりょうなど しんこうぼうがい を通行する車両等の進行妨害をしてはならない。

ていしゃおよ ちゅうしゃ きんし ぱしょ だい じょう ぜんぶん へんしゅう 25. 停車及び駐車を禁止する場所(第44条)(全文を編集)

車両は、道路標識等により停車及び駐車が禁止されている場所や次のような場所においては、法令の規定もしくは警察官の命令により、又は危険を防止するため一時停止する場合のほか、停車し、又は駐車してはならない。ただし、乗合自動車又はトロリーバスが、その属する運行系統に係る停留所又はでいりゅうじょう 停留場において、乗客の乗降のため停車するとき、又は運行時間を調整するため駐車するときは、この限りでない。

- こうさてん おうだんほどう じてんしゃおうだんたい ふみきり きどうしきない さか ちょうじょうふきん こうばい (1)交差点、横断歩道、自転車横断帯、踏切、軌道敷内、坂の頂 上付近、勾配 きゅう さかまた の急 な坂又はトンネル
- こうきてん また どうろ (2)交差点のはし又は道路のまがりかどから5メートル以内の部分
- は は は は は は は は は な に てんしゃおうだんたい ぜんご (3) 横断歩道又は自転車横断帯の前後のはしからそれぞれ前後に 5 メートル は は いない ぶぶん 以内の部分
- (5) 乗合自動車の停留所又はトロリーバスもしくは路面電車の停留場を
  ひょうじ ひょうじちゅうまた ひょうじばん もう ま示する標示柱又は標示板が設けられている位置から 10 メートル以内の
  ぶぶん とうがいていりゅうじょまた ていりゅうじょう かかわ うんこうけいとう ぞく のりあいじどうしゃ 部分(当該停留所又は停留場に係る運行系統に属する乗合自動車、トロ

また ろめんでんしゃ うんこうじかんちゅう かぎ リーバス又は路面電車の運行時間中に限る。)



- ちゅうしゃ きんし ばしょ だい じょう ぜんぶん へんしゅう 26. 駐車を禁止する場所(第45条)(全文を編集)
- きんし ばしょ (1)禁止の場所

車両は、道路標識等により駐車が禁止されている道路の部分及び次に掲げるその他の道路の部分においては、駐車してはならない。ただし、警察署長の許可を受けた場合を除く。

- ① 人の乗降、貨物の積卸し、駐車又は自動車の格納もしくは修理のため とうろそと もう しせつまた ばしょ どうろ せっ じどうしゃよう でいりぐち 道路外に設けられた施設又は場所の道路に接する自動車用の出入口から 3 メートル以内の部分
- しょうぼうょうきかいき ぐ おきば しょうぼうょうぼう かすいそう また 3 消防用機械器具の置場もしくは消防用防火水槽のはし又はこれらの

どうろ せっ でいりぐち いない ぶぶん 道路に接する出入口から5メートル以内の部分

- り 大災報知機から1メートル以内の部分
- (2) 右側に3.5メートルの余地

車両は、右側の道路上に 3. 5 メートル(道路標識等により距離が指定されているときは、その距離)以上の余地がないこととなる場所においては、
ないうしゃ してはならない。ただし、貨物の積卸しを 行う場合で運転者がその車両を離れないとき、もしくは運転者がその車両を離れたが直ちに運転に従事することができる状態にあるとき、又は傷病者の救護のためやむを得ないときは、この限りでない。

こうあんいいんかい こうつう ひんぱん みと ちゅうしゃか してい くいき (3)公安委員会が交通が頻繁でないと認めて駐車可の指定をした区域におい ぜんこうほんぶん きてい つうょう ては、前項本文の規定は、通用しない。





# ていしゃまた ちゅうしゃ ほうほう だい じょう ぜんぶん へんしゅう 27. 停車又は駐車の方法(第47条)(全文を編集)

## TINLやまた ちゅうしゃ ほうほう (1) 停車又は駐車の方法

### (2) 道路の左はし

車両は、駐車するときは、道路の左はしに沿い、かつ、他の交通の妨害 とならないようにしなければならない。

### (3)路側帯のある場所

車両は、車道の左はしに接して路側帯(1本線)が設けられている場所に おいて、停車し又は駐車するときは、前二項の規定にかかわらず、政令で定めるところにより、当該路側帯に入り、かつ、他の交通の妨害とならないようにしなければならない。

# こうさてんとう しんにゅうきんし だい じょう ぜんぶん へんしゅう 28. 交差点等への進入禁止(第50条)(全文を編集)

#### こうさてん じゅうたい (1) 交差点が渋滞しているとき

 いては当該交差点内で停止することとなり、よって交差道路における車 両等 の通行の妨害となるおそれがあるときは、信号が青であっても交差点に入って はならない。

まうだんほどう ふみきりとう じゅうたい (2)横断歩道、踏切等が渋滞しているとき

- しゃりょうなど とうか だい じょう ぜんぶん へんしゅう 29. 車両等の灯火(第52条)(全文を編集)
- \*\*\* でんとう
  (1) 夜間の点灯

車両等は、夜間に道路を通行するときは、政令で定めるところにより、 世がんしょうとう しゃはばとう びとう た とうか 前照灯、車幅灯、尾灯その他の灯火をつけなければならない。 政令で定める 場合においては、夜間以外の時間にあっても、同様とする。

しょうとう げんこう そうさ (2)消灯、減光の操作

車両等が、夜間他の車両等と行き違う場合又は他の車両等の直後を進行する場合において、他の車両等の交通を妨げるおそれがあるときは、車両等の運転者は、政令で定めるところにより灯火を消し、灯火の光度を滅ずる等灯火を操作しなければならない。

- あいず だい じょう ぜんぶん へんしゅう 3 O. 合図(第53条)(全文を編集)
- (1) 合図をする場合

車両の運転者は、左折し、右折し、転回し、徐行し、停止し、後退し、又はういつほうこう しんこう は同一方向に進行しながら進路を変えるときは、手、方向指示器又は灯火により合図をし、かつ、これらの行為が終わるまで当該合図を継続しなければならない。

(2) 合図をする時期

あいず おこな じき つぎ とお 合図を 行 う時期は次の通りである。

- ① 左折、右折、回転をするときは、これをする地点(左折、右折する場合は、 こうきてん てまえ その交差点の手前のはし)から30メートル手前の地点に達したとき。
- ② 進路を 左 又は右に変えるときは、その変えようとする時の3秒前のとき。
- ③徐行、停止、後退するときは、これをしようとするとき。
- (3) 合図の終了

上記(1)の行為を終ったときは、当該合図をやめなければならないものとし、また(1)に規定する合図に係る行為をしないのに、その合図をしてはならない。

せいびふりょうしゃりょう うんてん きんし だい じょう ぜんぶん へんしゅう 3 1. 整備不良車 両の運転の禁止(第62条)(全文を編集)

しゃりょうなど しょうしゃ た しゃりょうなど そうち せいび せきにん ゆう ものまた 車 両 等の使用者、その他 車 両 等の装置の整備について責任の有する者又は

うんてんしゃ そうち ほうれい きてい てきごう こうつう きけん しょう 運転者は、その装置が法令の規定に適合しないため交通の危険を生じさせ、 また たにん めいわく およ フは他人に迷惑を及ぼすおそれがある車両を運転させ、又は運転してはならない。

3 2. 運行記録計による記録等(第63 条 の 2)(抜粋を編 集)

自動車の使用者、その他自動車の装置の整備について責任の有する者又は  $\frac{3\lambda\tau\lambda}{2}$  運転者は、運行記録計を備えなければならないこととされている自動車 (タクシー) にこれを備えていないか、又はその運行記録計についての調整がされていないために一定の事項を記録することができないものを運転させ又は  $\frac{3\lambda\tau\lambda}{2}$  運転してはならない。

- しゅきぉ うんてんとう きんし だい じょう ぱっすい へんしゅう 33. 酒気帯び運転等の禁止(第65条)(抜粋を編集)
- しゅきぉ うんてんとう きんし (1)酒気帯び運転等の禁止

しゅき ぉ しゃりょうなど うんてん 酒気を帯びて車両等を運転してはならない。

(2) 車両提供の禁止

しゅるいていきょう きんし (3) 酒類提供の禁止

> しゃりょうなど うんてん 車両等を運転することとなるおそれがある者に対し、酒類を提供し、又は

飲酒をすすめてはならない。

アルコールについては、第2章の安全においても説明しています。安全P157 を参照してください。

#### かろううんてんとう きんし だい じょう ぜんぶん へんしゅう 34.過労運転等の禁止(第66条)(全文を編集)

かろう びょうき やくぶつ えいきょう た りゅう せいじょう うんてん 過労、病気、薬物の影響その他の理由により、正常な運転ができないおそれ じょうたい しゃりょうなど うんてん がある状態で車両等を運転してはならない。

## あんぜんうんてん ぎ む だい じょう ぜんぶん 3 5. 安全運転の義務(第70条)(全文)

車両等の運転者は、当該車両等のハンドル、ブレーキその他の装置を確実に ます。 とうな こうつうおよ とうがいしゃりょうなど じょうきょう おう たにん きがい およ 操作し、かつ、道路、交通及び当該車両等の状況に応じ、他人に危害を及ぼ さないような速度と方法で運転しなければならない。

## 3 6. 運転者の遵守事項(第71条)(抜粋を編集)

しゃりょうなど うんてんしゃ しゅきお うんてん きんし かろううんてん きんし あんぜんうんてん ぎ む 車 両 等の運転者は、酒気帯び運転の禁止、過労運転の禁止、安全運転の義務 まも つぎ じこう まも を守るほか、次の事項を守らなければならない。

#### でいど おすい ひさんぼうし (1) 泥土、汚水の飛散防止

はないるみ又は水たまりを通行するときは、泥よけ器を付け、又は徐行する等ではど、ますいとう ひきん たにん めいわく して、泥土、汚水等を飛散させて他人に迷惑をかけないようにすること。

- (2) 身体 障 がい者、児童、幼児の保護
- ① 身体障がい者用の車いすが通行しているとき、曽が見えない者等がつえを携え、もしくは盲導犬、介助犬、聴導犬を連れて通行しているとき、児童、幼児がひとり歩きをしているとき、高齢者等の歩行者で通行に支障のあるものが通行しているときは一時停止し、又は徐行して、その通行又は歩行を妨げないようにすること。児童、幼児等の乗降のために停車している通学通園バス(もっぱら小学校、幼稚園に通う児童、幼児等を運送するために使用する自動車)の側方を通過するときは、徐行して安全を確認すること。
- あんぜんちたい そくほうつうか じ じょこう(3)安全地帯の側方通過時の徐行

つうろ ひだりがわぶぶん もう あんぜんち たい そくほう つうこう ばぁ い 通路の左側部分に設けられた安全地帯の側方を通行する場合において、そ あんぜんち たい ほこうしゃ ひょこう の安全地帯に歩行者がいるときは、徐行すること。

どうじょうしゃ てんらくぼうし (4) 同乗者の転落防止

まの てんらく ひっょう そ ち 乗降口のドアを閉じ、乗車している者が転落しないよう必要な措置すること。

かいひ こうしゃ きけんぼうし **開扉、降車と危険防止** 

### (5) 車両を離れるときの停止保持

#### そうおん ぼうし (6)**騒音の防止**

- そうこうちゅう けいたいでんわ むせんとう つうわ がぞうひょうじそうち ちゅうし きんし(7)走行中の携帯電話、無線等の通話、画像表示装置の注視の禁止
- ① 自動車を運転する場合においては、その自動車等が停止しているときを除き、携帯電話用装置、自動車電話用装置その他の無線通話装置(その全部または一部を手で保持しなければ送信又は受信のいずれも行うことができないものに限る。)を通話(傷病者の救護又は公共の安全の維持のため当該にどうしゃなど、そうこうちゅうに緊急やむを得ずに行うものを除く。)のために使用したり、その自動車等に取り付けられもしくは持ち込まれた画像表示用装置(カーナビゲーション、カーテレビ等)に表示された画像を注視したりしてはならない。
- そうこうちゅう けいたいでんわとう て も つうわ そうしんとう がぞう ② 走行中に携帯電話等を手に持って通話したりメール送信等のために画像

を注視してはならない。



- ふつうじどうしゃなど うんてんしゃ じゅんしゅじこう だい じょう ぜんぶん へんしゅう 37. 普通自動車等の運転者の遵守事項(第71条の3)(全文を編集)
- じどうしゃ うんてんしゃ ざせき そうちゃく もの うんてんしゃせき よこ じょうしゃ (2) 自動車の運転者は、座席ベルトを装着しない者を運転者席の横の乗車 まっち じょうしゃ うんてん 装置に乗車させて自動車を運転してはならない。
- (3) 自動車の運転者は、助手席以外の乗車装置(いわゆる後部座席)に他の もの じょうしゃ うんてん 者を乗車させて自動車を運転するときは、その者に座席ベルトを装着させ ずに運転してはならない。この場合においては、(1) ただし書きの規定を 準用する。

2008年度より、運転席及び助手席の他、後部座席についてもシートベルトを作べよう できなか かまないます。ただし罰則としては当面の間、高速道路自動車 でうたがよう できない かが できるよう でんだしゃ たいし でも できない かが できる はまかい かぎ り うんてんしゃ たいし 反則点数 (1点) が課せられます。後席シートベルトを着用しなかった人への直接的な罰則はありませんが、 できょうしては反則点数が課せられます。 タクシーに対しても適用になる ため、乗客にはシートベルトを着用するよう、促すようにしてください。また、後席シートベルトは、シートの隙間に入り込んでいることも少なくないため、乗客が容易に着用できるよう、日常点検を忘れないようにしてください。



(4)自動車の運転者は、幼児用補助装置 (チャイルドシート) を使用しない幼児 じょうしゃ うんてん きょうしゃ きんてん を乗車させて自動車を運転してはならない。ただし、一般旅客自動車運送 事業の用に供される自動車 (タクシーなど) の運転者が幼児を乗せる場合と

いった、やむを得ない理由がある場合には使用しなくてもよいことになっています。

しょしんうんてんしゃひょうしきとう ひょうじぎ む だい じょう ばっすい へんしゅう 38. 初心運転者標識等の表示義務(第71条の5)(抜粋を編集)



こうつう じ こ しょ は あい そ ち だい じょう はっすい へんしゅう 3 9. 交通事故の場合の措置(第72条)(抜粋を編集)

車両等の交通による人の死傷又は物の損壊があったときは、当該車両の <sup>3んてんしゃ ただ しゃりょうなど うんてん ていし ふしょうしゃ きゅうご どうる きけん 運転者は、直ちに車両等の運転を停止して負傷者を救護し、道路における危険 を防止する等必要な措置を講じなければならない。</sup>

この場合において当該車両等の運転者は、警察官に交通事故の発生日時、 
ばしょ ししょうしゃ かず ふしょう ていど そんかい 
もの をした 
もの

こうそくどう 5 だい じょう だい じょう ばっすい へんしゅう 4 O. 高速道路(第75条の2の3~第75条の11)(抜粋を編集)

こうそくじどうしゃこくどう じどうしゃせんようどう な か こうぞくじどうしゃこくどう 高速自動車国道および自動車専用道路(以下「高速自動車国道」という。)に じどうしゃ こうつうほうほうとう つぎ きだ おける自動車の交通方法等については、次の定めるところによる。

- (1) 本線車道の出入りの方法 (第75条の7)
- ① 自動車は、本線車道に入ろうとする場合において、加速車線が設けられて かそくしゃせん つうこう いるときは、その加速車線を通行しなければならない。
- ② 自動車は、その通行している本線車道から出ようとする場合においては、 
  あらかじめその前から出口に接続する車 両通行帯を通行しなければならない。この場合において減速車線が設けられているときは、その減速車線を 
  通行しなければならない。
- じどうしゃ うんてんしゃ じゅんしゅじこう だい じょう (2) 自動車の運転者の遵守事項(第75条の10)

高速自動車国道等において自動車を運転しようとするときは、あらかじめ、
ねんりょう れいきゃくすい りょう かもっ せきさいじょうたい てんけん ひっょう ほじゅう 燃料、冷却水、オイルの量、貨物の積載状態を点検し、必要があれば補充するなど、途中で運転ができなくなること、又は積載している物を落としたり
ひさん 飛散させたりすることを防止するための措置を講じなければならない。

こしょうとう ぱぁぃ そ 5 だい じょう (3) 故障等の場合の措置 (第75条の11)

- ① 自動車の運転者は、故障その他の理由により本線車道もしくはこれに接する加速車線、減速車線もしくは登坂車線又はこれらに接する路肩もしくは登場車線である。 当該自動車が できなくなったときは、当該自動車が は は りゅう ない。
- ② 上記の理由で運転できなくなったときは、速やかに当該自動車を本線車道 とういがい ばしょ いどう ひつよう そ ち こう 等以外の場所に移動するため必要な措置を講じなければならない。

りょかくじどうしゃ りょかくじどうしゃうんそうじぎょう かかわ りょかく うんそう もくてき 旅客自動車であるものを旅客自動車運送事業に 係 る旅客を運送する目的で うんてん もの じどうしゃ しゅるい おう だいにしゅめんきょ う 運転する者は、その自動車の種類に応じ、第二種免許を受けなければならない。

4 2. 更新を受けようとする者の義務(第101条の3)(抜粋を編集)

免許証の更新を受けようとする者は、公安委員会の行う講習を受けなければならない。ただし、更新期間が満了する日前6月以内に公安委員会の行う講習を受けなければならない。ただし、更新期間が満了する日前6月以内に公安委員会の行う講習を受けた者、その他講習を受ける必要がないものとして政令で定める者は、この限りでない。

4 3. 70歳以上の者の特例(第101 条 の 4)(抜粋を編 集)

めんきょしょう こうしん う もの こうしんきかん まんりょう ひ ねんれい 免許証の更新を受けようとする者で更新期間が満了する日における年齢が

70歳以上のものは、更新期間が満了する日前6月以内にその者の住所地を管轄する公安委員会が行う講習(高齢者講習)を受けていなければならない。ただし、当該講習を受ける必要がないものとして政令で定める者は、この限りでない。

しりょう しょぶん き そ てんすう 資料1-2 処分の基礎点数

前歷		免許の停止	免許の取消し				
			欠格期間 1年(3年)	欠格期間 2年(4年)	欠格期間 3年(5年)	欠格期間 4年(5年)	欠格期間 5年
な	٦	6点~14点	15点~24点	25点~34点	35点~39点	40点~44点	45点以上
1		4点~9点	10点~19点	20点~29点	30点~34点	35点~39点	40点以上
2回~3回		2点~4点	5点~14点	15点~24点	25点~29点	30点~34点	35点以上
3回以上		2点または3点	4点~9点	10点~19点	20点~24点	25点~29点	30点以上

※免許の取消し、停止の処分の基礎点数は、過去3年以内の免許の停止の前歴によって異なり、資料1-2のように定められている。なお、欠格期間が終了後、5年以内に再び免許の取消処分等の処分を受けたときは、欠格期間が2年 で、しょぶんでは、のかんきょうでは、のかんきょうでは、のかんきょうでは、のかんきょうでは、のかんきょうでは、のかんきょうでは、のかんきょうでは、のかんきょうでは、のかんきょうでは、のかんきょうでは、のかんきょうでは、のかんきょうでは、のかんきょうでは、のかんきょうでは、のかんきょうでは、のかんきょうでは、のかんきょうがんがいまんが、かいまりがいまんが、かいまりがいまんが、のかんきょうが、おいまりがいまんが、かいまりがいまんが、のかんきがですですと、それ以前の前歴は消されて、「前歴がなり間1年間無違反、無処分ですですと、それ以前の前歴は消されて、「前歴がな

<sup>もの</sup> い者」となる。

- どうろうんそうしゃりょうほう おも けいさい 1.6 道路運送車両法(主なものを掲載)
- もくてき だい じょう ぜんぶん 1. 目的(第1条)(全文)

- ていぎ だいじょう ぱっすい へんしゅう 2. 定義 (第2条) (抜粋を編集)
- (1) この法律で「道路運送車両」とは、自動車、原動機付自転車及び軽車両をいう。
- (2)「自動車」とは、原動機により陸上を移動させることを目的として製作した用具で、軌条もしくは架線を用いないもの、又は、これにより牽引して
  して製作した用具で、軌とう
  をといることを目的として製作した用具であって、原動機付
  にてんしゃいがい
  自転車以外のものをいう。
- (3)「原動機付自転車」とは、国土交通省令で定める総排気量又は定格出力

  「原動機付自転車」とは、国土交通省令で定める総排気量又は定格出力

  「原動機付自転車」とは、国土交通省令で定める総排気量又は定格出力

  「はんどうきを有する原動機により陸上を移動させることを目的として製作した用具

  で、軌条もしくは架線を用いないもの、又は、これにより牽引して陸上を

  「いかくしゅつりょく
  ないまうで
  ないまうである総排気量又は定格出力

  「けんじん」といまうで

  「サんじん」といまうで

  「サんじん」といまうで

  「ないとうないまっていかくしゅつりょく

- (4)「軽車両」とは、人力もしくは畜力により陸上を移動させることを目的として製作した用具で、軌条もしくは架線を用いないもの、又は、これにより牽引して陸上を移動させることを目的として製作した用具で、政令で定めるものをいう。
- (5) この法律で、「運行」とは、人又は物品を運送するとしないとにかかわら で、「運行」とは、人又は物品を運送するとしないとにかかわら で、道路運送車両を当該装置の用い方に従い用いることをいう。ただし、 で、道路以外の場所のみにおいて用いる場合は、除外されます。
- (7) この法律で「自動車運送事業」とは、道路運送法による自動車運送事業」とは、道路運送法による自動車運送事業 じどうしゃうんそうじぎょう のぞ じどうしゃうんそうじぎょうしゃ じどうしゃ (貨物軽自動車運送事業を除く。)をいい、「自動車運送事業者」とは、自動車 運送事業を経営する者をいう。
- ① 内燃機関を原動機とする 2輪を有するものは、その総排気量は、0. 125 リッ は、か けんどうきつきじてんしゃ トル以下のものを、原動機付自転車という。
- ② 第1種原動機付自転車は、総排気量が 0.050 リットル以下又は、定格 出 力 が 0.60 キロワット以下のもの。その他を、第2種原動機付自転車という。

どうろうんそうしゃりょうほうしこうきそく(道路運送車両法施行規則)

どうろこうつうほう さだ げんどうきつきじてんしゃ りん そうはいきりょう 道路交通法で定める原動機付自転車(2輪)は、総排気量が、0.050 リットル

でいかくしゅつりょく 定格 出 力 が、0.60 キロワットのものをいいます。(道路交通法施行規則)

じどうしゃとうろくばんごうひょう ふういんとう だい じょう ばっすい へんしゅう 3. 自動車登録番号標の封印等(第11条)(抜粋を編集)

こくどこうつうだいじん うんゆしきょくちょう けんげんいにん いか うんゆしきょくちょう また いたく 国土交通大臣 (運輸支局 長 に権限委任、以下「運輸支局 長」。)又はその委託 きの とりつ いどうしゃとうろくばんごう を受けた者が取付けをした封印又はその封印の取付けられた自動車登録番号 でょう と はず 標を取り外してはならない。

じどうしゃとうろくばんごうひょう ひょうじぎ む だい じょう ぜんぶん へんしゅう 4. 自動車登録番号 標 の表示義務(第19条)(全文を編 集)

しどうしゃ しどうしゃとうろくばんごうひょう こくどこうつうしょうれい きだ いち 自動車は、自動車登録番号標を国土交通省令で定める位置に、かつ、被覆しないことその他当該自動車登録番号標に記載された自動車登録番号の識別に こくどこうつうしょうれい きだ ほうほう ひょうじ 支障がないものとして国土交通省令で定める方法により表示しなければ、運行の用に供してはならないこととなっています。

にどうしゃとうろくばんごうひょう じどうしゃ ぜんめんおよ こうめん み い ち かくじつ と 自動車登録番号 標 は、自動車の前面及び後面の見やすい位置に、確実に取り

っ 付けねばなりません。(施行規則第7条)

じどうしゃ こうぞうおよ そうち だい じょう だい じょう ばっすい へんしゅう 5. 自動車の構造及び装置(第40条・第41条)(抜粋を編集)

自動車は、その構造及び装置について、国土交通省令で定める保安上又は こうがいぼう しじょう ぎじゅつきじゅん てきごう 公害防止上の技術基準に適合するものでなければ、運行の用に供してはならない。

にちじょうてんけんせいび だい じょう ぱっすい へんしゅう 6. 日常点検整備(第47条の2)(抜粋を編集)

- (1)自動車の使用者は、自動車の走行距離、運行時の状態等から判断した適切

  しまってくどこうつうしょうれい さだ ぎじゅつじょう きじゅん とうかそうち てんとう な時期に、国土交通省令で定める技術上の基準により、灯火装置の点灯、
  せいどうそうち さどう た にちじょうてき てんけん ります である もくしとう 制動装置の作動その他の日常的に点検すべき事項について、目視等により、
  にどうしゃ てんけん 自動車を点検しなければならない。
- (2) 事業用自動車については、使用者又はこれら自動車を運行する者は、1日 かい うんこうかいしまえ ぜんき にちじょうてんけん 1回、その運行開始前に前記の日常点検をしなければなりません。
- ① 旅客の安全輸送を重大な責務とする、タクシー事業にあっては、装置や せっぴ でんけん にち かいじっし ほあんきじゅん てきごう 設備などの点検を 1日1回実施し、保安基準に適合するように、維持管理しなければなりません。
- ② 日常点検については、資料1-3「日常点検基準」(法令P101)を参照してください。
- ていきてんけんせいび だい じょう ばっすい へんしゅう7. 定期点検整備(第48条)(抜粋を編集)

じどうしゃ しょうしゃ つぎ かくごう かか じどうしゃ とうがいかくごう かか 自動車の使用者は、次の各号に掲げる自動車について、それぞれ当該各号に掲 きかん てんけん じきおよ じどうしゃ しゅべつ ょうととう おう こくどこうつうしょうれい げる期間ごとに、点検の時期及び自動車の種別、用途等に応じ国土交通省令で きだ ぎじゅつじょう きじゅん じどうしゃ てんけん 定める技術上の基準により、自動車を点検しなければならない。

- じどうしゃうんそうじぎょう よう きょう じどうしゃおよ こくどこうつうしょうれい きだ じかょう (1) 自動車運送事業の用に供する自動車及び国土交通省令で定める自家用 じどうしゃ 自動車については、3カ月ごと
- じかょうじょうようじどうしゃ (2) 自家用乗用自動車については、1年ごと

- た ぜんきいがい じどうしゃ げっ (3) その他、前記以外の自動車は、6カ月ごと
- じどうしゃ けんさおよ じどうしゃけんさしょう だい じょう ばっすい へんしゅう 8. 自動車の検査及び自動車検査 証 (第58条)(抜粋を編集)

自動車は、国土交通大臣の行う検査を受け、有効な自動車検査証の交付を受けているものでなければ、これを運行の用に供してはならないこととなっています。

じどうしゃけんさしょう ゆうこうきかん だい じょう ばっすい へんしゅう 9. 自動車検査証の有効期間(第61条)(抜粋を編集)

りょかく うんそう じどうしゃうんそうじぎょう よう きょう じどうしゃ けんさしょう ゆうこうきかん 旅客を運送する自動車運送事業の用に 供 する自動車の検査 証 の有効期間は、 aん 1年となっています。

じどうしゃけんさしょう そなえつ とう だい じょう ばっすい へんしゅう 10.自動車検査 証 の備付け等(第66 条)(抜粋を編 集)

しどうしゃ じどうしゃけんさしょう そなえつ こくどこうつうしょうれい さだ 自動車は、自動車検査 証 を備付け、かつ、国土交通省令で定めるところによ けんさひょうしょう ひょうじ り、検査 標 章 を表示しなければ、運行の用に供してはならない。

### しりょう 資料1-3 日常点検基準(道路運送車両法第47条の2関係)

# <sup>べっぴょうだい</sup>別 表第1

てんけんか しょ <b>点検</b> 箇所	Th thh ない よう 点 検 内 容
1 ブレーキ	1 ブレーキ・ペダルの踏みしろが適当で、ブレーキの
	* 効きが十分であること。
	<sup>えきりょう てきとう</sup> 2 ブレーキの液量が適当であること。
	くうきあつりょく ぁ ぐぁぃ ふりょう 3 空気圧力の上がり具合が不良でないこと。
	4 ブレーキ・ペダルを踏み込んで放した場合に、ブレ
	ーキ・バルブからの排気音が正 常であること。
	5 駐車ブレーキ・レバーの引きしろが適当であるこ
	と。
2 タイヤ	くうきあっ てきとう 1 タイヤの空気圧が適当であること。
	<sup>きれっぉょ</sup> そんしょう 2 <b>亀裂及び損傷がないこと</b> 。
	<sup>いじょう まもう</sup> 3 異状な摩耗がないこと。
	4*溝の深さが十分であること。
3 バッテリ	* 液 量 が適当であること。
4 原動機	<sup>れいきゃくすい りょう てきとう</sup> 1*冷却水の量が適当であること。
	2*ファン・ベルトの張り具合が適当であり、かつ、フ

	ァン・ベルトに損 傷 がないこと。
	りょう てきとう 3 * エンジン・オイルの 量 が適当であること。
	4*原動機のかかり具合が不良でなく、かつ、異音がな
	いこと。
	ていそくおよ かそく じょうたい てきとう 5 * 低速及び加速の状態が適当であること。
5 灯火装置及 び	てんとうまた てんめつぐあい ふりょう よご およ そんしょう 点灯又は点滅具合が不良でなく、かつ、汚れ及び損傷
まうこうし じき 方向指示器	がないこと。
6 ウインド・ウオッ	* ウインド・ウオッシャの液 量が適当であり、かつ、
シャ及びワイパー	<sup>ふんしゃじょうたい ふりょう</sup> 噴射状態が不良でないこと。
	* ワイパーの払 拭 状 態が不良でないこと。
7 エアタンク	ェア・タンクに凝 水がないこと。
8 運行において	とうがいかしょ いじょう 当該箇所に異状がないこと。
異状が認められた	
**・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	

ちゅう しるし てんけん とうがいじどうしゃ そうこうきょり うんこう じ じょうたいとう はんだん (注)\*印の点検は、当該自動車の走行距離、運行時の状態等から判断し

た、適切な時期に 行 うことで足りる。

### しりょう にちじょうてんけん じっしほうほう ばっすい 資料1-4 日常点検の実施方法(抜粋)

にちじょうてんけん じっしほうほう どうろうんそうしゃりょうほうだい じょうかんけい日常点検の実施方法(道路運送車両法第57条関係)

	点 検 箇 所	点 検 項 目	点 検 の 実 施 方 法
運	転中の異状箇所	当該箇所の異状	○ 前日又は前回の運行中に異状を認めた箇所について、運行に 支障がないかを点検します。
	ブレーキ・ペダル	踏みしろ、ブレー キのきき	○ エンジンをかけた状態でブレーキ・ペダルをいっぱいに踏み込んだとき、床板とのすき間(踏み残りしろ)や踏みごたえが適当であるかを点検します。 (床板とのすき間が少なくなっているときや、踏みごたえがやわらかく感じるときは、ブレーキ液の液漏れ、空気の混入によるブレーキのきき不良のおそれがあります。)
			〇 トラック、バスなどのエア・ブレーキが装着されている自動車に あっては、踏みしろの点検は不要です。なお、「車の周りからの点 検」の欄を参照してください。
運	駐車ブレーキ・レ バー(パーキン グ・ブレーキ・レ	引きしろ(踏みしろ)	〇 パーキング・ブレーキ・レバーをいっぱいに引いた(踏んだ)と き、引きしろ(踏みしろ)が多すぎたり、少なすぎたりしないかを点検 します。
転席	/ <b>`</b> —)		〇 トラック、バスなどにおいて用いられるホイールパーク式(空気 式車輪制動型)にあっては、エンジンをかけて規定の空気圧の状態 で、レバーを駐車位置まで引いたとき、レバーが固定され、空気の 排出音が聞こえるかを点検します。
	原動機(エンジ ン)	※かかり具合、 異音	○ エンジンが速やかに始動し、スムーズに回転するかを点検します。また、エンジン始動時及びアイドリング状態で、異音がないかを点検します。
の点		※低速、加速の 状態	○ エンジンを暖機させた状態で、アイドリング時の回転がスムーズ に続くかを点検します。
検			<ul><li>○ エンジンを徐々に加速したとき、アクセル・ペダルに引っ掛かりがないか、また、エンスト、ノッキングなどを起こすことなくスムーズに回転するかを走行するなどして点検します。</li></ul>
	ウィンド・ウォッ シャ	※噴射状態	○ ウィンド・ウォッシャ液の噴射の向き及び高さが適当かを点検します。
	ワイパー	※拭き取りの状態	○ ワイパーを作動させ、低速及び高速の各作動が不良でないか を点検します。 ○ きれいに拭き取れるかを点検します。
	◎空気圧力計	空気圧力の上が り具合	○ エンジンをかけて、空気圧力の上がり具合が極端に遅くないか を点検します。また、空気圧力が空気圧力計の表示に示された範 囲にあるかを点検します。
	◎ブレーキ・バル ブ	排気音	○ ブレーキ・ペダルを踏み込んで放した場合に、ブレーキ・バルブからの排出音が正常であるかを点検します。

	点 検 箇 所	点 検 項 目	点 検 の 実 施 方 法
	ウィンド・ウォッ シャ・タンク	※液量	〇 ウィンド・ウォッシャ液の量が適当かを点検します。
エン	ブレーキのリ ザーバ・タンク	液量	○ リザーバ・タンク内の液量が規定の範囲(MAX〜MINなど)にあるかを点検します。
ジン	バッテリ	※液量	○ バッテリ各槽の液量が規定の範囲(UPPER~LOWERなど) にあるかを車両を揺らすなどして点検します。
・ルーム	ラジエータなどの 冷却装置	※水量	○ リザーバ・タンク内の冷却水の量が規定の範囲(MAX〜MINなど)にあるかを点検します。 〔冷却水の量が著しく減少しているときは、ラジエータ、ラジエータ・ホースなどからの水漏れのおそれがあります。〕
の点が	潤滑装置	※エンジン・オイ ルの量	<ul><li>エンジン・オイルの量がオイル・レベル・ゲージにより示された範囲内にあるかを点検します。</li></ul>
検	△ファン・ベルト	※張り具合、損 傷	<ul><li>○ ベルトの中央部を手で押し、ベルトが少したわむ程度であるか を点検します。</li><li>○ ベルトに損傷がないかを点検します。</li></ul>
	灯火装置、方向 指示器	点灯・点滅具合、 汚れ、損傷	○ エンジン・スイッチを入れ、前照灯、制動灯などの灯火装置の点灯具合や方向指示器の点滅具合が不良でないかを点検します。 ○ レンズや反射器に汚れや変色、損傷などがないかを点検しま
	タイヤ	空気圧	す。 ○ タイヤの接地部のたわみの状態により、空気圧が不足していないかを点検します。
車			(扁平チューブレスタイヤなどのようにたわみの状態により空気圧 不足が分かりにくいものや、長距離走行や高速走行を行う場合 には、タイヤゲージを用いて点検します。)
の周		亀裂、損傷	○ タイヤの全周に著しい亀裂や損傷がないかを点検します。また、タイヤの前周にわたり、釘、石、その他の異物が刺さったり、かみ込んでいないかを点検します。
Ŋ		異常な摩耗 ※溝の深さ	<ul><li>○ タイヤの接地面が異状に摩耗していないかを点検します。</li><li>○ 溝の深さに不足がないかをウェア・インジケータ(スリップ・サイ</li></ul>
か、	◎エア・タンク	タンク内の凝水	ン)などにより点検します。 〇 ドレン・コックを開いて、タンクに水がたまっていないかを点検し
ら の	◎(ブレーキ・ペ ダル)	※(踏みしろ、ブ	ます。 〇 トラック、バスなどのエア・ブレーキが装着されている自動車に
点	ブル)	レーキのきき)	あっては、運行状況により適切な時期にブレーキ・チャンバのロッド のストロークと、ブレーキ・ドラムとライニングとのすき間について、 次の点検を行います。
検			・ブレーキ・ドラムとライニングのすき間が手動調整方式のものにあっては、規定の空気圧の状態で、ブレーキ・ペダルを数回操作し、ブレーキ・シューを安定させた後、点検孔のあるものはシックネス・ゲージにより、また、点検孔のないものはアジャスタにより、すき間を点検します。 ・フル・エア・ブレーキが装着されている自動車にあっては、規定
			・フル・エア・フレーイが装着されている自動単にのうては、

- 1. ※印の点検項目は、「自家用貨物など」、「事業用など」に分類される自動車にあっても、自動車の走行距離や運行時の状態などから判断した適切な時期に行えばよいものです。
- 2. ②印の点検箇所は、エア・ブレーキが装着されている場合に点検してください。 3. △印の点検箇所は、「自家用乗用など」に分類される自動車にあっては、定期点検の際に実施するなどしてくだ さい。

- いっぱんじょうようりょかくじどうしゃうんそうじぎょうひょうじゅんうんそうやっかん ぜんぶん
  1.7 一般乗用旅客自動車運送事業標準運送約款(全文)
- (1) 当社の経営する一般乗用旅客自動車運送事業に関する運送契約は、この うんそうやっかん さだ 運送約款の定めるところにより、この運送約款に定めのない事項について は、法令の定めるところ又は一般の慣習によります。
- (2) 当社がこの運送約款の趣旨及び法令に反しない範囲でこの運送約款の

  いちぶじょうこう
  一部条項について特約に応じたときは、当該条項の定めにかかわらず、そ
  の特約によります。
- かかりいん しじ だい じょう 2. 係員の指示(第2条)

りょかく とうしゃ うんてんしゃ た かかりいん うんそう あんぜんかくほ おこな しょくむじょう 旅客は、当社の運転者その他の係員が運送の安全確保のために行う職務上 しょく したが の指示に従わなければなりません。

うんそう ひきう だい じょう 3. 運送の引受け(第3条)

とうしゃ じじょうまた だいじょう だいこう きてい うんそう ひきう また けいぞく きょぜつ 当社は、次条又は第4条の 2第2項の規定により運送の引受け又は継続を拒絶 はあい のぞ りょかく うんそう ひきう する場合を除いて、旅客の運送を引受けます。

- うんそう ひきう およ けいぞく きょぜつ だい じょう 4. 運送の引受け及び継続の拒絶(第4条)
- とうしゃ つぎ かくごう がいとう ばぁぃ うんそう ひきう また けいぞく (1)当社は、次の各号のいずれかに該当する場合には、運送の引受け又は継続

を拒絶することがあります。

- ① 当該運送の申込みがこの運送約款によらないものであるとき。
- ② 当該運送に適する設備がないとき。
- とうがいうんそう かん もうしこみしゃ とくべつ ふたん もと ③ 当該運送に関し、申込者から特別な負担を求められたとき。
- とうがいうんそう ほうれい きていまた おおやけ ちつじょ ぜんりょう ふうぞく はん 当該運送が法令の規定又は 公 の秩序もしくは善良の風俗に反するものであるとき。

- ® 旅客が第4条の 3第3項又は第4項の規定により持込みを拒絶された物品 (要しているとき。
- 第次 いききき めいりょう っ
   第 旅客が行先を明瞭に告げられないほど又は人の助けなくしては歩行が
   エルなん
   困難なほど泥酔しているとき。
- りょかく しゃない おせん ふけつ ふくそう (10) 旅客が車内を汚染するおそれがある不潔な服装をしているとき。
- りょかく つきそいにん ともな じゅうびょうしゃ ① 旅客が付添人を伴わない重病者であるとき。
- りょかく かんせんしょう ょぼうおよ かんせんしょう かんじゃ たい いりょう かん ほうりっ ② 旅客が感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律によ

る一類感染症、二類感染症、新型インフルエンザ等感染症若しくは指定
かんせんしょう にゅういん ひつよう がき かんじゃ かんじゃ かんじゃ 水んじゃ できない (入院を必要とするものに限る。)の患者 (これらの患者とみなされる者を含む。)又は新感染症の所見のある者であるとき。

#### だい じょう (**第4条の2**)

- とうしゃ きんえんしゃりょう きんえんしゃ むね ひょうじ しゃりょう じこう (1)当社の禁煙車 両 (禁煙車である旨を表示した車 両をいう。次項において おな ない りょかく きつえん さ ひか 同じ。)内では、旅客は喫煙を差し控えていただきます。
- (2) 旅客が当社の禁煙車 両内で喫煙し、又は喫煙しようとしている場合、

  うんてんしゃ きつえん ちゅうし 運転者は喫煙を中止するように求めることができ、旅客がこの求めに応じ

  ない場合には、運送の引受け又は継続を拒絶することがあります。

## だい じょう (第4条の3)

- りょかく だい じょうだい ごう ぶっぴん しゃない もっこ (1)旅客は、第4条第7号の物品を車内に持込むことができません。
- (2) 当社は、旅客の手回品(旅客の携行する物品をいう。以下同じ。)の中に ぜんこう ぶっぴん しゅうのう 前項の物品が収納されているおそれがあると認めるときは、旅客に対し てまわりひん ないよう めいじ もと 手回品の内容の明示を求めることがあります。
- (4) 当社は、旅客が第2項の規定による求めに応じた場合においてその手回品

  ないよう だい こう ぶっぴん るいじ しきべつ こんなん の内容が第1項の物品と類似し、かつ、これと識別が困難であるときは、

- うんちんおよ りょうきん だい じょう 5. 運賃及び料金(第5条)
- ぜんこう うんちんおよ りょうきん じかんか けいやく ばあい のぞ うんちんりょうきん (2)前項の運賃及び料金は、時間貸しの契約をした場合を除いて、運賃料金 メーター器の表示額によります。
- うんちんおよ りょうきん しゅうじゅ だい じょう 6. 運賃及び料金の収受(第6条)

とうしゃ りょかく げしゃ さい うんちんおよ りょうきん しはら もと 当社は、旅客の下車の際に運賃及び料金の支払いを求めます。

- りょかく たい せきにん だい じょう 7. 旅客に対する責任(第7条)
- (1) 当社は、当社の自動車の運行によって、旅客の生命又は身体を害したときは、これによって生じた損害を賠償する責に任じます。ただし、当社及びとうしゃかかりいん。 じどうしゃ うんこう かん ちゅうい おこた 当社の係員が自動車の運行に関し注意を怠らなかったこと、当該旅客又は当社の係員以外の第三者が故意又は過失のあったこと並びに自動車には当社の係員以外の第三者が故意又は過失のあったこと並びに自動車にようぞうじょう けっかんまた きのう しょうがい 構造上の欠陥又は機能の障害がなかったことを証明したときは、この限りではありません。

- (2) 前項の場合において、当社の旅客に対する責任は、旅客の乗車の時に始 まり、下車をもって終ります。
- そんがいばいしょうせきにん だい じょう 8. 損害賠償責任(第8条)

当社は、前条によるほか、その運送に関し旅客が受けた損害を賠償する責に 当社は、前条によるほか、その運送に関し旅客が受けた損害を賠償する責に 任じます。ただし、当社及び当社の係員が運送に関し注意を怠らなかったこと を証明したときは、この限りではありません。

てんさいなど そんがいばいしょう だい じょう 9. 天災等の損害賠償(第9条)

当社は、天災その他当社の責に帰することができない事由により、輸送の安全 の確保のため一時的に運行中止その他の措置をしたときは、これによって旅客 が受けた損害を賠償する責に任じません。

りょかく せきにん だい じょう 10. 旅客の責任(第10条)

当社は、旅客の故意もしくは過失により又は旅客が法令もしくはこの運送 やっかん きてい まも とうしゃ そんがい う 約款の規定を守らないことにより当社が損害を受けたときは、その旅客に対し、 その損害の賠償を求めます。 第2章 安全

## あんぜんへん もくてき 2. 1 安全編の目的

タクシーの使命は、お客様を安全に早く目的地まで運ぶことです。お客様は、 知らない運転者に命をあずけて乗ることになるわけですが、運転者がプロであることを信じています。安全な運転なしにタクシーの仕事は成り立ちません。 とぶんはプロだからといって、おごることなく、いつも謙虚な気持ちで仕事をしていただきたいと思います。

また、タクシー運転者として、自分の健康管理や飲酒運転の問題知識を身につけ、

あんぜん たい いしき たか 安全に対する意識を高めてください。

- 2. 2 交通事故防止とタクシー運転者の使命
- あんぜん はや かくじっ ゆそう

   安全で早く確実な輸送

タクシー会社やタクシー運転者には、お客様を安全に運ぶことが義務づけられています。タクシーは公共の交通手段なので、お客様の安全な輸送が最もたいせつ しめい まむ 大切な使命であり義務です。

# 3んてんしゃ ほこ せきにん 2. プロの運転者としての誇りと責任

全ての運転者は安全運転を心がけ、交通事故を防止しなければなりません。
しかし、道路を仕事の場とするタクシー運転者には、道路交通の知識や技術、マナーを知りつくしているプロとして、一般の運転者のお手本となる責任もあります。いつも一般の運転者から見られていることを意識して、安全運転を心がけてください。

- とくしゅせい こうつう じ こ はっせいじょうきょう ふ うんてんとう ぎのうおよ ちしき 2.3 タクシーの特殊性、交通事故発生 状 況 を踏まえた運転等の技能及び知識
- こうつうほうきじゅんしゅ1. 交通法規の遵守

車は便利な乗り物ですが、使い方を間違えると交通事故を起こす凶器になることもあります。車社会では、歩行者と運転者がお互いの立場を尊重し、交通ルールを守ることがとても大切です。交通ルールは、交通社会の秩序を守るためのルールですから、交通法規を守り、優しさや譲り合いの気持ちを持って行動することが必要です。

特に、タクシー運転者にとっては、道路は仕事の場であり、交通法規は生活のルールとも言えます。タクシー運転者はプロの運転者として、交通法規を守り、で通事故を防止し、交通の秩序を守ることが大切です。他の運転者にとってもお手本となるような運転を心がけましょう。

# **3**んこうまえ てんけん **2**. **運行前の点検**

タクシー運転者には、法令により、運行を開始する前には「日常点検」を行 ったいてき てんけん ほうほう にちじょうてんけんきじゅん さだ うことが義務づけられています。具体的な点検の方法は、日常点検基準に定め られています。

てんけん てじゅん つぎ とお 点検の手順は次の通りです。

① 運転席に座り、運転しやすいよう座席位置を前後に調整し、ミラーの 位置を調整します。

- ② ブレーキのきき具合やハンドルのまわり具合などを確認します。
- ③ エンジンルームを開けて、オイルや水の量を点検し、車体の周りを歩きながらタイヤの状態やドアの閉まり具合などを確認します。
- 4 トランクを開けてスペアタイヤと修理工具があるかを確認して、出庫します。

### ただ うんてんしせい **3. 正しい運転姿勢**



### 4. シートベルトの着用

シートベルトの着用は、交通事故の致死率(死亡する確率)に大きな影響を あた 与えます。統計データからも明らかになっていますが、運転席や助手席ではシートベルトの有無で致死率が大きく異なります。シートベルトを正しく着用する ことで、事故の被害を軽減するだけでなく、正しい姿勢を保つことにより疲労も 軽減されるといわれています。

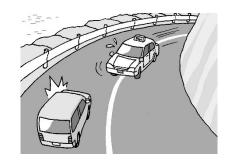
また、後部座席のシートベルトも義務化されています。タクシー運転者がシートベルトを着用していなければ、お客様にもシートベルトの着用をすすめることもむずかしくなります。タクシー運転者は常にシートベルトを着用します。また、後部座席のシートベルトは、シートのすきまに入りこんでしまっていることがあります。後部座席のシートベルトはお客様がいつでも着用できるようにしておき、積極的にお客様に「どうぞシートベルトをお着けください」と声をかけましょう。



#### うんてん じ りゅういじこう **5. 運転時の留意事項**

### どうろじょうきょう おう うんてん (1) 道路 状 況 に応じた運転

- ・道路の曲がり角やカーブの手前では、速度を落とすことが大切です。速度を落とさずにカーブを曲がると、遠心力(外側に飛び出そうとする力)
  の作用でセンターラインをはみ出して対向車と衝突する事故が起こり
  やすくなります。
- \*・速度が速いほど、カーブが 急 なほど、遠 心 力が大きくなるので注意しましょう。
- \* 坂道では、車間距離を長くとり、狭い道路ですれ違うときは上りの 車 を ゆうせん 優先させましょう。



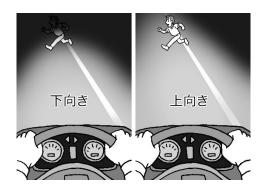
### (2) 夜間の運転

・夜間は視界が悪くなり、状況を把握しにくくなります。速度感覚も鈍り、どうしても速度超過になりがちですから注意しましょう。また、早めにヘッドライトをつけることが大切です。

ゃゕん うんてんしゃじしん ひろう ちゅういりょく ふそく 夜間はタクシー運転者自身も疲労から注意力が不足しがちになるだけ

た くるま ほこうしゃ ひるま ちが こうどう ょそう でなく、他の 車 や歩行者も昼間とは違った行動が予想されますから、 ひるま うんてん すうばい しんちょう ひつよう 昼間の運転の数倍の慎重さが必要です。

- ・夜間には、自分の 車 と対向車のヘッドライトが交わることで、道路の ちゅうおうふきん ロスラン サガた み 中央付近にいる歩行者の姿が見えにくくなること(蒸発現象)がありますから、注意しましょう。
- ・対向車のヘッドライトが上向きの場合、そのまぶしさで一時的に視力が でいか (げんわく (幻惑) があります。対向車のヘッドライトがまぶしいとき してん すこ (ひだり いどう は、視点を少し 左に移動させましょう。



#### うてん きり あくてんこうか うんてん (3) 雨天や霧などの悪天候下での運転

・雨が降ると、視界が悪くなるだけでなく、道路が滑りやすくなります。ブレーキがきき始めてから 車が停止するまでの距離も長くなるので、ブレーキをかけても止まるまでに時間がかかります。また、高速走行時は、ハイドロプレーニング現象(タイヤが浮いて、ハンドルやブレーキがきかなくなる現象)も起こります。晴れているときとは違う状況なので、

あめ ひ うんてん ちゅうい ひつよう 雨の日の運転では注意が必要です。

- ・霧の中での運転は、運転者も歩行者も視界が狭くなりますから、前部霧灯 やヘッドライトをつけて、速度を落とすなど、事故を防ぐために注意しましょう。
- て こうれいしゃ たい ちゅうい (4)子どもと高齢者に対する注意

こ こうれいしゃ いっそう ちゅうい はら ひつょう 子どもや高齢者には、一層の注意を払う必要があります。

- っき とくせい りかい ・ 次のような子どもの特性を理解しましょう。
  - ① 子どもは判断力が未熟で、思いもよらない行動をすることがあります。
  - ② 子どもの視野は大人よりも狭く、車が近づいても気づかないことがあります。
  - ® 遊びに夢中になると、目の前の 車 にさえ気づかないことがあります。
  - 4 急に引き返したり、直角に曲がったりすることがあります。
- っき こうれいしゃ こうどうとくせい りかい ・ 次のような高齢者の行動特性を理解しましょう。
  - ① 身体的な衰えがあり、行動がゆっくりになることがあります。
  - <sup>わか ひと くら ほこうそくど</sup> **老い人に比べて歩行速度がかなり遅いことがあります**。
  - うんてんけいけん こうれいしゃ ぱぁぃ くるま とくせい きょりかん かんかく ③ 運転経験のない高齢者の場合、車の特性や距離感、スピード感覚が



#### thtthでんわとう しょう (5) 携帯電話等の使用

走行中にスマートフォンなどの携帯電話などを使ったり、カーナビゲーションの画面を見たりすると、周りの交通状況に注意が向かなくなり、 100とつじこ 12字事故やハンドル操作ミスによる事故につながることがあります。

- ・走行中は、電源を切るか、ドライブモードにしましょ**う**。
- ・使用する必要がある場合は、安全な場所に 車 を止めてから使用しましょう。
- しょうひんど たか ぱあい じぜん がた ・使用頻度が高い場合は、事前にハンズフリー型にしましょう。
- \* 走 行 中 は、カーナビゲーションの画面をじっと見ることも禁止です。



# あんぜん そくど しゃかんきょり **6. 安全な速度と車間距離**

世いげんそくど はううる かたち こうつうりょう かこ じこ と もの事故などのデータを考慮して決めら 制限速度は、道路の 形 や交通 量、過去の事故などのデータを考慮して決められたものです。タクシー運転者にとっては、速度が遅く感じることもあるかもしれませんが、予期せぬ 状 況 に備えて設定されています。 制限速度を守るよう 心 がけましょう。

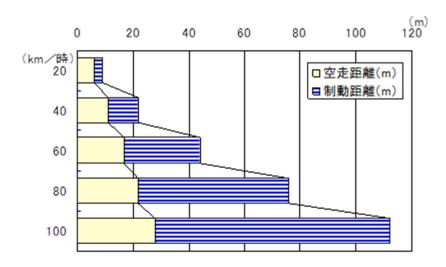
- ・車が止まるまでには、運転者が危険を感じてからブレーキを踏み、ブレーキが実際にきき始めるまでの間に車が走る距離(空走距離)と、ブレーキがきき始めてから車が停止するまでの距離(制動距離)とを合わせた理離(停止距離)が必要です。
- ・運転者が疲れていると、危険を認識するまでに時間がかかるため、 (うそうきょり なが とで走距離が長くなります。
- \* 雨の日や重い荷物を積んでいる場合は、制動距離も長くなります。

交通 状 況 や天候、夜間、視界など、運転条 件は日によって時間によって違ってきます。予期しない事態に備えるためにも、安全な速度と適切な車間距離を たも 保つように 心 がけましょう。

統計データによると、タクシーの事故では「出会い頭事故」や「追突事故」
が多くなっていますから、車間距離を十分にとることが重要です。また、タクシーの事故は、空車走行時に多く発生しています。乗客を探す際にも、安全

<sup>かくにん わす</sup> 確認を忘れずにおこないましょう。

下図を見ると、速度が速くなると制動距離も長くなることがわかります。速度 はい とうきょり が 2 倍になると、制動距離は 4 倍になることもわかります。



しゅってん いっぱんざいだんほうじんぜんにっぽんこうつうあんぜんきょうかい こうつう きょうそく出典:一般財団法人全日本交通安全協会「交通の教則」

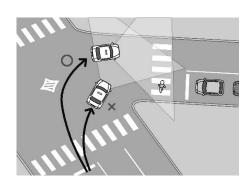
- こうさてん りゅういじこう **7. 交差点での留意事項**
- こうさてん じ こ けいたい(1) 交差点での事故形態

- ・一時停止の標識のある場所では、停止線の前で必ず停止し、徐行(ただちに止まることのできる速度で進行すること)の標識のある場所では、 はしょで進行すること)の標識のある場所では、 はしょで進行すること)の標識のある場所では、
- ・右左折するときは側面衝 突事故や、左折するときの巻き込み事故に注意しましょう。
- しゃかんきょり じゅうぶん ついとつ じ こ ちゅうい 車間距離を十分にとり、追突事故に注意しましょう。
- しんごう あお ちゅうい おこた ・信号が青でも、注意を 怠 らないようにしましょう。
- こうつうせいり おこな こうさてん ちゅういてん (2)交通整理の行われていない交差点での注意点
  - ・優先権を持たず、譲り合う気持ちを持ちましょう。
  - ほこうしゃ じてんしゃ まも うんてん こころ ・歩行者や自転車を守る運転を 心 がけましょう。
  - ゆうせんどう な はい じょこう いちじていし きゅう あんぜん かくにん ・優先道路に入るときは、徐行や一時停止をおこない、左右の安全を確認しましょう。



### こうきてん うせっ (3) 交差点で右折するときの注意点

- \* 直 進 する 車 が右折する 車 より優先されます。
- \* 直 進 する 車 のかげから来る二輪車に注意しましょう。
- \* 横断中の歩行者(特に子供や高齢者)や自転車に注意しましょう。
- こうさてん ちゅうしん うちがわ つうこう **交差点の中心のすぐ内側を通行しましょう**。



## こうきてん きせっ ちゅういてん (4)交差点で左折するときの注意点

・できるだけ左側に寄り、徐行します。特に自分の車の近くにいて死角 (運転席から見ることができない部分・範囲)に入っている二輪車や じてんしゃ 自転車との事故に注意しましょう。

理解し、後輪による二輪車の巻き込み事故や、歩道への乗り上げ、信号待 まこうしゃ あし ま こ ちゅうい ちの歩行者の足の巻き込みなどに注意しましょう。

# こうさてんちか ついとつ じ こぼうし(5)交差点近くでの追突事故防止

安全な車間距離を保ち、ブレーキを早めにかけて、数回に分けて踏むことで、自分が追突しないだけでなく、後ろから来る車に追突されないようにしましょう。

# こうそくどう ろ りゅういじこう 8. 高速道路での留意事項

こうそくどうろ そくど はや ふちゅうい うんてん だいじこ 高速道路では速度が速くなるため、不注意な運転が大事故につながることが まま こうそくどうろ うんてん つぎ ちゅうい 多くなります。高速道路での運転では、次のことに注意しましょう。

- ・車間距離を十分にとります。時速100 キロなら 100 メートル、時速80 キロなら 80 メートルを目安に、前の車との距離を保ちましょう。雨の日やタイヤが減っている場合は、この数字の 2 倍程度の車間距離が必要になることがあります。
- ・高速での運転に慣れてくると、速度感覚が麻痺してしまうことがあります。

  いっぱんどうろ で りょうきんじょ そくど 一般道路に出るときや料金所では、速度オーバーになりやすいので、速度

  メーターを確認して安全な速度で走行しましょう。



- \* 急 なハンドル操作は危険ですから避けましょう。
- \*・強風の時は、ハンドルが取られやすくなるので、速度を落としましょう。

また、トンネルの出口では横風に注意してハンドルをしっかり握りましょう。

- ・トンネルに入ると視力が急 激に低下するので、手前で速度を落とすように しましょう。
- じゅうたい さいこうび ついとつ ちゅうい ・ 渋 滞 の最後尾に追突しないように、注意しましょう。

さんこうぶんけん いっぱんざいだんほうじんぜんにっぽんこうつうあんぜんきょうかい こうつう きょうそく 参考文献:一般財団法人全日本交通安全協会「交通の教則」

#### うんてんしゃ とくべつ ちゅうい じこう 2.4 タクシー運転者として特別に注意すべき事項

#### てんこ じゅうょうせい 1. **点呼の**重要性

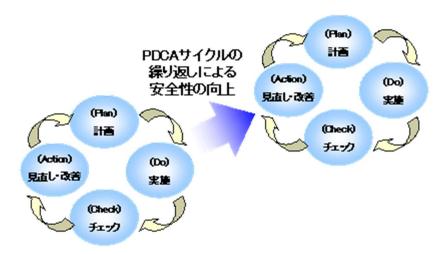
点呼は、出発するときと帰ってくるときに行われます。免許証の確認やアルコール検知器によるチェック、乗務に必要な情報の共有化、運転者の健康状態の確認など、安全に乗務するために、重要な役割を果たしています。アルコール検知器によるチェックを点呼時に行うことにより、飲酒運転の防止に努めてください。また、飲酒、疾病、疲労、睡眠不足その他の理由により、安全な運転をすることができないおそれがある場合には、必ず事業者に届け出るようにしてください。

#### うんゆあんぜん ゆそう あんぜんせい こうじょう と く 2. 運輸安全マネジメントによる輸送の安全性の向 上への取り組み

2006年10月から「運輸安全マネジメント」という取り組みが始まりました。

けいえいしゃ かっぱ 要転者まで、みんなが「輸送の安全が最も重要」ということを意識
して、輸送の安全性向上に努めなければなりません。具体的には、「輸送の安全が確保に係る PDCA サイクル」の手順を繰り返すことによって、輸送の安全のレベルアップを図ろうとするものです。安全教育に関する明け番研修やドライブレコーダーの活用、交通安全週間の行事など、会社から指導があった場合には、
せっきょくてきまくてきまかか 積極的に参加するようにしてください。

#### ゅそう あんぜん かくほ かかわ 輸送の安全の確保に 係 る PDCA サイクル



### [PDCA サイクルとは]

**1. Plan:安全性向上のための計画作成** 

2. Do:計画に基づく安全対策の実施

3. Check:実施したことによる効果の評価

4. Action:改善ポイントを整理し、さらに計画を改善し実施する

えいぎょうくいき じょうたい はあく 3. 営業区域の状態の把握

営業区域の状態を知っていることは、事故を防ぐのに役立ちます。営業 くいきない どうろじょうきょう こうつうじこ な 区域内の道路状況 や交通事故が起きやすい場所、高齢者や子どもが多い場所 など、その地域の特徴や交通規制の状況を正確に知っておくことは、タクシー運転者として大切なことです。いつも最新の情報を集めるように心がけて、

#### 4. 地理への精通

また、毎日の運転において、他の車の事故現場を見たり情報を得たりしたら、 そこが危険な場所だと考えて、自分が通るときには必ず注意して走るように しましょう。自分が知った情報は会社に報告して、点呼のときなどに役立てる といいでしょう。営業区域内の交通情報を詳しく知るために、毎日努力しましょう。

#### きゃくさま あんぜんかくほ 5. お客様の安全確保

お客様の安全を守るために、急にスピードを上げたり、急に止まったり、 きゅう 急にブレーキをかけたり、急にハンドルを切ったりしないようにしましょう。 また、危険を予測して安全な運転を心がける必要があります。お客様を乗せて いるときは、お客様の命を預かっていることを忘れないようにしましょう。

# 6. 安全な乗降場所の選び方とドア開閉時の周囲への配慮

また、お客様を乗せる際にドアを開けたときに、後ろから来るバイクや自転車がぶつかったり、開けたドアに飛び込んできたりすることがよくあります。このような事故を防ぐために、後方や側方の確認を十分にしましょう。

# 7. 空車時は、周囲の 車 などに注意

タクシーはお客様が乗っているときよりも、お客様がいないときのほうが 事故が起きやすくなっています。空車のときは、お客様を探すことに集中し やすいので、まわりに気を配ることを忘れがちです。特にお客様を見つけたと きは、進路変更や停車のための安全確認を忘れやすくなります。お客様を見つ けたときは、周囲の自動車や二輪車、自転車、歩行者にも注意を向けるようにしましょう。

#### あ ばん こうきゅうび じゅうぶん きゅうよう すいみん 8. 明け番や公休日には充分な休養と睡眠

要全な運転をするためには、まず自分の体が健康であることが大切です。タクシー運転者の仕事は、早朝から深夜までの場合が多く、生活が不規則になりがちです。体日は、計画的に過ごし、十分に休んで睡眠をとるようにしましょう。また、休日には日常のストレスを解消する方法を見つけて、リラックスすることも大切です。



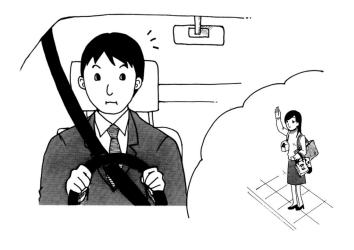
- こうつう じ こ ぼうし じ こ はっせい じ たいおう

   2. 5 交通事故の防止、事故発生時の対応
- こうつうじこ きけんよそく かいひ 1. 交通事故の危険予測と回避

走行中の車は、その速さやパワー(力)によって、速度に応じた危険な場所になります。タクシー運転者は、その危険な場所をよく把握し、起こるかもしれない危険とそれを避ける方法について、常に危険を予測して訓練をおこなう必要があります。

- (1)タクシー運転時に予測される危険と危険の回避

せっしょく ついとつ じ こ 接 触・追突事故



## かいひょうりょう

- くうしゃ じ ほどうょ しゃせん あんぜんそくど そうこう 空車時は、できるかぎり歩道寄りの車線を安全速度で走行します。

んでいったん速度を落とし、後方・側方の安全を確認して、できるかぎり歩道 よ ていしゃ 寄りに停車します。

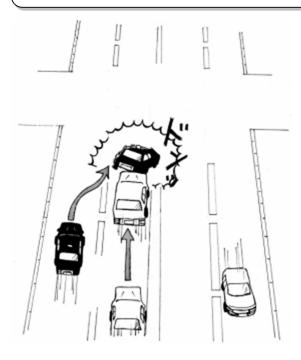
はっしん じ よこ っうか こうぞくしゃ せっしょく じこ 発進時に、横を通過しようとする後続車と接触事故



#### ゕぃひょうりょう 【回避要領】

こうほう そくほう あんぜん かくにん はっしん せっしん **後方・側方の安全を確認して、ゆっくりと発進します**。

③ 急な進路変更による接触・追突事故



ゕぃひょうりょう 【回避要領】



#### ゕぃひょうりょう 【回避要領】

- ・特に高齢社会を迎え、高齢者のタクシー利用が増加していますが、高齢者はちょっとしたことでも、骨折などの重 大事故になりやすいものです。高齢者が乗車されたら、まず、このことを意識し、走行中もやさしい運転を心がけましょう。

きゃくさま しじ きゅう しゅうへんこうまた ていしゃ ともな せっしょく ついとつじこ お客様の指示による急な進路変更又は停車に伴う、接触・追突事故

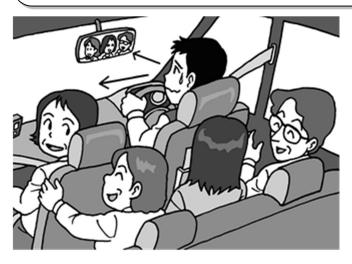


#### ゕぃひょうりょう 【回避要領】

- とちゅうけいろ ていしゃばしょなど かくにん **・あらかじめ、途中経路や停車場所等を、確認しておきます**。

ふくすう じょうきゃく じょうしゃ ともな こうほうおよ ひだりそくほう しかい せいやく きいん **⑥ 複数の乗 客の乗車に伴う、後方及び左側方の視界の制約に起因する** 

事故



#### かいひょうりょう 【回避要領】

きゃくさま じょうしゃじんいん おお こうほうおよ さほう しかい わる・お客様の乗車人員が、多くなればなるほど、後方及び左方の視界が悪くなり、

ラルてルかルセョジ ឆっか りかい たいせつ 運転環 境が悪化することを理解することが大切です。

\*その上で、そのぶんだけ速度を落とし、安全確認を早めに確実におこないます。



#### ゕぃひょうりょう 【回避要領】

\*\*くさま ていしゃきぼうばしょ かくにん ほどう ま あしもと あらかじめ、お客様の停車希望場所を確認し、できるだけ歩道寄りで足下の あんぜん ばしょ えら ていしゃ 安全な場所を選んで停車します。

こうほう あんぜん かくにん こきゅう ひら ・後方の安全を確認し、ひと呼吸おいてドアを開きます。 まりふあんない ともな ついとつ せっしょく **8 地理不案内に伴う追突、接触** 



#### ゕぃひょうりょう 【回避要領】

- ・あらかじめ、行き先(目的地)、経路を確認し、もし、地理に不安があれば正 直にお客様に伝え、発車前に地図を確認したりお客様にたずねるなど、不安感をなくして出発します。
- えいぎょうくいきない ち り せいつう まいにちどりょく 営業区域内の地理に精通できるよう、毎日努力をします。

かまく へいとう せっしょくじ こや、家屋・塀等との接触事故



#### ゕぃひょうりょう 【回避要領】

- ・タクシーの特徴は、戸口から戸口までのきめ細かな、お客様の輸送にあります。また、高齢社会を迎えて、より一層、タクシーの持つ、きめ細かなサービスが必要とされています。その結果、住宅地や細街路の中まで入ることが多くなり、子どもや自転車の飛び出しや、狭い道での接触等の危険性が高くなります。
- \*速度を落とし、前方、左右の安全を確認して、よりきめ細やかで、慎重な運転 \* 本心 がけましょう。

#### (2) 危険回避のための心構え

車を運転するときは、事故が起こる危険性が常にあることをしっかりと

りかい
理解することが大切です。特にタクシーの運転は、業務の特殊性から事故

の危険性が高いといえますが、必ずしも事故が起こるわけではありません。

事故を起こさない運転者もいれば、何度も事故を起こす運転者もいるでし
よう。事故の危険性を減らすための心構えは、次のとおりです。

- ・自分が上手な運転者だから大丈夫だとは思わないこと。運転者なら誰で ・自分検はあります。
- ・タクシーの運転には、一般的な危険性に加えて、タクシー業務特有の きけんせい 
  危険性もあることをしっかりと理解する必要があります。そして、そのような危険に対して、自分なりの危険回避の方法を考え、自分なりのノウ 
  ハウ (技術や技能) を身につける必要があります。

zうつうじこ ばあい そ 5 2. **交通事故の場合の**措置

こうつうじこ ま ばあい りょかくじどうしゃうんそうじぎょううんゆきそく どうちこうつうほう つぎ 交通事故が起きた場合、旅客自動車運送事業運輸規則や道路交通法では、次の ま な ぎ む ような措置が義務づけています。

りょかくじどうしゃうんそうじぎょううんゆきそく じ こ ばぁい しょち だい じょう (1) 旅客自動車運送事業運輸規則「事故の場合の処置」(第18条)

りょかくじどうしゃうんそうじぎょうしゃ じぎょうようじどうしゃ うんこう ちゅうだん ばあい うんてんしゃ 旅客自動車運送事業者は、事業用自動車の運行を中断した場合、運転者 とも じょうしゃ じょうきゃく いか しょち と共に乗車している乗客のために以下の処置をしなければなりません。

- じょうきゃく うんそう けいぞく
  ① 乗客の運送を継続すること
- じょうきゃく しゅっぱつち そうかん
  ② 乗客を出発地まで送還すること
- ③ 乗客を保護すること
- - ①死傷者に対する応急手当、その他の必要な措置
  - ししゃ ふしょうしゃ かぞく ② 死者、負傷者の家族へのすみやかな通知
  - いりゅうひん ほかん **③ 遺留品の保管**
  - (4) 死傷者の保護

どうろこうつうほう こうつう じ こ ばぁぃ そ ぉ だい じょう (3) 道路交通法「交通事故の場合の措置」(第72条)

どうろこうつうほう こうつうじこ しゃりょうとう こうつう ひと ししょうまた もの そんかい 道路交通法は、交通事故(車両等の交通による人の死傷又は物の損壊)

が発生した場合に、運転者などに対して救護などの措置をとることを義務づけています。

- (1) ただちに車両等の運転を停止すること
- ② 負傷者の救護を行うこと(救護義務)
- ② 道路における危険防止の措置をとること(危険防止措置義務)
- - じ こ はっせい にちじ ・事故発生の日時
  - じ こ はっせい ばしょ ・事故発生の場所
  - ししょうしゃ かずおよ ふしょうしゃ ていど・死傷者の数及び負傷者の程度
  - そんかい ものおよ そんかい ていど ・ 損壊した物及び損壊の程度
  - こうつうじこ交通事故について講じた措置

- こうつうじこ ばぁい ぐたいてき たいおう3. 交通事故の場合の具体的な対応
- (1) 死傷者がある場合

- ② 事故が続けて起こるのを防ぐために、適切な措置をとります。
- ③ 警察に連絡し、遺留品などを保管します。
- ④ 会社に報告し、管理者が速やかに対応できるようにします。また、死者

  ひと かぞく れんらく やケガをした人の家族にも連絡します。
- ⑤ 警察官が来たら、死者やケガ人や事故の状況を説明し、保管してい いりゅうひん ひ つ る遺留品を引き継ぎます。

打撲程度の軽微な事故で、相手がたいした事故ではないと言って立ち去ろうとした場合でも、その後、予想しない後遺症が出て、思いがけないトラブルの原因になる可能性もあります。軽微な事故でも必ず警察に届け出ます。

- ② お互いにケガがないか確認します。
- ③ 警察に届け出て、指示に従って対応します。
- まが くるま じゅうしょ なまえ でんわばんごう じ こ じかん ばしょ お互いの 車 のナンバーや住 所、名前、電話番号、事故の時間と場所な がくにん どを確認します。
- たが そんがいじょうきょう かくにん 6 お互いの損害 状 況 を確認します。
- (3) 迎車およびお客様の乗車中の事故の場合

どちらの場合も、仕事を中断して警察に連絡する必要があります。迎車 ちゅう じこ ばあい かいしゃ れんらく かってき かくこともあるため、住所や名前、電話番号等、連絡先を記録しておきます。

- 1. **心身の健康状態の把握**

いっぱんてき くるま うんてん へいさ かんきょう なか じせいしん よわ 一般的に、車の運転をするときは、閉鎖された環境の中で自制心が弱くなり、 自己中心的な行動になりやすいといわれています。特に急いだり驚ったりする と、イライラしてスピードを出したり、乱暴な運転をしたりすることがあります。 うんてんしゃ あんぜん はこ さいだい しめい しかし、タクシー運転者は安全に運ぶことが最大の使命です。一般の運転者がお かんじょう おさ ちいりやすい「いそぎ・あせり・いかり」の感情を抑える必要があります。そ じぶん けんこうかんり てきせつ おこな しんしん けんこう つね いしき のためには、自分の健康管理を適切に行い、心身の健康を常に意識しましょう。 かいしゃ うんてんしゃ けんこうじょうたい かくにん また、会社は運転者の健康状態を確認する義務があり、運転者は点呼時に健康 じょうたい ほうこく うんこうかんりしゃ けんこうじょうたい 状態を報告する義務があります。運行管理者が健康状態についてたずねたり、 アルコールチェックをおこなったりする場合、運転者は 協 力 する必要があり ます。業務前の点呼では、健康状態の報告やアルコール検知器の検査に協力 けんちき けんさ きょうりょく びょうき ひろう すいみんぶそく しゅき お じょうたい うんてん し、病気や疲労、睡眠不足、酒気を帯びた状態で運転しないようにして、安全 <sup>うんてん</sup> こころ な運転を 心 がけましょう。

りょかくじどうしゃうんそうじぎょううんゆきそく うんてんしゃ じゅんしゅじこう だい じょう (1) 旅客自動車運送事業運輸規則「運転者の遵守事項」(第50条)

うんてんしゃ いんしゅ びょうき ひろう すいみんぶそく りゅう あんぜん うんてん 運転者は、飲酒や病気、疲労、睡眠不足などの理由で安全な運転ができな い場合、それを会社に申し出る義務があります。

# りょかくじどうしゃうんそうじぎょううんゆきそく てんことう だい じょう 旅客自動車運送事業運輸規則「点呼等」(第24条)

会社は、乗務する運転者に対して、飲酒や病気、疲労、睡眠不足などの理由 をかける またい またい かくにん で安全な運転ができないおそれがあるかどうかを点呼時に確認する義務があります。

- じどうしゃうんてんしゃ ろうどうじかんとう かいぜん きじゅん へいせいがんねんろうどうしょうこく じだい ごう 2. 自動車運転者の労働時間等の改善のための基準 (平成元年労働省告示第7号)
- じどうしゃうんてんしゃ ろうどうじかんとう かいぜん きじゅん (1) 自動車運転者の労働時間等の改善のための基準について

じどうしゃうんてんしゃ ろうどうじかんとう かいぜん きじゅん 「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準」は、タクシーなどの

うんてんしゃ ろうどうじかん きゅうそくきかん ろうどうじょうけん かいぜん 運転者の労働時間や休息期間などの労働条件を改善するために定められ

た基準です。

- かいぜんきじゅん がいょう かんけい ■改善基準の概要〔タクシー関係〕
  - こうそくじかん しぎょう しゅうぎょう じかん ① 拘束時間(始業から終業までの時間)

にっきんきんむ <日勤勤務のタクシー運転者>

1 か月288時間以内、1 日原則13時間以内(最大15時間)

かくじつきんむ <隔日勤務のタクシー運転者>

1 か月262時間以内、2 暦日22時間以内、かつ、2 回の隔日勤務を平均

し、隔日勤務1回当たり21時間以内

 きゅうそくきかん
 きんむ
 きんむ
 あいだ
 じゅう
 じかん

 (2) 休息期間(勤務と勤務の間の自由な時間)

にっきんきんむ <日勤勤務のタクシー運転者>

けいぞく じかんいじょう きほん けいぞく じかん したまわ 継続11時間以上を基本とし、継続9時間を下回らない

がくじつきんむ **<隔日勤務のタクシー運転者>** 

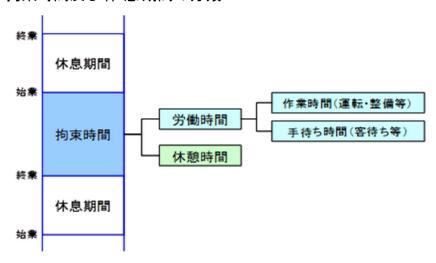
けいぞく じかんいじょう きほん けいぞく じかん したまわ 継続24時間以上を基本とし、継続22時間を下回らない

## うんてんしゃ かいぜんきじゅん (2)「タクシー」運転者の「改善基準」のポイント

## こうそくじかんおよ きゅうそくきかん 1 拘束時間及び休息期間

しぎょうじかん しゅうぎょうじかん じかん ろうどうじかん きゅうけいじかん かみんじかん ふく 始業時間から 終 業 時間までの時間で、労働時間と休 憩時間(仮眠時間を含む。) の合計時間を「拘束時間」といいます。勤務と次の勤務の間で睡眠時間をふく せいかつじかん ろうどうしゃ まった じゅう じかん きゅうそくきかん 含む生活時間として労働者にとって全く自由な時間を「休 息期間」といいます。

## こうそくじかんおよ きゅうそくきかん ぶんるい 拘束時間及び休息期間の分類



この拘束時間と休息期間について、基準が以下のように決められています。

## にっきんきんむしゃ こうそくじかんおよ きゅうそくきかん 日勤勤務者の拘束時間及び休息期間

## げつ こうそくじかん **◎1か月の拘束時間**

1か月の拘束時間は288時間以内であることが基準です。

きゃくさま ようぼう こた しゃこ たいき じゅんび なお、お客様の要望に答えるために、車庫で待機して準備しておく

就 労 形態のタクシーの運転者(「車庫待ち等の運転者」といいます)に ったいでは、労使協定という会社と労働者の約束ごとを作れば、1か月の では、対象では、はないできます。

#### にち こうそくじかん きゅうそくきかん ②1日の拘束時間と休息期間

1日の拘束時間は基本的に 13時間以内で、最大でも 15時間までとなります。

1日の休息期間は、勤務終了後、継続11時間以上を基本とし、継続9 にかん したまわ 時間を下回ってはなりません。

#### 

## げつ こうそくじかん **◎ 1 か月の拘束時間**

1か月の拘束時間は 262時間以内であることが基準です。ただし、労使 まょうてい ねん はっことが まずで 延長することができます。

#### 

# しゃこま とう うんてんしゃ かか とくれい **○車庫待ち等の運転者に係る特例**

#### にっきんきんむ しゃこま とう じどうしゃうんてんしゃ 【日勤勤務の車庫待ち等の自動車運転者】

- \* 1か月の拘束時間は、288時間以内です。
- ・労使協 定により、1か月の拘束時間を300時間まで延長することができます。
- ・次のア〜ウの要件を満たす場合、1日の拘束時間を 24時間まで <sup>えんちょう</sup> 延長することができます。
- きんむしゅうりょうご けいぞく じかんいじょう きゅうそくきかん あたア 勤務終了後、継続20時間以上の休息期間を与えること。
- イ 1日の拘束時間が 16時間を超える回数が 1 か月について 7 回 以内であること。
- ウ 1日の拘束時間が 18時間を超える場合には、夜間に4時間以上 かみんじかん あた の仮眠時間を与えること。

# かくじつきんむ しゃこま とう じどうしゃうんてんしゃ 【隔日勤務の車庫待ち等の自動車運転者】

- げつ こうそくじかん じかんいない1か月の拘束時間は、262時間以内です。
- \* 労使協定により、1か月の拘束時間を270時間まで延長することができます。
- ・下記のアとイの要件を満たす場合は、1か月の拘束時間を上記の じかん じかんまた じかん にかん くわ じかん えんちょう 時間 (262時間又は 270時間) に 10時間を加えた時間まで延長する ことができます。

- ゃゕん じかんいじょう かみんじかん あた ア 夜間に4時間以上の仮眠時間を与えること。
- イ 労使協 定により、2 暦日の拘束時間が 22時間を超える回数及び
  かい かくじつきんむ へいきん こうそくじかん こかん こ かいすう
  2 回の隔日勤務の平均の拘束時間が 21時間を超える回数の
  こうけい げっ かいいない はんい きだ
  合計を 1 か月 7 回以内の範囲で定めること。
- ・上記アとイの要件を満たす場合、2暦日の拘束時間を 24時間まで ・上記でとることができます。
- じかんがいろうどうおよ きゅうじつろうどう げんど 時間外労働及び休日労働の限度
  - じかんがいろうどう げんど 
    ②時間外労働の限度

じかんがいろうどうおよ きゅうじつろうどう にち れきじつ こうそくじかんおよ げっ 時間外労働及び休日労働は、1日または2暦日の拘束時間及び1か月 こうそくじかん はんいない おこな ひつよう の拘束時間の範囲内で行われる必要があります。

### ● 休日労働の限度

きゅうじつろうどう こうそくじかん じょうげん こ はんい しゅうかん かい 休日労働は拘束時間の上限を超えない範囲で2週間に1回までです。

# ⑤ ハイヤーの運転者の時間外労働

ハイヤーの運転者には拘束時間や休息期間の規制は適用されませんが、

じかんがいろうどう おこな ばあい
時間外労働を行う場合は、1か月45時間、1年360時間まで会社と労働者の約束

ごとを決めておく必要があります。

#### がいぜんきじゅん かつよう (3)「改善基準」の活用について

長時間の運転や疲労は交通事故につながるおそれがあります。安全運転のためには、改善基準に従った運行計画を守り、定められた帰庫時間を守ることが大切です。

#### <sup>ひろうぼうし</sup> 3. 疲労防止について

できるだけ疲れる前に休憩をとることが大切です。長時間の運転する場合は、 じかんはし ふんかん きゅうけい こころ 1時間走ったら 5分間の休憩を心がけましょう。速度の出し過ぎや無謀運転の 繰り返しは、精神的疲労を高めますからやめましょう。

#### ゕた 【肩がこった】



#### くび 【首すじが疲れた】



できた。 ひらて きゅう 握りこぶしか平手で左右のすじをたたくか、手のひらでよくもむ。

#### <sup>ねむ</sup> 【眠くなった】

軽い体操



そと で やす つめ の ぜんしん きんにく うご たいそう 外に出て休む。冷たいものを飲んだり、全身の筋肉を動かす体操をする。

#### こし いた 【腰が痛くなった】



ではき たお こし の やす しゃがい で こし からだ の **座席を倒し、腰を伸ばして休む。車外に出て、腰をたたいたり、体を伸ばす**。

#### 』 【目が疲れた】



## 10. 10 to 10.

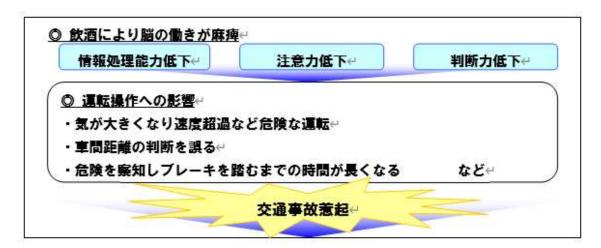
## 1. アルコールが運転に及ぼす影響

飲酒運転は、お酒を飲んで車を運転することです。お酒を飲むと、脳の働きが麻痺してしまいます。すると、顔が赤くなったり、話が多くなったり、視力が悪くなったりします。さらに、脳の活動がうまくコントロールできなくなるので、同じ話を繰り返したり、足元がふらついたりします。そのため、お酒を飲んでいると、運転に必要な情報処理能力や注意力、判断力が低下してしまいます。その結果、速度オーバーなどの危険な運転をして、事故につながる可能性が高くなります。

また、アルコールの程度が軽いお酒でも運転に影響が出ることがあります。

さけっつように関係なく、お酒の影響を受けることがあり、酒に強いからといって
アルコールによる影響を受けることが少ないわけではありません。特に、酒に
ない人は自分が酔っていないと思いがちなので、多くのお酒を飲んでも大丈夫
だと思ってしまうことがありますから注意しましょう。

## いんしゅうんてん きけんせい **■飲酒運転の危険性**



#### <sup>さんこうぶんけん</sup> 参考文献:

かがくけいさつけんきゅうじょこうつうあんぜんけんきゅうしつ ていのうど うんてんそう さとう あた・科学警察研究所交通安全研究室「低濃度のアルコールが運転操作等に与える

えいきょう かん ちょうさけんきゅう 影響に関する調査研究」

こうえきざいだんほうじんこうつう じ こ そうごうぶんせき うんてん あた えいきょう 公益財団法人交通事故総合分析センター「アルコールが運転に与える影響の

<sub>ちょうさけんきゅう</sub> 調査研究」

#### いんしゅうんてん げんばっか 2. **飲酒運転の厳罰化**

2007年6月15日に道路交通法が改正され、飲酒運転に対する罰則が強化され、
いんしゅうんてん
飲酒運転をした人に対する罰則が厳しくなりました。さらに、飲酒運転をした人
くるま さけ ていきょう
に 車 やお酒を提供したり、一緒に乗った人も罰せられることになりました。

## うんてんしゃほんにん たいさく すいしん 運転者本人への対策の推進

# ■飲酒運転等に対する罰則を引上げ

かい せい まえ 改 正 前		
さけょ うんてん	ねんいか ちょうえきまた まんえんいか ぱっきん	
酒酔 <b>い運転</b>	3年以下の懲役又は50万円以下の罰金	
しゅきぉ うんてん	a んいか ちょうえきまた まんえんいか ぱっきん	
酒気帯び運転	1年以下の懲役又は30万円以下の罰金	
いんしゅけんさ こきけんさ きょひ 飲酒検査(呼気検査)拒否	まんえんいか ぱっきん 30万円以下の罰金	



かい せい ご 改 正 後			
きけょ うんてん	a んいか ちょうえきまた まんえんいか ぱっきん		
酒酔い運転	5年以下の懲役又は100万円以下の罰金		
しゅきぉ ラルマル	ねんいか ちょうえきまた まんえんいか ぱっきん		
酒気帯び運転	3年以下の懲役又は50万円以下の罰金		
いんしゅけんさ こきけんさ きょひ 飲酒検査(呼気検査)拒否	<sub>げついか ちょうえきまた</sub> まんえんいか ばっきん 3ヶ月以下の懲役又は50万円以下の罰金		

# うんてんしゃ しゅうへんしゃ たいさく すいしん 運転者の周辺者への対策の推進

#### いんしゅうんてんほうじょこうい たい ぱっそく せいび ■飲酒運転幇助行為に対する罰則の整備

		酒気を帯びている者で飲酒運転を行うおそれがある者に対し	
		車両を提供する	酒類を提供する
運転者	酒酔い運転	5年以下の懲役又は	3年以下の懲役又は
	の場合	100万円以下の罰金	50万円以下の罰金
本人が	酒気帯び	3年以下の懲役又は	2年以下の懲役又は
	運転の場合	50万円以下の罰金	30万円以下の罰金

車両の運転者が酒に酔った状態	車両の運転者が酒気を帯びて	
にあることを知りながら	いることを知りながら	
自己の運送の要求・依頼をしてその車両に同乗する		
3年以下の懲役又は	2年以下の懲役又は	
50万円以下の罰金	30万円以下の罰金	

## 3. **飲酒から運転までの**時間

#### いんしゅ すうじかん ご うんてん おお (1) **飲酒から数時間後の運転の多さ**

NPO法人アルコール薬物問題全国市民協会の分析によると、飲酒運転で

てきはつ 
 お酒を飲んだ後、数時間からひと晩たってから運転して

いる人が多いことがわかりました。例えば、お店で飲んだ後に6時間眠っ

てから運転したり、旅行先で飲酒し9時間後の翌朝に運転して摘発される
などです。

## (2) お酒が分解される速さ

翌日に運転する場合は、お酒の量を抑えなければいけません。お酒がたいない。ぶんかい体内で分解される速さは体重によって違います。普通、体重 1 キロにつき 1 時間でアルコールの 0.1 グラムが分解されるといわれています。例えば、体重が 60 kgだと、1 時間で 6 g のアルコールが分解されます。次に掲げる酒の量は、体重 60 kgの人が体内で分解するのに  $3\sim4$  時間かかる量です。ビール中びん 3 本のアルコールを飲んだ場合、体重 60 kgの人では 9 時間以上かかることになりますから注意が必要です。

たいじゅう ひと たいない ぶんかい じかん しかん **■ 体 重 60 kgの人が体内で分解するのに 3~4時間かかるアルコールの** 量



しゅってん ほうじん やくぶつもんだいぜんこく しみんきょうかい 出 典:NPO法人アルコール薬物問題全国市民協会ホームページ

### 4. アルコール依存症について

### (1)アルコール依存症とは

アルコール依存症とは、お酒を飲むことが強い習慣となり、自分の意志で飲酒をコントロールできなくなる病気です。アルコール依存症は回復がのうびょうきであり、早期に治療を受けるほど回復の可能性が高くなります。アルコール依存症の疑いがある場合は、専門の機関に相談しましょう。

## いぞんしょう しんだんきじゅん

#### しんだん 【診断ガイドライン】

アルコール依存症の診断基準は、次の項目のうち3つ以上が同時に存在 はまり とうじ そんざい アルコール依存症の診断基準は、次の項目のうち3つ以上が同時に存在 はまり しんだん する場合に、依存症と診断されます。

## (a) お酒を飲みたいという強い欲望や強迫感

たと 例えば、次のようなことです。

- ・仕事が終わるとすぐに飲みにいきたいと 考 える。
- \*家にはいつもお酒を用意しておかないと不安になる。
- ・他のことでは外出するのが面倒でも、お酒を手に入れるためなら積極的で出かける。

### (b) 飲酒を制御することが困難であること

たと 例えば、次のようなことです。

- ・今日はやめておこうと思っても飲んでしまう。
- ・「一杯だけ」と決めて飲み始めたはずなのに、結局は自分の決めた量以上 さけ の のお酒を飲んでしまう。
- ・翌日にお酒が強く残ってしまうほど飲む。
- しんたい いへん ・**身体に異変がおきるまで飲んでしまう**。
- ・医師から禁酒や節酒を指導されても、守ることができない。

#### 

- ・イライラして落ち着かない感じがする。
- \* 汗をかいたり微熱が出る。
- ・心臓の鼓動が速くなったり、足のつりや不眠症、手や指の震えなどが現れる。
- いぞんしょう しんこう ぱぁぃ ぜんしん ぉぉ ふる げんかく・アルコール依存症が進行している場合には、全身が大きく震えたり、幻覚

や妄想が起こることもある。

## (d) お酒の量が極端に増える

アルコール依存症の人は、長い間お酒を飲んでいると、それまでと同じ量では酔わなくなってしまうことがあります。そのため、だんだんと飲酒量が 増えていきます。普通は飲めないような大量のお酒を飲むことがあります。

(e) お酒のために、それにかわる楽しみや興味を次第に無視するようになり、お酒を飲んでいる時間や、その効果からの回復に要する時間が長くなる

たと 例えば、次のようなことです。

- \*お酒を飲むために、家族との時間や会話が減ってしまう。
- がいしゅっ ゅうせん ・外 出するときも、お酒を飲むことが優先される。
- ・お酒を飲む時間が長くなり、他のことに時間を使うことができなくなって しまう。
- \* 休日は二日酔いで寝ていることが多くなる。

# (f) 明らかな有害な結果があるにもかかわらずお酒を飲み続ける

ゅうがい けっか たと つぎ 有害な結果とは、例えば、次のようなことです。

- \*お酒を飲むことで、肝臓病や高血圧、糖尿病、心臓病など病気になる。
- \* **周りの人々から信頼を失う**。
- の あと くるま うんてん ほうりつ いはん こうどう・飲んだ後に 車 を運転することなどの法律に違反する行動をする。
- ・仕事などでトラブルが起きる (急に休む、遅刻する、人間関係の問題が 起きたりすること)。

### いぞんしょう しんこう (3)アルコール依存症の進行プロセス

アルコール依存症は、進行性の病気であり、段階的に悪化していきます。アルコール依存症の状態を示す診断基準に該当する項目が複数ある場合は、早めに

せんもん きかん ちりょう う
専門の機関で治療を受けることが重要です。



しゅってん ほうじん やくぶつもんだいぜんこく しみんきょうかい 出 典:NPO法人アルコール薬物問題全国市民協会ホームページ

## だい しょう せっ ぐう 第3章 接 遇

### 3. 1 接遇編の目的

タクシーは、電車やバスと違って乗り換えや階段を上り下りする必要がなく、 もくてきち 目的地までスムーズに移動できる交通手段です。また、個別にお客様を運ぶこ とができるのもタクシーの特徴です。お客様は、このような快適で便利な移動 手段を利用する代わりに、他の交通手段より高い運賃を支払います。このことを たれずに、運賃に見合ったサービスを提供して、おもてなしをしましょう。

また、高齢者や障害者、子供連れのお客様などには、特別な接遇が求められます。すべてのお客様が不快な思いをせずに気持ちよく利用してもらうためには、それぞれの人が必要とする接遇を学んで実践する必要があります。

ここでは、接遇の基本となる態度や言葉づかい、身だしなみ、車内の清掃や取り扱いに関する基礎的な知識を確認し、さらにタクシーの仕事中に起こりやすい問題についても確認します。また、障害のある人など特に接遇に気をつけるお客様に関することも学びます。最後に、苦情の例を考えることで、問題のある接遇とはどんなものかを考え、良い接遇の方法を身につけましょう。

#### 

### <sup>ことば</sup> 1. 言葉づかいや態度

タクシーは、個室の中で後ろ向きになって、お客様と接する特殊な仕事ですから、言葉づかいがとても大切です。いつも「謙虚」で「ていねい」な言葉づかいを心がけて、誠意を持って対応しましょう。

タクシー運転者の言葉づかいや態度で大切なことは、お客様に感謝の気持ちが伝わることです。笑顔で心のこもった対応をすると、必ず感謝の気持ちが伝わります。お客様が話しかけているのに返事をしなかったり、短い距離の乗車に不快な態度をとったりすると、クレームが出ることがあります。それは、お客様への感謝の気持ちを忘れてしまったからです。

\*\*くさま こうかん よ いんしょう あた たいど **くお客様に好感(良い印象)を与える態度>** 

- 〇初めて会う年上の人に対するような敬意を持つ気持ち。
- ○言葉ははっきりと簡潔に話し、返事は明るく。
- ○親しみや礼儀を忘れずに、笑顔で応対。



- o 「乗せてやっているんだ」という態度。
- Oできるだけ話したくないという態度。
- えがぉ 〇笑顔がなく、乱暴な言葉づかい。



## a、 服装、身だしなみ

服装や身だしなみから、運転者の人柄が判断されることもよくありますから、一目見 しんらい あんしん かん せいけっ ふくそう こころ ただけで信頼や安心を感じられるような、清潔できちんとした服装を 心 がけましょう。

#### うんてんしゃ こころ み 【運転者が 心 がける身だしなみ】

- 〇清潔なワイシャツとネクタイ、上着、靴を着 用すること
- で ○ひげを剃り、髪の手入れをすること
- ○臭いにも気をつけること
- 〇派手な化粧やマニキュアは避けること
- - のフケだらけで乱れた髪や伸びたひげ
  - 〇汚れたり、ほころびたりしている上着
- 〇サンダルやスリッパの使用
- こ。いる 〇濃い色のサングラスの使用
- 〇タバコの臭いがすること
- の まえ かがみ み み かくにん (※乗る前に 鏡 を見て身だしなみを確認しましょう)

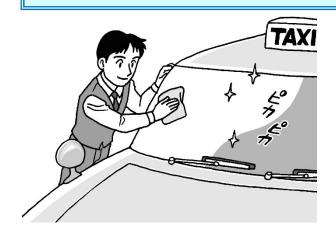


### 3. クルマの清掃

人はきれいなものが好きです。お客様は自分が乗るタクシーができるだけきれいであってほしいと思っています。お客様から信頼や安心を得るためには、タクシーをきれいに掃除することがとても大切です。そして、きれいなタクシーであるほど、お客様も汚さないように気をつけるでしょう。普段からタクシーの手入れをしていれば、お客様が気持ちよく乗ってくれるだけでなく、運転者自身もタクシーを大切に思えるようになります。

### ぱいそう 【タクシーの清掃チェックリスト】

- ロボディーの塗装部分は水アカをとり、ワックスでみがいて、ホコリを払う。
- ロマット・シートに泥や紙くずなどがついていないか確認しよう。
- ロリア(後ろの棚)やダッシュボードのホコリは取っておこう。
- <sup>かどうぶひん</sup> □可動部品はよく注油しておこう。



- 3.3 接遇に関する基礎知識
- 1. あいさつと乗車の手順
- (1)乗車時のあいさつと心がけ

## しょうしゃ じょうきょうかくにん だいいっぽ あいさつと 乗車時の状況 確認はサービスの第一歩

- ・乗る時に「ご乗 車ありがとうございます。○○タクシーの△△です」と

  \* \* \* 
  気持ちよくあいさつしましょう。
- ・停車したときからサービスが始まっているので、お客様の状況を確認します。そして、手荷物の状況によって、クルマを降りてドアの開け関めと荷物をトランクにお預かりするお手伝いをします。お客様に合わせて、ドアが動かないように押さえたり、事故が起こりそうになったときに備えて見守るなど、安全に乗車されるお手伝いをしましょう。

## (2) 行き先、コースの確認

### 「行き先」や「コース」の確認は、タクシーの仕事の基本

- ・お客様に「どちらまでですか?」と行き先を聞いて、「〇〇へ」と言われたら、「はい、かしこまりました〇〇ですね」と言い返しましょう。
- でい ぐち ふくすう ぱあい ・出入り口が複数ある場合は、「〇〇のどのあたりでしょうか?」と詳しい

場所を確認しましょう。

- ・そして、「どのコースを通りましょうか?」とコースを確認して言い返しましょう。
- \* 長い距離の場合は、コースをメモしておくと良いでしょう。



### うんちん (3) 運賃メーターの操作

うんちん 運賃メーターは、行き先、コースの確認後に「実車(賃走)」、目的地 に着いたらすぐに「支払」に

- ゆ きき かくにん あと うんちん でっしゃ ちんそう そうさ ・ 行き先とコースを確認した後に、運賃メーターを「実車(賃走)」に操作して、静かに発進します。
- \* 目的地に着いたらすぐに運賃メーターを「支払」に操作します。
- ・操作する時は注意して、押し間違えたり押し忘れたりしないようにしま しょう。

### しはらい てじゅん (4) 支払の手順

すんちん すた すた すん また すん また する また する また する また する また する また で ではなっ きゃくきま まく だ でお客様を送り出しましょう。

- \*・目的地に着いたら、「お待たせしました。運賃はOO円です」とお客様 - うんちん かくにん に運賃を確認してもらいます。



#### じょうしゃちゅう かいわ (5)乗車中の会話

- ・車内での会話は、「疲れていて話したくない」や「上機嫌でしゃべりたい」な
- ど、お客様の気持ちをくみとって、それに沿うようにします。
- ことば ひょうげん き き せいい も はな言葉づかいや表 現に気をつけて、誠意を持って話しましょう。
- ・プライバシーに配慮して、お客様の個人的

な話題などはしないようにしましょう。

\*お客様に好感を持ってもらえる言葉づかい

は、「簡潔」で「要領を得た」「ていねい」な ものです。

いいか天気ですね

いか 以下はタクシーの代表的なあいさつです。

# きゃくさま こうかん ょ いんしょう も ことば 【お客様から好感(良い印象)を持たれる言葉】

じょうしゃ じ く乗 車時>

- Oどちらまでお送りしますか?
- Oはい、かしこまりました。OOまでですね。

<降車時>

- 〇お待たせいたしました。
- Oありがとうございました。
- 〇お忘れ物はございませんか?
- 〇いってらっしゃいませ、お気をつけて。

## 2. メーターの扱い

せいとう りゆう

### (1)空車

「空車」を表示しているときは、運送の申し込みを断ることができま せん

- ・「空車」という表示は、お客様を運ぶのを受け入れることを意味します \*\*くさま もう こ きほんてき ことわ から、お客様が申し込んできたら、基本的に断ることはできません。
- \*・正当な理由がないのに申し込みを断ると、 ほうりつ いはん 法律に違反することになり、罰せられます。



#### げいしゃ (2)迎車

「迎車」を表示しているときは、運送の申し込みを 断 ることができます

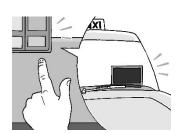
- ・「迎車」という表示は、お客様を迎えに行く途中であることを意味しま もう こ じゅん す。お客様を運ぶのは申し込み順なので、途中で別の申し込みは受け られません。
- いってい げいしゃりょうきん により一定の迎車料金がメーター されます。

## じっしゃ ちんそう (3) 実車(賃走)

じっしゃ ちんそう ひょうじ うんそう ひきう 「実車(賃走)」の表示は、運送を引受けているという意味

- \* お客様を運んでいるときに「実車(賃走)」と表示します。
- ・距離に応じて料金が計算されるため、出発するときにメーターを「実車(賃走)」に設定し、 もくてきち ていしゃ 目的地で停車したらすぐに「支払」に切り替えます。

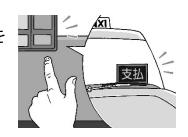
りょうきん けいさん



# (4) 支払

「支払」の表示は、運賃の収受をしているという意味

- ・「支払」という表示は、料金を受け取っていることを意味します。
- ・目的地に運び終えたら、すぐにメーターを 「支払」に切り替えます。

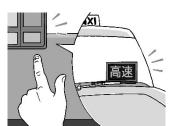


## (5) 高速

こうそく ひょうじ いっぱんどうろ ぶんきてん そうさ 「高速」の表示は、一般道路との分岐点で操作



※一般道路との分岐点とは高速道路の料金所ではなく、一般道路と高速道路の境界のことです。

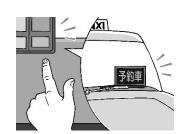


# (6) 予約車

「予約車」の表示は、待機する場合に使用

\*お客様の都合で待機する場合や、迎車のときでお客様を確認してから

ま ぱぁぃ ょゃくしゃ ひょうじ 待つ場合に「予約車」と表示します。



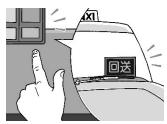
## (7)回送

「回送」を表示しているときは、申し込みを 断 らなければなりません

かいそう ひょうじ しょくじ きゅうけい ねんりょうほきゅう じょうむしゅうりょう・「回送」という表示は、食事や休憩、燃料補給、乗務終了などにより、

しゃこ くるま もど きゃくさま はこ 車庫へ車を戻すなど、お客様を運ぶことができ

ない場合に表示します。これ以外の場合には表示してはいけません。



3. ラジオ、エアコンの 扱 い

ラジオ・エアコンは、お客様の好みに応じて操作

- \*エアコンは、風が直接当たらないようにしたり、温度が快適かを確認します。
- ・閉め切ったままの車内は空気が汚れてしまうので、においがこもらないよう換気にも気をつけましょう。



### つりせん りょうしゅうしょう あつか 4. 釣銭、領 収 証の扱い

っりせん 釣銭は、トラブルや苦情の原因になりやすい

- ・お金を受け取ったら、「1,000円お預かりします」などと声に出して確認 します。
- っ じゅうぶん ょうい まちが わた ・お釣りは十分に用意して、間違いなくお渡しします。
- ・視覚障害者や高齢者 (特に夜間など) のお釣りは、お金の種類ごとに せんえん まい えん まい こうれいしゃ とく やかん つかりは、お金の種類ごとに 「千円が2枚、500円が1枚、10円が3枚」のように確認しながら手渡します。

### 5. ドアの 扱い

ドア開閉による事故に注意

- ・ドアを開けるときは、後ろから二輪車や自転車などが来ていないか確認 します。
- ・ドアを閉めるときは、手や足、衣服、持ち物などをはさんだりぶつけた りしないように確認します。
- ・特に、幼児や和服を着た女性が乗り降りするときは、身体や衣服を傷つけないように気を



# うんてんしゃ まいにち こころ 6. タクシー運転者の毎日の 心 がけチェックリスト

\*\*くさま き も お客 様に気持ちよくタクシーを利用してもらえるよう、タクシー運転者は次の でん まいにちこころ 点に毎日 心 がけましょう。

### しゅっこまえ こころ ① 出庫前の心がけ

- <sup>ゅか</sup> □明るく・元気に・さわやかなスタート
- せいけつ ふくそう み かくにん 口清潔な服装と身だしなみを確認
- 口車両はいつもきれいに清潔に保つ
- にちじょうてんけん かくじつ じっし 口日常点検の確実な実施
- うんてんしゃしょう ただ ひょうじ 口運転者 証 の正しい表示とタクシーカードの補充

## えいぎょうちゅう こころ営業中の心がけ

- あんぜんうんてん 口安全運転こそ最高のサービス みじか きょり きゃくさま たいせつ
  □ 短 い距離のお客 様も大切にする きゃくさまかんしゃ き も ことば せっと たいおう 口お客様感謝の気持ちで、言葉づかいなど節度ある対応をする しんたいしょうがいしゃ こうれいしゃ にんさんぷ びょうにん たい やさ たいおう 口身体障害者や高齢者、妊産婦や病人などに対する優しい対応 こうそくどう ろりょうきん ただ あつか ロメーターや高速道路料 金を正しく 扱う っただ きゅうけい **口定められた休憩をとる** もくてきち とうちゃく 目的地に到着したら ていしゃばしょ かくにん □停車場所の確認 口料金メーターの確認 せん ようい けいさんまちが □あらかじめ釣り銭の用意と計算間違いをしないこと ロドアの扱い(開閉事故に注意) わす もの ちゅういかんき かくにん 口忘れ物の注意喚起と確認 りょうしゅうしょう 口領 収 証をこころよく発行する
- ③ 乗務前の心がけ

ロ十分に休養をとり、健康管理に努める

## 3. 4 タクシー運転者として特に身につけておきたい知識

#### じょうしゃきょひ 1. 乗車拒否について

乗車拒否とは、「駐停車中やお客様を認めて停車や徐行をおこない、おきゃくきま みと でいしゃ じょこう まこない、おきゃくきま 体からタクシーに乗る申し込みを受けてから、正当な理由がなく、タクシーに乗せることを断る」、ことや「タクシーでお客様を運び始めてから正当な理由がなく、これを中断すること」をいいます。公共の輸送機関であるタクシーが、正当な理由もなく乗車拒否をすることは法律で禁止されており、乗車 たまる できまり はいとう りゅう きんし さいきょうしゃきょひ たまうしゃきょひ おと は まごか はいとう りゅう きんし さいしょうしゃきょひ たまうしゃきょ ひまることは ままり で禁止されており、乗車

まゃくさま ゆ さき みじか きょり お客 様の行き先が 短 い距離であったり、車 を Uターンさせるのが面倒だか りゅう きゃくさま せんべつ らという理由でお客 様を選別することはできません。

ただし、正当な理由がある場合は乗車を拒否することができますが、その

yゅう せつめい ぎ む
理由を説明する義務があります。

タクシー運転者が法律に 従ってお客様の乗車を拒否することができる はあい つぎ はあい 場合は、次のような場合です。

うんそう もう こ どうろうんそうほう にんか う うんそうやっかん (1)運送の申し込みが、道路運送法により認可を受けた運送約款によらないも のであるとき

れい **例**)

- にんかうんちんいがい うんちん ・認可運賃以外の運賃によるもの
- あんぜん はこ じょうむいん しじ したが 安全に運ぶための乗務員の指示に 従 わないもの
- (2) 運ぶために必要な設備が 車 にないとき

nい **例**)

- \* 車内やトランクに入らない荷物があるとき
- しゃない い うんてん ししょう
  ・ 車内に入れることはできても、それによって運転に支障があるようなとき
- じょうしゃていいん こ ・乗 車 定員を超えるとき



きゃくさま とくべつ ふたん もと (3) お客様に特別な負担を求められたとき

> <sub>れい</sub> 例)

- ょうそくどう ろ ・高速道路、フェリーなどの料 金の支払いをお客 様から強 制されたとき
- げんきん かいしゃ つか ゆうこう いがい しはら もと 現金や会社が使える有効なチケット以外の支払いを求められたとき
- \*遠く離れた場所へ運ぶことを求められたとき



うんそう ほうれい こうきょう (4) 運送が法令や公 共のルールなどに反する場合

> nい **例**)

- どうろこうつうほうじょう ていしゃきんし いっぽうつうこう いはん ・ 道路交通法 上 の停車禁止、一方通行などに違反するとき
- ・入庫、燃料補給、食事、休憩などのために回送を必要として、回送板 けいしゅっ を掲出しているとき
- ・その運送を引き受けることにより、定められた乗務時間または乗務距離 こと を越えることとなるとき
- うんそう もう こ さい ぼうこう いかく
  ・運送の申し込みに際し、暴行や威嚇などがあったとき
- とばくじょう ばいしゅんやど ふうぞく はん ばしょ あんない もと ・ 賭博 場 、売 春宿などの風俗に反する場所への案内を求められたとき

- (6) お客様が車内で法律や公共のルールに反する行動をするとき、タクシー うんてんしゃ 運転者は、それを止めたり必要な指示することができるが、お客様がこれに従わないとき。



ぶっぴん もちこみせいげん (7)物品の持込制限

> <sub>れい</sub> **例**)

> > \*お客様が法令による制限(数量、荷造方法)を超えた火薬類、揮発油、

ゅうどく はっせいぶっしつ きけんぶつるい けいこう 有毒ガス発生物質などの危険物類を携行しているとき

でいすい ふけつ ふくそう ひと た きゃくさま めいわく ひと (8) 泥酔や不潔な服装をした人であって、他のお客様の迷惑となる人

n() **何**)

- 。 \* 行き先をはっきり言えない人
- ・自分で歩くことがむずかしい人
- しゃない ょご ・**車内を汚すおそれがある人**
- \* 不潔な服装で車内をひどく汚すおそれがある人

- きゃくさま かいぞえにん じゅうびょうしゃ (9)お客様が介添人のいない重 病 者であるとき
- \*\*くさま ほうれい さだ かんせんしょう かんじゃ あら かんせんしょう しょけん ひと (10) お客様が法令で定められた感染症の患者や新たな感染症の所見のある人

<sub>ばあい</sub> の場合

### てにもっ も きゃくさま たいおう 2. 手荷物を持っているお客様への対応

ゴルフバッグやスーツケースなど、たくさんの荷物を持っているためタクシーを利用するお客様もいます。そのときは、お客様が荷物をトランクに入れるのを手伝ってあげましょう。お客様が荷物を運ぶのに苦労しているのを見て見ぬふりをしないようにしましょう。

ただし、タクシーに持ち込むことができないものもありますから、それについ りょかくじどうしゃうんそうじぎょううんゆきそくだい じょう ぶっぴん も こ せいげん ほうれいへん ては旅客自動車運送事業運輸規則第52条「物品の持ち込み制限」(法令編P29) を参照してください。



# 3. タクシーでの忘れ物の取り扱い

タクシー内の忘れ物を防ぐため、お客様が降りるときに「忘れ物はありませんか」と声をかけることが重要です。また、運転者自身も後部座席をよく確認して、忘れ物がないようにすることもサービスのひとつです。

### さんこう わす もの しょち **<参考>忘れ物の処置**

うんてんしゃ み ばあい (1) **運転者が見つけた場合** 

たれ物は、すぐに会社に持ち帰ります。

(2) お客様が見つけた場合

かなら、 預かり書(ものを受け取ったことを明らかにしておく書類)

わた きゃくさま じゅうしょ しめい れんらくさき きろく を渡して、お客様の住所や氏名、連絡先を記録します。会社に届ける前に忘れ物の持ち主がわかった場合は、すぐに会社に連絡してから処理します。

### \* り くわ ばあい たいおう 4. 地理に詳しくない場合の対応

タクシー運転者が地理に詳しくないと、お客様から苦情を受けることがあります。職業としてタクシーの仕事をするからには、地理の知識をしっかり身につけることが大切です。地理に詳しくなくても、地図で調べたり営業所に連絡して情報を得たり、お客様に教えてもらうなど、努力をしてお客様を目的地まで運ばなければなりません。ただし、「何もしないでお客様に聞けばいい」といういい加減な考えは、プロの運転者としては成り立ちません。

# 5. クレジットカードなど現金以外の支払いへの対応

現在はキャッシュレスの時代で、現金を持たずにクレジットカードや電子マネーで支払う人が増えました。タクシーでもクレジットカードやタクシーチケットを使える会社もあります。取扱い可能な決済方法と取扱い要領が定められていますので、正確に取り扱えるようにしましょう。

## 6. お客様が眠ったときの対応

まゃくさま とちゅう ねむ お客様が途中で眠ってしまうこともありますので、タクシーに乗るときに もくてきち 目的地やコースなどを確認を忘れずにおこないましょう。

- ・特に遠い距離を運ぶ酔ったお客様が目的地に近づいてもまだ眠っている はし こうばん けいさっしょ じ ご しょち ねが 場合は、むやみに走らず交番や警察署に事後処置をお願いしましょう。
- \*眠っているお客様を起こすときは、「財布がなくなった」などのトラブルになるから、からだに触れてはいけません。



## プログラス また またい またいまう フロップ フェックルマに弱いお客様への対応

- ・お客様の気分が悪くなって吐きそうになった場合は、安全な場所に停車して、お客様が外に出て回復するのを待ちます。エチケット袋を用意しておくこともひとつの方法です。
- せいて車内を汚されても、文句を言ったり掃除代などの不当な請求をする ことはできません。

### 8. お客様とのトラブルの処理

トラブルの原因が、タクシー運転者の「荒れた行動」「運転」「言葉づかい」にある場合があります。自分からトラブルの原因をつくらないようにしますが、もしもトラブルとなってしまったら、「無用の議論を避け」「寛大」「冷静」に、「誠意を持って」対応しましょう。

がいけつこんなん まも けいさつかん だいさんしゃ ちゅうさい たの かいけつ 解決困難と思われたときは、警察官などの第三者に仲裁を頼んで解決にあたりましょう。

## 9. お客様から無理を言われたとき

# 10. 急病人の取り扱い

\*\*くきま たいおう しんちょう たいしょう はんだん たいしょ お客様への対応は慎重におこない、状況を適切に判断して、すばやく対処 ひつょう で てん き する必要があり、次の点に気をつけましょう。

- ほごしゃ かいぞえにん どうじょう・ 保護者や介添人に同 乗してもらう。
- ひつよう おう じょうこう てだす ・ 必要に応じて乗降のときに、手助けをする。
- びょうにん じょうたい そうこう ・病 人 の 状 態 により、走行スピードをコントロールする。

うんそうちゅう きゃくさま たいちょう とつぜんわる ばあい たいおう ※運送中にお客様の体調が突然悪くなった場合の対応は、「7.クルマに弱い きゃくさま たいおう せつぐう お客様への対応(接遇P194)」を参照してください。

#### うんそう ことわ こころえ 11. 運送を断らないための心得

「空車」表示で走っているときは、お客様を運ぶことを引き受けることを意味しています。お客様から運送の申し込みがあったときに、首をかしげたり嫌な顔をすると、運送の引受けを拒否したのではないかと誤解されます。

#### とちゅう こうしゃ もと ひつよう ばぁぃ 12.途中で降車を求める必要がある場合

## 13. 故障したときの対応

## 14. 事故が起きた場合の対応

お客様の乗車中に事故が起きたら、まずお客様がケガをしていないか確認し、ケガがなければ代わりのタクシーを手配して運送を続けます。そのときには、後で 「なったり、事故の重要な証人になってもらうこともあるので、氏名や なるときまするく 連絡先を記録しておきましょう。((交通事故の場合の措置(安全P143)参照)

## ゆうりょうどうる つか ぱあい 15. 有料道路を使う場合

## 16. Uターン禁止などの場所の対応

お客様に指示された走行経路が、Uターンや右折・左折禁止など交通ルールに違反する場合は、事情をよく説明して適切な場所でUターンや迂回することを了解してもらってから進行しましょう。

#### こうさてん ちゅうていしゃきんし ばあい 17.交差点などの駐停車禁止の場合

交差点や横断歩道など、道路交通法で駐停車禁止になっている場所では、おきゃくきま なら なめられた乗車や降車であっても法令に違反することになります。
このような場合は、事情をよく説明して駐停車禁止以外の安全な場所で乗り降りするようにします。十分に事情を説明しないでお断りすると、接客業として適切さを欠くだけでなく、乗車拒否を問われる場合もあります。

## 18. 酔ったお客様の場合

正当に乗車を拒否できるほどお客様が酔っているかどうかを正確に判断するのはむずかしいことです。ひどく酔っていても「自分は酔っていない」と主張して争いになることもあります。運送の引受や継続がむずかしい場合は、
警察官などの第三者の立ち会いのもとで降車を求めます。

## 19. 営業区域の対応

党業区域の中か外かを判断するのはむずかしい場所もあります。地図などを つか まちが 使って間違いのないようにしましょう。営業区域外まで運送した場合は、お きゃくさま お あと えいぎょうくいきない もど 客様が降りた後はすぐに営業区域内に戻りましょう。

- 20. 犯罪防止に向けて
- うんこうまえ ぼうはんとう むせんき てんけん (1)**運行前に「防犯灯」「無線機」なども点検します**。
- きゃくさま ふしん こうどう み ぱあい (2)お客様が不審な行動を見せた場合は
  - ① 防犯灯を点灯して周りに知らせる
  - ません きちきょく あいことば れんらく **無線で基地局に合言葉などにより連絡する**
- ちょうはつてき げんどう さ じんめい だいいち れいせい たいしょ (3) 挑発的な言動は避けて、「人命を第一」に冷静に対処しましょう。

## 2 1. カーナビゲーションの活用

最近はカーナビゲーション (カーナビ) があるタクシーが増えています。カーナビは、道に詳しくない場所に行くときや渋滞情報を知りたいときなどに役立つ機器です。使い方によってはお客様へのサービス向上に効果がありますが、使い方を間違えると苦情につながることもあります。

例えば、お客様から指示された道を無視してカーナビに従い、お客様の いけん き かない運転者がいます。結果として運賃が高くなってしまうこともありますが、それは「カーナビが示した道が必ずしも最短で最良ではない」ということです。カーナビはお客様が道を選ぶときの判断材料のひとつであり、 <sup>3んてんしゃ</sup> 運転者からのアドバイスの一手段であると理解しましょう。

また、カーナビに頼りすぎると地理を覚えなくなってしまいます。 車に備え付けられた 地図と併用するなど、地理の ないま を高める努力をしましょう。



### 3. 5 バリアフリー対応

こうれいしゃ しょうがいしゃ しゃかいさんか 1. 高齢者や障害者などの社会参加とタクシー

行動が制限されやすい高齢者や障害者にとって、アロからアロまで移動可能なタクシーは頼りになる交通手段であり、タクシーなしには日常生活が成り立たない人もたくさんいることでしょう。また日常の通院や買い物のみならず、ビキャルをかかのためにタクシーを利用する機会も増えています。今後高齢化がさらに進行し、また障害者の社会参加も進む中、タクシーが果たす役割はますます大きくなると見込まれています。

法律の面からは、2006年12月に「バリアフリー新法(高齢者、障害者等の移動とう えんかっか そくしん かん ほうりっ しこう 等の円滑化の促進に関する法律)」が施行され、タクシーも一定の義務を負うことになりました。

- ①タクシー会社は、福祉タクシーを使うときは、特定の基準に合う 車 を使わないといけません。

ますれいしゃ しょうがいしゃ りょう じゅうよう こうきょうこうつうきかん い ち タクシーは、高齢者や障害者が利用できる重要な公共交通機関として位置 でけられています。ユニバーサルデザインタクシーの導入も進んでいますが、

実際にお客様として高齢者や障害者とかかわるタクシー運転者に、偏見や きべっ こかい りかいぶそく をもんだい 差別、誤解、理解不足などの問題があれば、それを解消しなくては本当の意味での社会参加にはなりません。すべての人が快適に安心して乗れるタクシーと して信頼を得られるよう心がけましょう。

## こうれいしゃ しょうがいしゃ とくせい あんぜん うんそう 2. 高齢者や障害者の特性と安全な運送

## こうれいしゃ しょうがいしゃ とくせい(1) 高齢者や障害者の特性

高齢になると、体力・視力・聴力が低下したり、体がスムーズに動かなくなったり、物事を認識・判断するのに時間がかかるようになります。また、障害にはさまざまな種類があり、車イスや杖などを使用している肢体不自由や、白い杖や盲導犬を携えている視覚障害のように外見からわかりやすい障害もあれば、内部障害、言語障害、知的障害、精神障害など、わかりにくい障害もあります。

タクシーのお客様には、乗車申し込みの合図や、乗車時、降車時、行き先の伝達に時間がかかったり、介助が必要な人がいます。車内の温度や走行スピーでいしゃばしょ
ド、停車場所などについても、特別な配慮が必要な場合があります。

- あんぜん うんそう (2)安全な運送
- じょうしゃちゅう ちゅういじこう
  ① 乗車中の注意事項
  - ・お客様を安全かつ速やかに目的地まで運ぶことがタクシーの使命です。特 こうれいしゃ しょうがいしゃ そうこうちゅう ふあんかん きょうふかん あた うんてんそう さ に高齢者や障害者には、走行中に不安感や恐怖感を与えない運転操作が ひつよう うんてんちゅう つぎ てん さいしん ちゅうい はら 必要です。運転中は次のような点に細心の注意を払いましょう。
  - □ 高齢者や障害者の人が乗車中の注意事項
     □ 発進、停止、右左折の際は、事前にひと声かけ静かに行う
     □ ブレーキ操作は慎重に、急ブレーキはできるかぎり避ける
     □ スピードは控えめに、右左折は特にスピードを落とす
- しゃないかんきょう 車内環境

てきせつ くうちょう せき あんていかん かくにん 適切な空調と席の安定感の確認

- ・脊髄損傷をした人など、体温をうまく調節できない人もいます。車の中 の温度が低いと体温が下がり、暑いと上がるので、夏は冷房のかけすぎに をはいるは暖房を入れるなど適切な空調を心がけましょう。
- \* 体 の安定や皮膚へのダメージの防止に、座席に座る際にクッションなどを じきん ばぁい 持参する場合があります。
- \* シートベルトの 着 用 を確認します。

- (3) 乗車時・降車時の対応
- あいず まう合図に応じる

こうれいしゃ しょうがいしゃ じょうしゃもう こ せっきょくてき おう 高齢者や障害者からの乗車申し込みに、積極的に応じる

- こうれいしゃ しょうがいしゃ じょうしゃ もう こ せっきょくてき おう 高齢者や障害者から乗車の申し込みがあったら、積極的に応じましょう。
- じょうしゃ
   こうしゃ

   ま車・降車

の ま じかん 乗り降りに時間がかかっても、あわてさせず、安全第一に

- ・乗り降りに時間がかかっても、「イライラした態度」や「せかせる言動」は

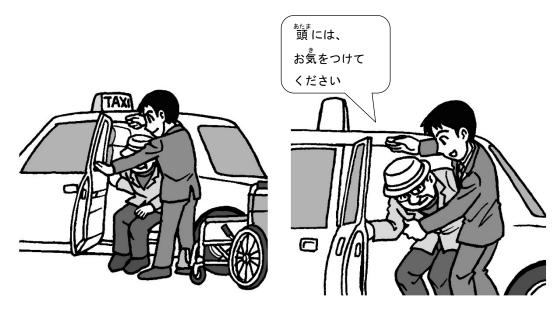
  あんぜんかくじっ じょうしゃ
  しないで、あわてさせず、安全確実に乗車してもらいましょう。
- ・ドアの開閉は、必 ずひと声かけて安全を十分に確認したうえで 慎 重におこないましょう。



### (3) 介助

じょうしゃ こうしゃ さい かいじょ しんみ たいど こえ 乗 車・降車の際の介助は、親身な態度でひと声かけて

- ・乗り降りの際に介助が必要な場合もあります。「何かお手伝いすることはあります。」と声をかけ、お客様が必要とするお手伝いをお客様の指示を受けておこないます。
- ・クルマを降りて、ドア開閉や乗車を手助けをしたり、手荷物をトランクに あず お預かりするなどします。
- \* お客様が頭や体を車にぶつけないように気を配りましょう。



### 4 ゆ さき 4 行き先・コースの確認

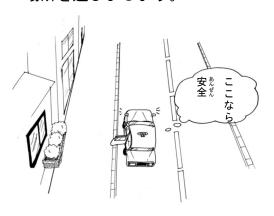
っ ce たいない ていねい たいない たいない たいない たっとした会話で

- ・視覚や聴 覚が不自由な人は、コミュニケーションがうまくいかない場合も ゅ きき かくにん しんちょう ていねい あります。行き先・コースの確認は、慎重かつ丁寧におこないましょう。
- ・聴き取れないときに、わかったようによそおったり、ハッキリしない態度をとると、思わぬ誤解を生じます。聞き直すことは失礼なことではありません。
- ・筆談やジェスチャーなど、会話以外の手段を用いるのもよいでしょう。
- ・わざと遠回りするようなことがないよう、コースの設定は適正に 行ってください。

#### 5 **降車地の確認**

もくてきち はや こえ ていしゃばしょ じゅうぶん 目的地へは早めの声かけ、停車場所は十分なスペースをとって

- でいしゃばしょ あんぜん さいゆうせん かんが じゅうぶん かくほ ・ 停車場所は、安全を最優先に 考 えたうえで 十 分なスペースが確保できる 場所を選びましょう。



3. 介助を必要とする高齢者や障害者などとの接し方

安全で快適なタクシーと言われるためには、運転者はお客様の障害の じょうきょう あ せっきゃく せっぐう かいじょ きほんてき ちしき こころがま み 状況に合わせて、接客・接遇・介助についての基本的な知識と心構えを身に つけておくことが大切です。

せつぐう かいじょ きほんてき こころがま つぎ てん かんが 接遇と介助の基本的な心 構えには次のような点が 考えられます。

- かいじょしゃ ばあい きゃくさまほんにん かいわ (1) 介助者がいる場合でも、お客様本人と会話します。
- きゃくきま うんてんしゃ なに もと なに ひつよう かくにん (3)お客様が運転者に何を求めているか、何を必要としているかを確認します。

- ※障害の程度は人によりさまざまです。勝手な思い込みや判断をしない ようにしましょう。
- (4) お客様ができることはご自身で行動してもらい、必要な部分だけを介助します。
- \*\* (5) お客様のプライベートなことは聞かない。
  - ※病名や私的なことを聞かれると、不快な気持ちになることが多いので気 をつけましょう。

- - とぶん こんなん はんだん ていねい じじょう せつめい りかい りかい と自分では困難だと判断したら、丁寧に事情を説明して理解してもらう ようにしましょう。
- - かんかくきのう
     しりょく
     ちょうりょく
     しょっかく
     しゅうかく
     ていか

     ①
     感覚機能(視力・聴力・触覚・臭覚)の低下
  - **② 運動機能、平衡感覚の低下**
  - ③ 排泄機能の低下

とがあります。

- (4) 骨、関節機能、筋力の低下
- 5 **認知機能の低下**

こうれいしゃ しょうがいしゃ そうてい まも とくせい せつぐうかいじょ 4. 高齢者や障害者などについて想定される主な特性と接遇介助

高齢者や障害を持っている人に対する対応は、それぞれの障害を縦割りにといる。 
しょうがい たてわ 
たいおう 
高齢者や障害を持っている人に対する対応は、それぞれの障害を縦割りにとらえるのではなく、一人ごとに、移動の際に必要となる配慮を総合的に判断します。

「何かお手伝いすることはありますか?」と声をかけ、必要とする介助をお きゃくさま し じ 客様の指示のもとでおこないます。

### (1)高齢者

#### <sup>おも</sup>とくせい **主な特性**:

- しりょくていか ちょうりょくていか きんりょくていか しんたいきのう ていか ほこう ふあんてい 視力低下・ 聴力 低下・筋力 低下など身体機能の低下・歩行が不安定
- たんさ いどう こんなん じょうほう にんち・段差の移動が困難・情報の認知やコミュニケーションの困難

#### せつぐうかいじょ 接遇介助:

- あしもと かくにん てんとう ちゅうい ・足元を確認して転倒に注意します
- ・ゆっくり、はっきりと話します
- \*お客様のペースに合わせ注意して見守ります

### にんちしょうしゃ (2)**認知症者**

#### <sup>おも</sup>とくせい **主な特性**:

- びょうてき ものわす ・病的な物忘れ
- はいかい こうげきてきこうどう もうそう げんし しゃこうせい ・ 徘徊、攻撃的行動、妄想、幻視、社交性のなさ

ほこうしょうがい ・**歩行障害** 

#### せつぐうかいじょ 接遇介助:

- \* 話 を否定しない
- \* 説得よりも納得
- はいかい ばぁい けいさつ れんらく ・ 徘徊の場合は警察に連絡します
- したいふじゅうしゃ くるま しょうしゃ (3) 肢体不自由者 (車イス使用者)

#### <sup>おも とくせい</sup> 主な特性:

- ・車 イスを使用
- たんさ しょうこう ふかのう いどう いってい ひつよう ・ 段差の昇降が不可能・移動に一定のスペースが必要

#### せつぐうかいじょ **接遇介助**:

- じょうしゃこうしゃ ばしょ 〈るま と ・乗車降車しやすい場所に車を止めます
- \* どこに注意を払って介助するかお客様と相談します
- \* お客様のペースに合わせた対応をします
- したいふじゅうしゃ くるま しょう ひと (4) 肢体不自由者 (車 イスを使用しない人)

### 主な特性:

- っえ ぎそく ぎしゅ じんこうかんせつ しょう ・ 杖、義足、義手、人工関節などを使用している
- かいだん だんさ いどう なが きょり れんぞくほこう りつい こんなん・ 階段や段差の移動や、長い距離の連続歩行、立位が困難

じょうししょうがい て そうさ さぎょう こんなん・上肢障害では手による操作や作業が困難

#### せつぐうかいじょ **接遇介助**:

- じょうしゃこうしゃ
   ばしょ くるま と

   ・乗車降車しやすい場所に車を止めます
- \* どこに注意を払って介助するかお客様と相談します
- \* お客様のペースに合わせて対応します
- しかくしょうがいしゃ (5) 視覚障害者

### <sub>おも</sub>とくせい 主な特性:

- ・盲、弱視など見え方はいろいろであり、外見からは気付かない場合がある
- しかく じょうほうしゅうしゅう こんなん ふかのう 視覚による情報 収集が困難または不可能である
- も じじょうほう はあく こんなん • 文字情報の把握が困難である

### せつぐうかいじょ 接遇介助:

- じこしょうかい ・自己紹介してから声をかけます
- だんさ うんちん こうつうじょうきょう じょうほう ことば った 段差や運賃、交通 状 況 などの情報を言葉で伝えます
- ・屋根やドア、シートの位置はさわって確認してもらいます
- ちょうかくげんごしょうがいしゃ (6) 聴覚言語障害者

#### <sup>おも</sup>とくせい **主な特性**:

・聾 (耳の聞こえないこと)、難 聴で聞こえ方の差が大きく、外見から気付きにくい

- \*音声による情報収集が困難または不可能である
- \* 発話障害がある場合は伝えることが難しい

## せつぐうかいじょ 接遇介助:

- ゅ te かくにん ひつだん つか まちが st ・行き先コースの確認に筆談を使うと間違えを防げます
- \* 補聴器を使用している場合はマイクに向かって話します
- ・運賃は運賃メーターを示して確認します
- ないぶしょうがいしゃ (7) 内部障害者

#### <sup>おも</sup>とくせい **主な特性**:

- \* **外観からは気付きにくい**
- しんたいてき もんだい も しゅうい りゅい ・ 身体的な問題を持ちながら、周囲に理解されにくい

### せつぐうかいじょ 接遇介助:

- \* 酸素ボンベなど、むやみに機器類には触らない
- たいちょう へんか き くば ・ 体 調 の変化に気を配ります
- ちてきしょうがいしゃ (8) 知的障害者

#### <sup>おも</sup>とくせい **主な特性**:

- しょうこうぐん じへいしょう ・ダウン症 候 群、自閉症など
- ・コミュニケーションや感情のコントロールが困難な場合がある
- じょうほうりょう おお こんらん ・情報量が多いと混乱する

### せつぐうかいじょ 接遇介助:

- \* 敬意を持って穏やかに笑顔で接します
- \*\*\* できった ことば また また またいあう \*\* 優しい言葉づかいで穏やかに対応します
- ・ひとりごとは聞き流します
- せいしんしょうがいしゃ (9) 精神障害者

#### <sup>おも</sup>とくせい 主な特性:

- びょう しんけいしょう しょうがい とうごうしっちょうしょう・そううつ病、神経症、ストレス障害、統合失調症など
- ・ストレスに弱く疲れやすい
- \* 新 しいことに対して 緊 張 や不安がある
- こんざつ みっぺい じょうきょう きょくど きんちょう ふぁん かん ・ 混雑や密閉された 状 況 に極度の緊 張 や不安を感じる

### せつぐうかいじょ 接遇介助:

- じんかく そんちょう ふつう せっ ・人格を尊 重 しながら普通に接します
- \* 不安を取り除くには、ゆっくり、簡単、明 瞭に話します

## (10) 発達障害者

## まも とくせい 主な特性:

- こうはんせいはったつしょうがい じへいしょう・広汎性発達障害(自閉症)など
- たにん たいじんかんけい こうちく こんなん・他人との対人関係の構築が困難
- とくてい きょうみ かんしん つよ ・特定の興味や関心に強いこだわりがある

### せつぐうかいじょ 接遇介助:

- じんかく そんちょう ふつう せっ
  ・ 人格を尊 重 しながら普通に接します
- <sup>にがて ひと</sup>
  ・話しかけられるのが苦手な人もいます

# (11) 神経難病

### <sub>おも とくせい</sub> 主な特性:

- きんいしゅくせいそくさくこうかしょう しんこうせいきん
  ・ 筋萎縮性側索硬化症・進行性筋ジストロフィー・パーキンソン 病 など
- しんこうせい しょうがい びょうき げんいん ちりょうほう **進行性に障害される病気で原因や治療法がわからない**

### せつぐうかいじょ 接遇介助:

- \* お客様や介助者から注意点を聞きます
- したいふじゅうしゃ るいじ かいじょ おお **・ 肢体不自由者に類似した介助が多い**

#### (12) てんかん

### <sub>おも</sub>とくせい **主な特性**:

- ほっさ く かえ のう びょうき ・発作を繰り返す脳の病気
- ・発作の種類はさまざまある

## せつぐうかいじょ 接遇介助:

- ・倒れたときにケガをしないようにします

- 5. 車 イスの取 扱い方法
- (1) 車 イスの取 扱い方法

(るま しゅるい て うご しゅどうしきくるま じそうがた 車 イスにはいろいろな種類があります。手で動かす手動式 車 イス(自走型、かいじょがた でんき うご でんどうしきくるま 介助型) や電気で動かす電動式 車 イスがあります。

- (2) 車イスを操作する際の注意点
  - (るま こうぞう じょうたい かくにん あま 1 車 イスの構造や状態を確認します。(ブレーキが甘いなど)
  - ② 車 イスに正しく乗っていることを確認します。
  - ③ 車イスを急に動かさないこと。動かすときには「動かします」と声をかけます。 車イスを利用されている人には、自分では動けないという 気持ちや恐怖心があるので、その気持ちを理解してください。

  - ⑤ 介助を必要とする人が 車 イスからタクシーに移乗するときは、重 心の いどう を動が 伴 うのでバランスを崩して事故につながることがあります。 しょうがい ていど 障害の程度にもよりますが、細心の注意を払うことが必要です。
  - \*\*介護者のいない 車 イスのお客 様のタクシーへの乗せ方、降ろし方は(接遇 P224) を参考にしてください。

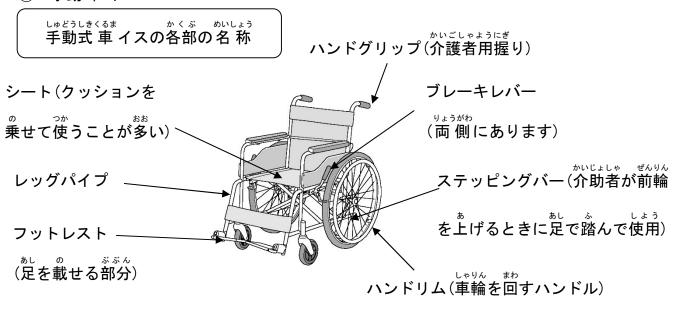
## (3) 車 イスをトランクに収 納する

お客様がタクシーに乗車したら、車イスをトランクに収納します。またもくてきたとうちゃく目的地に到着したときは車イスをトランクから取り出します。その際の取扱いは丁寧におこないましょう。(車イスは利用されている人にとって大切なものです。また高価な輸入車イスを使用されている人もいます。)

なおトランクに収納することができない車イス (折りたたみできない電動車イスなど) の場合は、運送の引受けを断ることができます。トランクに収納できないことを丁寧に説明して、理解してもらいましょう。

# (4) 車イスの名称と扱い方について

しゅどうくるま ① 手動 車 イス



### <sup>きほんてき くるま あつか かた</sup> 基本的な 車 イスの 扱 い方

<sup>くるま</sup> ひろ 車 イスを広げるには



① 両側にあるブレーキをかけ、アームレストを持って少し外側に開きます。



② 手のひらで押してシートの両側を押し広げます。



### <sup>くるま</sup> 車イスを折りたたむには



りょうがわ面側にあるブレーキをかけ、フットレストを上げます。



② シートの中央を持ち上げます(上に引き上げれば、イスは閉じます)



③ 完全に折りたたみます。

「しゅどうくるま じゅうりょう ぜんご しんそざい けいりょうか すす 手動 車 イスの 重 量 はおよそ 15kg前後ですが、新素材で軽量化が進んでいます。 スポーツタイプはおよそ 10kg です。

#### 、aま 車 イスをトランクに入れる



① 車イスが広がらないように持ち上げます。

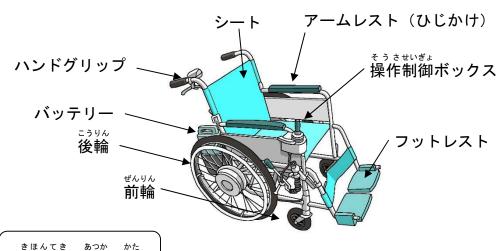




③ トランクに入れたら、ゴムでトランクを固定します。

## 

かんいがたでんどうくるま かくぶ めいしょう 簡易型電動 車 イスの各部の名 称



基本的な扱い方

でんどうくるま 電動 車 イスのうち、セダン型タクシーに乗せることができるのは、簡易型

でんどうくるま 電動 車 イス (たたむことができる) のみです。簡易型ではない (たたむこと

でんどうくるま うできない) 電動 声 ノフけ・コーバ・サリ デザノンカクシ ・ めけつカーのき

ができない) 電動 車 イスは、ユニバーサルデザインタクシーやリフターつき

<u>の福祉車両でないと対応できません。</u>たたむことができない電動車イスの

きゃくさま たい じじょう ていねい せつめい お客様に対しては、事情を丁寧に説明しましょう。

要領で行います。機種によって特別なたたみ方がある場合は、お客様によ

く聞きましょう。

また 重 量 が重いものもあるため、トランクに入れる際には十 分に注意しましょう。

でんどうくるま じゅうりょう ぜんご 電動 車 イスの 重 量 はおよそ 35kg~60kg前後ですが (バッテリーを含む)、

this to this to the state of the state of

- じょうこう あんぜん ばしょ えら (1)乗降にあたっては、安全な場所を選びます。
- \*\*くさま かいじょ ひつよう さいしょ かくにん (2) お客様が介助を必要としているのかどうかを、最初に確認します。

- (5) その他要望があれば、あらかじめ聞いておきます。
- \*\*くさま くるま の うっ つぎ てん ちゅうい (6) お客様が車イスからタクシーに乗り移るときは、次の点に注意します。
- ① ドアをなるべく大きく開きます。
- じょうきょう じょしゅせき まえ うご せ まえ たお ひろ ② 状況により助手席を前に動かして、背もたれを前に倒して広くします。
- ③ 車イスを、乗車するドアのやや後ろにななめになるよう移動してブレーキをかけます。(片麻痺の場合は、手足の動く側がドアに近い側となるようにします)
- ④ お客様の足をフットプレートから降ろし、立ち上がりやすいように浅くこしかけなおしてから、頭をぶつけないように気をつけてタクシーに乗り移ってもらいます。介助が必要な場合は、身体のどの部分をどう持つかなどを最初に確認します。(腰の部分を支えると移動しやすい)
- ⑤ バランスを崩したときに備えて、身体を支えられるように準備しておきます。

- ⑥ 必要に応じて足を車内に誘導します。(下肢に麻痺がある場合は、足を最後に入れます)
- す イスをトランクに収納します。車イスについている荷物やクッショ
   \*\*\*くさま かくにん なせき うつンなどは、お客様に確認してから座席に移します。
- こうしゃ じょうしゃ じ おな ょうりょう くるま ひろ ※降車時は乗車時と同じ要領で、車イスを広げてブレーキをかけ、降車ドア ちか お いじょう 近くに置いて移乗してもらいます。

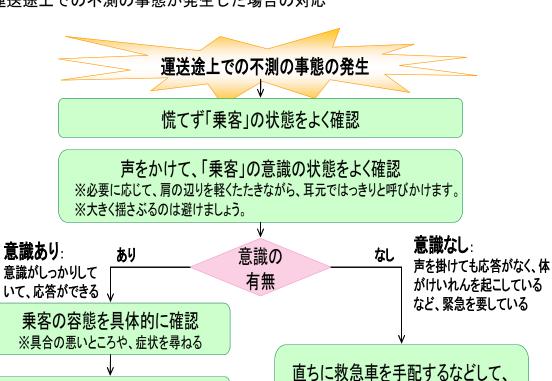


## 7. お客様の体調が変わったときの対応

もくてきち む とちゅう しゃない とつぜん きゃくさま ぐあい わる よそう 目的地に向かう途中、車内で突然お客様の具合が悪くなるなどの予想してい

ないことが起きることもあります。その場合の対処方法を事前に 考 えておきましょう。

うんそうとじょう ふそく じたい はっせい ばあい たいおう 運送途上での不測の事態が発生した場合の対応



該病院へ、なければ最寄りの医療 機関へ移送。

かかりつけ医療機関があれば当

医療機関への移送の要望

あり

発生事態に関連した記録について日報への記載、終業点呼時に報告

速やかに医療機関へ移送

※関係者から事情聴取があれば、状況を詳しく説明

- しょうがいしゃわりびき 8. 障害者割引について
  - ・「身体障害者手帳」や「療育手帳」(「精神障害者保健福祉手帳」は事業者 が認可を受けている場合のみ)を持っている人が手帳を見せると、運賃が 1 わりびき 割引になります。

1. 割引制度	しんたいしょうがいしゃふく しほう もと しんたいしょうがいしゃてちょう 身体障害者福祉法に基づく「身体障害者手帳」または
できょうはんいの適用範囲	とどうふけんち じ せいれいしていと し しちょう はっこう 都道府県知事(政令指定都市にあっては市長)の発行する
	ちてきしょうがいしゃ りょういくてちょう じぎょうしゃ にんか う 「知的障害者の療育手帳」(事業者が認可を受けている
	ぱぁぃ せいしんしょうがいしゃほけんふくしてちょう こうふ う 場合のみ「精神障害者保健福祉手帳」)の交付を受けている
	ひと 人が、タクシーを利用した場合、その手帳を見せて運賃の
	ਸ਼ਮੁਧਰ ਚੰਹ ਟ ばਲ ਪ かぎ てきょう 割引を申し込んだ場合に限り適用することになっています。
	てちょう こうふ う ひと てちょう み ばぁぃ なお、手帳の交付を受けている人が手帳を見せない場合は、
	わりびきたいしょう 割引対象にはなりません。
2. 割引対象	わりびきたいしょう うんちん しょうがいしゃほんにん じょうしゃ くかん げいしゃ 割引対象となる運賃は、障害者本人が乗車した区間(迎車
<sup>うんちん</sup> <b>運賃</b>	かいそうくかん ふく うんちん 回送区間を含む)の運賃です。

き ひょうじがく うんちん そうがく 運賃メーター器表示額(運賃の総額)から1割引をします。 3. 割引率 えんみまん はすうきりす (10円未満の端数切捨て) わりびき ご きんがく メーターの表示額×0.9=割引後の金額(10円未満切り捨て) #N えん う と きんがく えん う し きんがく えん [例] 660円×0.9=594円 (受け取る金額は590円) わりびきほうほう うんちん しはらい じ き ひょうじがく 運賃の支払時における運賃メーター器表示額から算出する 4. 割引方法 こととなります。 てちょう ていじ わりびきてつづき 5. 割引手続 手帳の提示のみ わりびき たいしょう しょうがいしゃ うんちん 割引の対象となる運賃は、障害者が乗車した区間の運賃 介護 6 しょうがいしゃほんにん こうしゃ あと どうじょうしゃ けいぞく です。障害者本人が降車した後も、同乗者のみが継続して どうはんしゃ けいぞく 同伴者の継続 じょうしゃ ぱぁい しょうがいしゃほんにん じょうしゃ くかん うんちん 乗車していく場合、障害者本人が乗車した区間の運賃メ じょうしゃ 乗車につい て き ひょうじがく さんしゅつ わりびきがく どうじょうしゃ かくにん 一ター器表示額から 算 出 した割引額を同 乗者に確認して もらい、運転日報にも記録しておきます。 けいぞく どうじょうしゃ はこ もくてきち っ うんちん き 継続して同乗者を運び、目的地に着いたら、運賃メーター器 きろく わりびきがく 表示額から記録しておいた割引額を差し引いて精算してく ださい。 ■運送の例: 自宅 施設 スーパー 障害者 障害者本人が同乗していない のみ下車 割引なし 障害者本人が同乗している <u>割引なし</u> <u>割引あり</u> しょうがいしゃ しせつ おく この区間は、割引がない 自宅から障害者を施設に送り、 自宅から施設までの運賃 自宅から施設を経由して 1,000円 スーパーまでの運賃2,000円 障害者割引により 運賃900円(-100円) 介護者はスーパーに買い物に行く 運賃1,900円(-100円) ケース

- た はいりょ ひつよう きゃくさま たいおう 9. その他の配慮が必要なお客様への対応
- (1) 妊婦への対応

  - そうこうちゅう
     ゆ
     き
     うんてん

     ・走行中も揺れなどに気をつけて運転しましょう。
- (2) 幼児・児童への対応
  - ・落ち着いて座っていない子供は、運転者にとって心配で、ときには危険を感じることもあります。また、靴の汚れや飲み物をこぼして、座席を汚すこともあります。そんなときに大声で注意しても効果はありません。子供の特性や理解力に合わせて、優しく注意しましょう。ただし、非常に危険な行動をやめない場合には、しっかりと対応する必要があります。
  - ・保護者のいない幼児・児童が乗る場合は、わざと遠回りす できせつ ることがないように、適切なコースを選びましょう。



- (3)病気やケガをした人への対応